

第 5 2 4 回
三戸町議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 2 日 開会

令和 7 年 6 月 5 日 閉会

三戸町議会

目 次

会 期 日 程 表	1
上程議案及び議決結果	2
第1日 令和7年6月2日（月）	
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	4
○応招議員	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	4
○職務のために出席した事務局職員等	5
日程第1 会議録署名議員の指名	6
日程第2 会期の決定	6
日程第3 諸般の報告	7
＜町長の報告＞	
報告第1号 令和6年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	7
報告第2号 令和6年度三戸町営簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	7
報告第3号 和解及び損害賠償の額を決定することについて	7
＜議長の報告＞	
日程第4 町長提案理由の説明	8
第3日 令和7年6月4日（水）	
○議事日程	12
○本日の会議に付した事件	12
○出席議員	12
○欠席議員	12
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	12
○職務のために出席した事務局職員	13
午前10時00分 開議	
日程第1 一般質問	
五十嵐 淳議員	14
1. ふるさと納税を支える農業への鳥獣被害対策について	
久慈 聡議員	27
1. 賑わいの創出について	
山田 将之議員	43
1. 少子化時代の学校運営と教育支援について	
2. 公園遊具の更新と全天候型遊び場の整備について	
3. 三戸町におけるキャッシュレス決済の導入促進について	
佐々木和志議員	54
1. 空き家対策について	

第6日 令和7年6月5日(木)

○議事日程、追加議事日程	57
○本日の会議に付した事件	58
○出席議員	58
○欠席議員	58
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	58
○職務のために出席した事務局職員	59

午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

栗谷川柳子議員	60
---------	----

1. 観光振興に関する具体的な施策について
2. 熱中症予防対策の実績と今後について

千葉 有子議員	70
---------	----

1. 公園の整備方針と現状認識について
2. 町民歌の継承と活用について

日程第2 報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (三戸町町税条例の一部を改正する条例)	80
---	----

日程第3 報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)	81
--	----

日程第4 報告第6号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	82
---	----

日程第5 議案第35号 三戸町宿泊施設の誘致に関する条例の制定について	83
-------------------------------------	----

日程第6 議案第36号 三戸町奨学金条例の制定について	86
-----------------------------	----

日程第7 議案第37号 三戸町人材育成基金条例の一部を改正する条例案	90
------------------------------------	----

日程第8 議案第38号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	91
---	----

日程第9 議案第39号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	91
---	----

日程第10 議案第40号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	91
--	----

日程第11 議案第41号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	91
--	----

日程第12 議案第42号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	91
--	----

日程第13 議案第43号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	91
--	----

日程第14 議案第44号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	91
--	----

日程第15 議案第45号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	91
--	----

日程第16 議案第46号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	91
--	----

日程第17	議案第47号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	91
日程第18	議案第48号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	91
日程第19	議案第49号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	91
日程第20	議案第50号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	92
日程第21	議案第51号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	92
日程第22	議案第52号	令和7年度三戸町一般会計補正予算（第1号）	94
日程第23	議案第53号	令和7年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	97
日程第24	常任委員会の所管事務調査の報告について		98
	・総務文教常任委員会		
	・民生商工常任委員会		
	・建設農林常任委員会		
日程第25	常任委員会の閉会中における所管事務調査について		99
日程第26	議員派遣の件		99
日程第27	諸般の報告		100
	・議長の報告		
閉会			100
署名			101

会 期 日 程 表

会 期 令和7年6月2日～6月5日（4日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時刻	内 容
第1日	6月2日(月)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明
第2日	6月3日(火)	休 会		議案熟考のため
第3日	6月4日(水)	本 会 議	午前10時	一般質問
第4日	6月5日(木)	本 会 議	午前10時	一般質問 議案審議・採決 各常任委員長報告 議員派遣の件 諸般の報告 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第1号	令和6年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		町長報告 R7.6.2
報告第2号	令和6年度三戸町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について		町長報告 R7.6.2
報告第3号	和解及び損害賠償の額を決定することについて		町長報告 R7.6.2
報告第4号	専決報告事項の報告及びその承認を求めることについて（三戸町町税条例の一部を改正する条例）	R7.6.5	原案承認
報告第5号	専決報告事項の報告及びその承認を求めることについて（三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	R7.6.5	原案承認
報告第6号	専決報告事項の報告及びその承認を求めることについて（三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）	R7.6.5	原案承認
議案第35号	三戸町宿泊施設の誘致に関する条例の制定について	R7.6.5	原案可決
議案第36号	三戸町奨学金条例の制定について	R7.6.5	原案可決
議案第37号	三戸町人材育成基金条例の一部を改正する条例案	R7.6.5	原案可決
議案第38号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R7.6.5	原案同意
議案第39号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R7.6.5	原案同意
議案第40号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R7.6.5	原案同意
議案第41号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R7.6.5	原案同意
議案第42号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R7.6.5	原案同意
議案第43号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R7.6.5	原案同意
議案第44号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R7.6.5	原案同意
議案第45号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R7.6.5	原案同意
議案第46号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R7.6.5	原案同意

議案第47号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R7.6.5	原案同意
議案第48号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R7.6.5	原案同意
議案第49号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R7.6.5	原案同意
議案第50号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R7.6.5	原案同意
議案第51号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R7.6.5	原案同意
議案第52号	令和7年度三戸町一般会計補正予算（第1号）	R7.6.5	原案可決
議案第53号	令和7年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	R7.6.5	原案可決

第1日目 令和7年6月2日（月）

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 1. 町長の報告 報告第1号 令和6年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第2号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 - 報告第3号 専決処分した事項の報告について
 - 2. 議長の報告
 - 第4 町長提案理由の説明
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員（14人）

○出席議員（14人）

- 1番 五十嵐 淳 君
 - 2番 松尾 道郎 君
 - 3番 柳 雫 圭 太 君
 - 4番 小笠原 君 男 君
 - 5番 和田 誠 君
 - 6番 山田 将之 君
 - 7番 栗谷川 柳子 君
 - 8番 藤原文雄 君
 - 9番 番屋 博光 君
 - 10番 千葉 有子 君
 - 11番 久慈 聡 君
 - 12番 澤田 道憲 君
 - 13番 佐々木 和志 君
 - 14番 竹原 義人 君
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|--------------|--------|
| 説明員 | 三戸町長 | 沼澤修二君 |
| 委任説明員 | 副町長 | 本宿貴一君 |
| | 参事（農林課長事務取扱） | 貝守世光君 |
| | 参事（会計課長事務取扱） | 武士沢忠正君 |
| | 参事（総務課長事務取扱） | 太田明雄君 |

参事（住民福祉課長事務取扱）	極 檀	浩 君
建設課長	齋 藤	優 君
健康長寿課長	中 村	正 君
まちづくり課長	櫻 井	学 君
税務課長	下 村	太 平 君
三戸中央病院事務長	松 崎	達 雄 君
総務課防災危機管理監	多 賀	昭 宏 君
三戸中央病院事務次長	中 村	義 信 君
まちづくり課ふるさと納税強化室長	高屋敷	一 弘 君

○農業委員会事務局

説明員 会 長	梅 田	晃 君
委任説明員 事務局 長	貝 守	世 光 君

○教育委員会事務局

説明員 教 育 長	慶 長	隆 光 君
委任説明員 事務局 長	奥 山	昇 吾 君
事務局 次 長	金 子	祐 之 君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長	井 畑	淳 一 君
総括主幹	櫻 井	優 子 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第524回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会委員長、藤原文雄議員。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第524回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、5月22日、午前10時、委員会を招集。本宿副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

6月2日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を6月2日から6月5日までの4日間と定め、諸般の報告を行います。次に、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

6月3日は、議案熟考のため休会。

6月4日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

6月5日、午前10時開議。一般質問を続行し、次に報告第4号から報告第6号及び議案第35号から議案第53号までの審議、採決を行います。次に、各常任委員長からの所管事務調査の報告及び閉会中における所管事務調査の申出、議員派遣の決定並びに諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和7年6月2日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番、小笠原君男議員、5番、和田誠議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月5日までの4日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から6月5日までの4日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

1. 町長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告第1号から第3号について報告があります。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

皆様、おはようございます。私から3件ご報告申し上げます。

初めに、報告第1号 令和6年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

本件は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費とした地域公共交通再編検討業務委託料ほか8件につきまして、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第2号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により繰り越した修繕費につきまして、繰越計算書を調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号 専決処分した事項の報告について（和解及び損害賠償の額を決定することについて）申し上げます。

本件は、令和6年10月21日、三戸町老人福祉センター内のパイプ椅子の老朽化により利用者が負傷し、当町に国家賠償法上の損害賠償責任が生じたため、損害賠償の額を5万3,670円と定め、本年5月2日に和解が成立したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、私からの報告を終わります。

2. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

次に、議長の報告を行います。

監査委員から、令和7年3月から令和7年5月に実施した例月出納検査の結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、教育委員会から令和6年度三戸町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検評価に関する報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第4、報告第4号から報告第6号及び議案第35号から議案第53号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

このたびの第524回三戸町議会定例会の招集に対し、議員の皆様にはご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、提出議案のご審議を賜りますことに心から厚く御礼申し上げます。

私は、昨年11月17日の町長就任から半年が経過いたしました。この間「前進三戸」のため着実に歩みを進めることができましたのは、議員皆様の力強いご支援と職員の献身的な職務遂行のたまものであり、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

提案理由の説明の前に、最近の町政の動向についてご報告申し上げます。

まずは、さんのへ春まつりについてでございます。今年はや期が早められ、4月19日から5月5日までの17日間開催され、城山公園には連日多くの花見客が訪れました。園内の桜は、ここ何年かの間では最も美しく、見事な咲きぶりで、町内外から多くの評価の声が届くとともに、テレビ中継や新聞報道で三戸町の誇り、見事な桜、桜復活などの表現で取り上げられたところがございます。これもひとえに関係者皆様の深いご理解とご尽力によるものと認識しており、心から感謝申し上げます。今後も三戸町民自慢の三戸城跡、城山公園が町内外から評価され、私が掲げる7本の柱の「町の賑わいの創出」、観光客及び三戸ファンの拡大により町の活性化につながっていくよう、関係者や町民と一体となって努力を続けてまいりたいと考えております。

次に、「かせぐ自治体、役場の構築」についてでございますが、4月1日から「まちづくり推進課」を「まちづくり課」に改めるとともに、新たに「ふるさと納税強化室」を設置いたしました。現在寄附金受入額の拡大のため、受入れ態勢及び返礼品の見直しと増強に取り組んでおります。先日も返礼品増強のため提供事業者説明会を開催したところ、44事業者にご参加いただき、ふるさと納税制度の積極的な活用について情報共有を図ったところでございます。また、町と連携協定を締結した農業ベンチャー企業でございますCREATE AGR Iが先月サツマイモの栽培を開始し、今後ふるさと納税の返礼品となり得る新たな地域産品が誕生する見込みであると同時に、農林、畜産、商工の振興による町民所得の向上にも結びつけられるよう連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、「高齢者の支援」でございますが、家族介護を充実するため、家族介護用品給付事業を見直し、給付額を引き上げるとともに給付品目の拡大を図ったところでございます。また、老後の不安の解消に資するため、現在エンディング、終活支援事業の準備を進めているところでございます。

次に、「子育て・教育の充実」でございますが、本年度新たに習い事応援補助金、修学旅行費補助金制度を創設し、先般受付を開始しております。早速多くの申請をいただいているところでございます。また、現在は高校生就学支援金事業の準備を進めているところであり、今後も子供たちのもっと学びたい、習いたいという気持ちに応

えるとともに、教育にさらに力を入れてまいります。

次に、「健康・長生きの推進」により一人一人の健康を推進し、家族と社会の幸せにつながるについてでございますが、小中学生の虫歯予防の充実を図るため、今月から新たに三戸町フッ化物洗口事業を実施するほか、健康寿命延伸のため検診制度の充実による検診受診率の向上やQOL健診の初めての実施に向けて現在準備を進めているところでございます。

次に、「安全・安心・快適な生活の実現」でございますが、町民1人1日当たりのごみ排出量を削減するため、新たに生ごみ減量化チャレンジ事業を創設するとともに、各町内会の総会等におきまして、担当職員が三戸町の家庭ごみの排出状況を説明し、減量と呼びかけているところでございます。また、町内会活動を強力に支援し、町の活性化に資するため、町内会応援補助金の充実を図るほか、町内会連合会が実施する花いっぱい運動の事業費を増額したところでございます。

以上が令和7年度に入り2か月間での主なものでございますが、今後も新しい時代に向かって変化を続ける三戸町のかじ取り役として、7本の柱に基づきスピード感と危機感を持って着実に歩みを進めてまいりますので、議員皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、引き続き今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、報告第4号（三戸町町税条例の一部を改正する条例）について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、三戸町町税条例を改正したものでございます。

改正の主なる内容であります。個人町民税関係では、従来からある19歳から22歳までの子を持つ親が受けられる特定扶養控除とは別に、子の所得に応じた控除が受けられる特定親族特別控除を新設する等の改正を行っております。軽自動車税関係では、排気量125ccのバイクであっても速度が抑制された車両である場合は、従来の原動機付自転車と同じ税額区分とする等の改正を行っております。その他、町たばこ税関係では、加熱式たばこの本数換算の見直し、各法律の改正に伴う項ずれ等所要の整備を行っております。本条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次に、報告第5号（三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について申し上げます。

本件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、三戸町国民健康保険税条例を改正したものでございます。

改正の主なる内容でございますが、国民健康保険税における内訳のうち基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げたほか、所得に応じた軽減措置の判定についての算定方法を改め、その軽減対象範囲を拡大したものでございます。本条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次に、報告第6号（三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）について申し上げます。

本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したも

のでございます。

改正の内容でございますが、適用期限を令和7年3月末から3年間延長し、令和10年3月末としたものでございます。本条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第35号 三戸町宿泊施設の誘致に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、多くの町民の願いであり、議員皆様で構成する三戸町活性化対策特別委員会からのご要望でもあります宿泊施設の誘致に関し、観光の振興並びににぎわいの創出を図り、もって本町の経済の活性化及び住民福祉の向上に寄与することを目的に、宿泊施設の新設促進のための各種奨励措置等を規定するため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第36号 三戸町奨学金条例の制定について申し上げます。

本案は、高等学校以上の学生に対する奨学金の貸付けについて定めております三戸町奨学金貸付条例及び大学生のみを貸付対象として定めております佐藤義典奨学金貸付条例を貸付けを受ける側に立った制度とするため、1本の条例に統合するとともに、これまでの貸付型奨学金に加え、給付型奨学金を創設するため新たに条例を制定するものでございます。給付型奨学金につきましては、特に優秀と認められる大学生に対して奨学金を給付するものであり、次代を担う有能な人材が安心して勉学に打ち込むことができる環境を提供するとともに、三戸町の内外で活躍するため羽ばたく人材の育成に資することを目的としております。また、給付型奨学金の設定により、学生のモチベーションを高めるとともに、町の教育制度の充実を図るものでございます。

次に、議案第37号 三戸町人材育成基金条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、令和7年2月28日、村井君子氏と、そのご子息の村井博氏からのご寄附、現金80万円を採納したことから、三戸町人材育成基金に積み立てるため、三戸町人材育成基金条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第38号から議案第51号までの三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、令和7年9月4日に任期満了を迎える三戸町農業委員14名について一般公募したところ、定数と同数の14名の応募があったことから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により委員として任命するため、議会の同意を求めるものでございます。

議案第38号から議案第51号まで順に、一ノ渡重義氏、井畑育子氏、梅田晃氏、上野敏昭氏、老久保修氏、神谷陽一氏、坂本厚子氏、佐々木俊一氏、千澤正知氏、照井秀美氏、中澤隆浩氏、馬場富士夫氏、武士沢隆悦氏、山下勝弘氏、以上14名の同意を求める議案でございます。14名全員、農業委員会の委員として適任者であると判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

次に、議案第52号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町一般会計既決予算額69億3,755万3,000円に歳入歳出それぞれ6,787万9,000円を追加し、予算総額を70億543万2,000円にするものでございます。

歳入の主なる内容といたしましては、地方交付税2,070万2,000円、国庫支出金4,163万2,000円を増額するものでございます。

歳出の主なる内容といたしましては、定額減税補足給付金事業費等総務費3,846

万9,000円、新型コロナワクチン接種事業費等衛生費1,318万1,000円を増額するもの
でございます。

次に、議案第53号 令和7年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第1号）につい
て申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町簡易水道事業会計の収益的収入において、既決予定額1
億7万1,000円から98万9,000円を減額し、総額を9,908万2,000円に、収益的支出にお
いては、既決予定額1億233万4,000円から98万9,000円を減額し、総額を1億134
万5,000円にするものでございます。

資本的収入においては、既決予定額1,894万円に236万5,000円を追加し、総額を2,130
万5,000円に、資本的支出においては、既決予定額2,568万5,000円に236万5,000円を
追加し、総額を2,805万円にするものでございます。

補正の内容でございますが、収益的収入においては他会計補助金98万9,000円を減
額し、収益的支出におきましては総係費198万9,000円を減額し、配水及び給水費100
万円を増額するものでございます。資本的収入においては企業債230万円を、資本的
支出においては施設整備費236万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上、案件についてご説明申し上げましたが、議員皆様におかれましては十分ご審
議の上、原案どおり議決を賜りますようお願いを申し上げ、私の提案理由の説明を終
わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時27分 散会

第3日目 令和7年6月4日(水)

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|---------|---|
| 五十嵐 淳議員 | 1. ふるさと納税を支える農業への鳥獣被害対策について |
| 久慈 聡議員 | 1. 賑わいの創出について |
| 山田 将之議員 | 1. 少子化時代の学校運営と教育支援について
2. 公園遊具の更新と全天候型遊び場の整備について
3. 三戸町におけるキャッシュレス決済の導入促進について |
| 佐々木和志議員 | 1. 空き家対策について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(14人)

- | | | | |
|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 五十嵐 | 淳 | 君 |
| 2番 | 松尾 | 道郎 | 君 |
| 3番 | 柳 | 雫 | 圭太君 |
| 4番 | 小笠原 | 君 | 男君 |
| 5番 | 和田 | | 誠君 |
| 6番 | 山田 | 将之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳子 | 君 |
| 8番 | 藤原 | 文雄 | 君 |
| 9番 | 番屋 | 博光 | 君 |
| 10番 | 千葉 | 有子 | 君 |
| 11番 | 久慈 | | 聡君 |
| 12番 | 澤田 | 道憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和志 | 君 |
| 14番 | 竹原 | 義人 | 君 |
-

○欠席議員(0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | | | |
|-------|----------------|-----|----|----|
| 説明員 | 三戸町長 | 沼澤 | 修二 | 君 |
| 委任説明員 | 副町長 | 本宿 | 貴一 | 君 |
| | 参事(農林課長事務取扱) | 貝守 | 世光 | 君 |
| | 参事(会計課長事務取扱) | 武士沢 | 忠正 | 君 |
| | 参事(総務課長事務取扱) | 太田 | 明雄 | 君 |
| | 参事(住民福祉課長事務取扱) | 極檀 | | 浩君 |
| | 建設課長 | 齋藤 | | 優君 |
| | 健康長寿課長 | 中村 | | 正君 |
| | まちづくり課長 | 櫻井 | | 学君 |
| | 税務課長 | 下村 | 太平 | 君 |

三戸中央病院事務長	松崎達雄君
総務課防災危機管理監	多賀昭宏君
三戸中央病院事務次長	中村義信君
まちづくり課ふるさと納税強化室長	高屋敷一弘君

○農業委員会事務局

説明員 会長	梅田晃君
委任説明員 事務局 長	貝守世光君

○教育委員会事務局

説明員 教育 長	慶長隆光君
委任説明員 事務局 長	奥山昇吾君
事務局 次長	金子祐之君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長	井畑淳一君
総括主幹	櫻井優子君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<1番 五十嵐 淳議員>

1. ふるさと納税を支える農業への鳥獣被害対策について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

1番、五十嵐淳議員。

○1番（五十嵐 淳君）

おはようございます。通告に基づき、これより一般質問に入ります。

本日の質問事項は、大枠1点、ふるさと納税を支える農業への鳥獣被害対策についてです。ふるさと納税の推進を町の重要な財源戦略と位置づける中で、その根幹を支える農業、特に現時点での主力となっている果樹や、今後新たなメニューに加わるであろう稲作といった生産基盤に関わる鳥獣被害対策について町の現状認識と今後の方針を伺います。

三戸町は、リンゴやサクランボをはじめとする果樹の産地として知られ、ふるさと納税でも多くの支持を集めています。これらの農産物の生産を維持、拡充していくことは、単なる農業振興にとどまらず、町全体の経済や財政の持続性に直結する重要なテーマです。しかし、その農業をめぐるのは、今後の安定性を脅かす5つの大きな外的リスクがあると私は考えています。すなわち自然災害や病害虫の発生といった自然環境リスク、鳥獣による生物的リスク、価格変動や資材高騰といった経済的リスク、労働力不足や制度変更などの社会的リスク、そして感染症や国際情勢の影響といったグローバルリスクです。例えば経済的リスクについては、今現在も話題となっている米騒動に象徴されるように、価格高騰や需要、供給不安、販売現場の混乱といった状況が現実のものとなっており、多くの町民の方にとって記憶に新しく、現時点でもその影響を感じている方も少なくないのではないかと思います。農業経営を取り巻く不確実性は、かつてないほどに高まっており、それは生産現場だけでなく、日々の食卓を預かる一般家庭や町民の暮らしにも直結する問題となっています。

この中でも特に町として今早期に手を打つべきと考えているのが鳥獣被害対策です。実際に町内にはリンゴの花芽や苗の食害、畑の掘り起こしといった被害が一部で報告されており、地域によってはイノシシやシカの出没頻度も増してきていると聞いています。また、農林課との意見交換では、集落単位での面的な防除の必要性を念頭に置きつつも、農家の高齢化や自分の代で農業を辞めると考える方も多く、担い手不足や地域内での合意形成の難しさなどから、十分に進められていない現状が示されました。

こうした鳥獣被害は単なる農業上の課題にとどまらず、ふるさと納税の返礼品供給

体制にも影響を及ぼし、町の財源や経済基盤そのものを揺るがしかねない問題です。さらに被害が拡大すれば、農作放棄地の増加や野生動物の市街地侵入など農業の枠を超えた地域課題へと波及していくおそれもあります。だからこそ、鳥獣被害対策は農政に限らず町全体の政策として捉え直す必要があると考えています。こうした現状を踏まえ、今回は次の3点について質問させていただきます。

1点目、鳥獣被害対策の政策上の位置づけについて。農業にとどまらず、ふるさと納税、地域活性、生活環境、防災などを含めた横断的課題としての認識。

鳥獣被害は、単に農政の1分野にとどまるものではなく、今やふるさと納税の持続性、地域活性化、生活環境の安全、さらには防災や公共インフラの保全といった町の様々な農政領域と関係する横断的な課題となっています。こうした観点から、町として鳥獣被害対策をどのように政策全体の中で位置づけているのか、その認識と整理状況について伺います。

2点目、現状の被害認識と情報収集体制について。被害作物、地域、動物種、被害額の把握状況と、報告に至っていない被害実態の把握方法と、その分析。

町内での被害状況について、具体的にどの地域で、どの作物が、どの程度の被害を受けているのか。また、被害額や動物種の分類、被害発生の傾向など、どのように把握されているのか定量的な状況を伺います。

加えて、実際には被害があっても報告に至っていない事例や、記録に残っていない実態もあると聞いています。そうした実態の把握をどう進めているのか、町の分析体制や収集方法についてもお聞かせください。

3点目、現行の対策と今後の方向性について。捕獲、電気柵、助成制度などの現状と課題、面的な防除体制の必要性を踏まえた町の検討状況や今後の考え方。

現在行われている対策として、例えば電気柵の設置支援、わなの貸与、わな設置時における日当支払い、狩猟免許取得支援などあるかと思いますが、これらの実施状況と課題認識を伺います。特に個別農家に対する対応には限界があるとの声もあります。そこで、面的な防除体制の構築に向けて町はどのように課題を捉え、今後の対策方針を検討しているのかお聞きします。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

おはようございます。五十嵐議員からの農業への鳥獣被害対策についての3点の質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の鳥獣被害対策の政策上の位置づけについてでございますが、三戸町及び周辺地域に生息し、被害を及ぼす鳥獣として、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、カラスなどが挙げられます。これらの鳥獣により、農作物の食害や農地の掘り起こしのほか、住民生活では住宅敷地など生活圏への出没や、ふん害による住環境の悪化、偶発的遭遇による人的被害などが発生しております。このように鳥獣被害は農業にとどまらず、広く町民生活に影響を及ぼすものであるため、町といたしましては県及び近隣市町村、警察、猟友会など関係機関、団体と連携し、一体的に取り組む必要があると認識しております。

次に、2点目の現状の被害認識と情報収集体制についてでございますが、町では農業者や住民からの通報のほか、鳥獣被害対策実施隊のパトロール報告を受けて、目撃、被害のあった場所を確認し、鳥獣の種類、痕跡、出没頻度、隣接地の状況及び農作物の被害程度を把握しているところでございます。また、報告に至っていない目撃、被害につきましては、鳥獣被害対策実施隊員や地域おこし協力隊員による農業者等への

聞き取りや過去に出没した場所の見回りにより被害の把握に努めております。

目撃したにもかかわらず報告がなされないことにつきましては、地域や鳥獣の種類によって出没が日常のこととして捉えられていることや、出没しても特に被害がなかったことなどが理由として考えられます。

次に、3点目の現行の対策と今後の方向性についてでございますが、町では狩猟免許の取得及び銃器所持の許可に係る許認可に要する経費を全額補助するほか、捕獲のための購入及び侵入防止策の整備に係る経費の一部について、今年度も三戸町鳥獣対策総合事業費補助金を交付することとしております。これまでは被害が発生した圃場で有害鳥獣の捕獲や電気柵の設置を推奨してまいりましたが、今後は効果的に被害を防止するため、連続した複数の農地や地区全体を囲う侵入防止柵の設置について、さらに強く推奨してまいりたいと考えております。

私は、農業における鳥獣被害を効果的に防止するためには、行政や集落、個人が協力した地域ぐるみの体制により鳥獣を寄せつけない、入れない、捕まえるといった3つを一体的に取り組んでいくことが肝要であると考えておりますので、引き続き安全、安心な営農環境の整備、充実に取り組んでまいります。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございました。まず、1点目の政策上の位置づけについて再質問させていただきます。

町長のほうから住民生活に対しての、いわゆる連携、鳥獣被害に対しての連携等答弁いただきましたが、実際に連携に対しての具体的な関わり方ですとか組織構成など、そういったものがありましたらお答えいただきたいです。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

鳥獣被害対策を進める上で具体的にどのように対応しているかということでございます。日常的には農林課のほう为主体となりまして、先ほど町長答弁にありましたように3つの柱を基本に対策を講じておりますが、住宅地に出没した場合は、関係機関や役場関係課等で情報を共有し、横断的に取り組んでおります。例えば昨年城山公園でクマが目撃された際には、教育委員会による小中学校付近での登下校の見守り、総務課による消防団への夜間巡回の依頼、あと三戸警察署による周辺パトロールの実施を行いました。また、ツキノワグマ緊急対策連絡会議を開催しまして、県、三戸警察署、三戸消防署、JA八戸と情報共有し、連携体制の確認を行っております。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

ただいま横断的に連携をされている、具体的に農林課が主となってというお話だったのですけれども、実際に情報共有の後にそれぞれの担当課、先ほどの話でいうと、教育委員会などを含めての連携というのは聞かせていただきました。その中で農林課が主という話ではあったのですが、実際に実務的に意思決定する場の設置、今までのやり方だけではなく、今後スムーズに連携ができるような意思決定の場、例えばワーキングチームとか定例会等予定があるのか、実際今やられているのかなどありましたらお聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

鳥獣対策につきまして定例的な会議等は持ってございませんが、実際に鳥獣の被害が出たとか、そういう情報があった場合は、当然上司のほうにも報告しながら、関係課と連携をして対応していくということになります。町のほうには有害鳥獣被害対策協議会というものも設置しておりますが、こういった会議等を利用して適切に対応してまいりたいと考えております。

○1番（五十嵐 淳君）

先ほどまでの答弁の中で、いわゆるふるさと納税に関わるまちづくり課ですとか、ふるさと納税強化室の連携のお話というのは特に出なかったのですが、例えば実際にふるさと納税の主力となっている果樹、特にリンゴということで、まちづくり課の担当チームの皆さんが結構農家とのやり取り、コミュニケーションを取っている機会というのは非常に多いと思うのですが、その辺りでの連携ですとか情報共有というのはなされていないのでしょうか。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

情報共有自体につきましては、役場内、関係課だけではなくて、全体が共有しているということで、その担当課、各課の必要な対応をそれぞれ行っているということでございますので、まちづくり課だけに限らず、教育委員会、住民福祉課、総務課、様々な課が共有して必要な対策を適時実施しているということでございます。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

今町長のほうから各、もちろんまちづくり課含めて情報共有されているということをお聞きしました。その中で改めてちょっとお伺いしたいのですが、いわゆる情報共有というのはされているかと思えます。あとは、ちょっと話が、いわゆる……。例えばふるさと納税の話にして、ちょっと例えますと、ふるさと納税、今町長のほうで今年度4億5,000万円目標、令和10年までに6億円という目標を掲げられていまして、今現在の三戸町のポテンシャルだったり、今実際に町長が動かれている、指示されているお考えですとか、実際に指示されている担当課のチームの動きを見る限り、今のままでいったら間違いなく目標は達成するのかなと思っております。ただ、その中で、先ほども冒頭でもお話ししましたが、1つ大きなリスクとして考えられるのは、やはり鳥獣被害によって現在の土台が崩れたり、これから取り組もうとしていたいわゆる品目、アイテムというものが崩れてしまう、もくろみが崩れてしまうということも考えられる。その中で、いわゆるまちづくり全体の考え方、町の政策ですとか、あとはふるさと納税の今後の計画の中で、鳥獣被害に対しての考え方、いわゆるそういった目標値の中に指標など入っているのか。ありましたらお聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

まず、鳥獣被害対策につきましては、基幹産業であります農業の安定的な生産体制を構築するために実施しております。それで、三戸町のほうには鳥獣被害防止計画という計画がございまして、この中で対象鳥獣、ツキノワグマであったり、ニホンジカ、ハクビシン、そういった有害鳥獣となり得るものについて、年間の捕獲頭数とかというのは数値として出されております。この計画に沿って鳥獣被害対策を実施してまいります。

○1番（五十嵐 淳君）

すみません、改めてちょっとお伺いさせていただきますが、今のお話の中で、対策、対応として、もちろん念頭に置かれているというのは十分理解できたのですが、例えば私自身は約8年前に宮城県から移住してきたのですが、宮城県の鳥獣被害、最初に町長から答弁ありましたイノシシ、シカ、特にこの2つの被害が非常に大きくて、例えば農家がある日に植えた種芋が次の日にはもうなくなっているということが日常的にありました。私が移住するタイミング、移住前というのは、三戸町ではイノシシの話とかというのは一切聞いていなかった中で、これが今顕著になってきているというのは、このまま3年後、5年後、非常に鳥獣被害対策の中でも大きなリスクになっているということが容易に想像できるのかなと思っています。その中で、現在の例えば町の総合計画だったり、中長期の計画の中でかなり力を入れて対策を講じていかなければいけないのかなと考えている中で、その辺りというのは今後どのようになされていくのかというのがもしお考えがあればお聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

これまでも町として鳥獣対策総合事業ということで免許の取得経費の補助であったり、捕獲わなの購入経費の補助、電気柵等の侵入防止柵の設置経費の補助等を行っておりました。これまでは確かに被害があった圃場、点として対策を講じておりましたが、先ほど町長答弁にありましたように広域的に複数の農地を囲う柵といったものは非常に有効だと思いますので、様々課題はありますが、それらを地域住民の方々と話をしながら、その課題を解決する手段を探して、まず地域ぐるみで対策を講じていきたいというふうに考えております。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまの担当課長の答弁に少し補足をさせていただきます。

町といたしましては、今後、これまではただいま答弁のとおりに対応をしてきたわけですが、必要に応じて鳥獣被害による農林水産業に関する被害防止のための特措法というものもございます。こちらのほうで必要な計画を立てたり、措置をしたりということができることとなっておりますので、早急にそういった対応をすべきかどうかを話を庁内でいたしまして、今後の被害対策に努めていくということと考えております。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

庁内のほうで考え、検討されるということでお聞きしました。ありがとうございます。

では、ここは1点目の質問の最後の再質問とさせていただきますが、今までの質問に対しては、庁内、いわゆる執行部内、役場内ということですね。こういったところでの対策に対しての考え方を聞きしていたのですが、最後の1点目としては、最後といいますか、1点目の質問の最後の質問としましては、町民への周知ですとか意識共有についてどのようなことをなされているのかを、取組等ありましたらお聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

鳥獣被害対策につきましては、これまで一般の町民の方には特に絞った周知、啓発というのは行っておりませんでした。まず鳥獣被害を防ぐためには餌場をつくらないというのがございまして、例えば一般家庭でも生ごみの出し方であるとか、あと家庭菜園での作物残渣、置きっ放しにしておくとかといったことは有害鳥獣を呼び寄せる要因となりますので、これからそういったものも含めて、一般町民の方も農家の方も広くそういった鳥獣被害対策を認識していただけるよう周知、啓発に努めてまいりたいと思います。

○1番（五十嵐 淳君）

今の答弁では、どのように啓発、情報発信していくかというところとしてお聞きしました。特にお話のあった生ごみですとか残渣に関しまして、私も結構今まで三戸町に来る前の住んでいた地域と比べると、すごく気になっていた部分ではあります。実際に私もいわゆる野生動物を見る機会も多々あるのですけれども、やはりかなり栄養を取っているのだらうなというような体の大きい、ほかの地域に比べても体の大きいように見受けられます。これは、やはりそういった対応がまだまだ不十分であり、そういった残渣の場所などに行くと、餌として、自分の食物として食べられるというような、動物自体がそういうふうを考えているのではないかなというふうなぐらい非常に目立っていました。その中で、情報発信としてはこれからそうならないように対策をしていくというのは十分理解できたのですけれども、反対に町民が情報を提供するような仕組みですとか、今まではどのような形で情報を入手していたのかというのがありましたらお聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

有害鳥獣の出没情報については、農家のみならず、一般の町民の方からも映像とか電話等で情報をいただいております。それに必要な対応を関係課、関係機関と連携して取っているところでございます。

○1番（五十嵐 淳君）

例えばですけれども、専用の窓口までは言わないのですけれども、今町のラインのほうでもリッチメニューが設置されて、町の情報を得やすいような状況になっているように整備されているというふうに見受けられますが、例えばそこを1つ利用して、何か鳥獣被害、動物見つけましたよ、こういったところでちょっと気になりましたよというふうなものを発信できるような、ラインの連携なんかを含めた簡易な仕組みというのは検討される予定があるのか。何かほかにも考えがあるのか、あればお示してください。

○農林課長（貝守 世光君）

鳥獣被害の防止対策を講ずるには、そういった目撃情報であるとか出没状況等を分析した上で、適切な対応がなされると考えておりますので、今お聞きしましたラインのリッチメニュー等でどういった方法で情報収集ができるのか、ちょっと研究をしてみたいと思います。

また、鳥獣被害の窓口につきましては、目撃情報、被害情報含めまして、農林課が窓口になってございますので、よろしく願いいたします。

○1番（五十嵐 淳君）

先ほどお話ありましたラインに関しまして、私昨年9月に一般質問でラインの、町の状況を含めてお伺いしたときには、たしか登録者700人ぐらいだったのです。現在もう1,000人を超えていて、本当に三戸町として非常にたくさんの人に情報提供しようというような姿勢、取組、認知を増やそうという取組というのは非常に見えていました。そういったせっかく利用者が増えているものもありますので、ラインにこだわっているわけではないのですけれども、やはり気軽に情報提供を受けられるような体制というのもぜひご検討いただきたいなと思います。

では、2点目の現状の被害認識と情報収集体制について再質問させていただきます。

大枠、お話で言うと、農家の報告だったり、担当課及び地域おこし協力隊などの巡回なんかを含めて被害状況を把握しているということでしたし、実際に農林課との意見交換なんかでもそういったお話いただいております。その中で1つ気になっていたのは、農家のほうでいわゆる風評被害を懸念して被害申告を控えるような何かお話もちらっと、実際にいろいろな農家とのお話を聞く中で聞こえておまして、そういったところで実際に過小に被害が報告されている可能性がある以上、申告ベースのみでの対策を講じるのはちょっと不十分なのかなと思っております。例えばですけれども、監視、ICTの活用なんかも含めて監視の部分ですとか、そういったハード的なもので申告以外の情報を何とか把握する方法というものですとか、あとはソフト的に、風評による申告抑制の具体的な対応とかを考えると、話すことで、報告することで、情報を提供することでデメリットが生じないというような対策、そういったものがありましたら、検討内容がありましたら、もしくはお考え、お聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

有害鳥獣の被害状況を把握するためということで、まず今現在は農林課のほうで持っております監視カメラというものがございまして、物が動くと映像として記録しておくというものがございまして、目撃された場所はもちろんですが、以前にどうか、被害があったところにカメラを取り付けるとかといったことはしてございまして、そういったものも報告以外の把握する手段だと思っております。

また、先ほどありました風評被害をおそれて報告をしないというものについて、デメリットが生じないような対応をとということです。もちろん鳥獣対策を有効に進めていくためにはそういった情報というものが非常に大事だと思っておりますので、報告したことによって農家にデメリットが生じないような対策をこれからしっかり考えて対応していきたいと思っております。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。今のお話の中で、これから努力、検討という話だと思うのですが、現時点ではやはり情報収集が十分ではないと。十分であるとは言えない。もちろん町側の努力が足りないとか、そういったことではなく、先ほど申し上げたように、やはり申告しづらいような状況もあるという中で、今後町としてどの程度の被害がどこでどの作物に出ているのか、こういった定量的な把握とか、マッピングというのは現在行われているのか。今現段階では、まだまだいわゆる見えない被害というのがある中で、今現在見えている被害に関しては、何か私たちにすぐに周知できるような、開示できるような、そういった仕組みにはなっているのかどうかというのを伺います。

○農林課長（貝守 世光君）

鳥獣被害の状況を把握するためには、現在被害を受けた方からの報告と、あと鳥獣被害対策実施隊とか地域おこし協力隊による聞き取りなどで補完をしている状況でございます。

現在その被害であるとか目撃情報をウェブ上の地図に落とし込んでいるものがございますので、こちらは閲覧できるようになっておりますので、もっと皆さんのほうに周知をしていきたいと思っております。

○1番（五十嵐 淳君）

周知の方法等、答弁ありがとうございました。

今度は、具体的に駆除、そういったところの質問をさせていただきたいと思うのですが、すけれども、現時点で一番入れないというところと言うと電気柵が非常に有効であるというのをお聞きしておりました。その中で、やはり課題となっているのは費用の部分ですとかメンテナンスの部分だと思います。そういった中で、まずは入れないというところができるにこしたことはないのですが、そこがなかなかまだハードルが高いところと言うと、実際に駆除というところになってくると思うのですがすけれども、わなを町としてどのくらい今保有していて、実際に設置状況ですとか捕獲状況、そういったところの実情と課題等があればお聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

有害鳥獣の捕獲につきましては、現在町のほうに箱わなが23基ございます。これは、大型のクマ用であったり、小型の獣の箱わなであったり、合わせた数でございます。そのほかにくりわなも2基保有してございます。

それで、昨年度捕獲した頭数でございますが、ツキノワグマが4頭、ニホンジカが2頭、イノシシが4頭、カラスが8羽でございます。これは、ここ数年同じぐらいの数で推移しているということでございます。確かにわなを仕掛けたからといって確実に入るというのではなくて、ツキノワグマであれば割と高い比率で捕獲ができるのですが、イノシシであるとかというのは2割程度の捕獲率ということが課題になってございますので、こういったことは数多く被害を受けている自治体のほうで研究しているものであるとか、そういったものをこちらのほうでも入手して、こういった形でやるのが捕獲率が高まるのかということも研究してまいりたいと考えております。

○1番（五十嵐 淳君）

では、そのまま3点目の現行の対策と今後の方向性についてというところにも係ってきましたので、ちょっとそちらでの質問としてさせていただきます。

先ほどのお話で、わなの捕獲率が約2割程度であるというところで、その2割の、どういう考え方よっての2割なのか。例えば設置した今までの期間よっての入ってくる日数での割合なのか。頭数での割合ではないと思うのです。その設置した回数よって、例えば10回設置して2回なのか、10日間わなを設置していると2日ぐらいという意味合いなのか。何が言いたいかと言うと、これから数がどんどん増えていく中で、そのわなを増やしていけば対応が可能なのか否かというところをちょっとお聞きしたいので、こういった形での割合なのか、現時点ではどのようにお考えなのかというのをお聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

先ほどの捕獲の比率といいますか、体感といいますか、そのお話なのですが、有害

鳥獣を捕獲する場合には、町がその被害があったということで捕獲の許可を出します。当然1か月とか設置をして捕獲をするわけですが、捕獲許可に対して捕獲された有害鳥獣の数の比率が2割、イノシシ等であれば2割程度、クマは非常に高いのですけれども、そういったことがございますので、わなを回数かけたとしても、イノシシ等が確実に捕れるかというのは疑問もありますので、どういった形が駆除に当たって有効なのか検討する必要はあると認識してございます。

○1番（五十嵐 淳君）

今のお話で言うと、いわゆる現行の施策だけでは結構なかなか打開というのは厳しいのかなというふうに受け取りましたし、答弁でもそのようにお考えなのかなと思っております。私もいろいろ、もともと住んでいた宮城県も含めて、わな設置なんかをされている方々のお話を聞いていくと、やはりかなりのベテランにならないとわな設置のいわゆる捕獲率というのは上がらないというか、むしろほぼゼロ、新人がやってもほぼゼロであると。そういった中で、やっぱりわなという観点で言うと、もちろんないよりは、先ほどおっしゃられたようにクマとかの対策で言えば効果があるというのがありますので、なくすことはない、むしろ増やすべきであるというふうには考えているのですけれども、現時点のお話の中で、いわゆる頭打ちになり得るのではないかという対策の中で、その中で町として、担当課としてどのように評価されているのかというのを改めてお聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

確かに先ほど申し上げましたとおり、捕獲率というのはかなり低い状況がございませう。先ほど町長の答弁にもありましたが、3つの基本、寄せつけない、まずそういう餌場をつくらない、これは農家の方も一般の町民の方も取り組んでいただきたい。次に、入れないということで、侵入防止柵の設置等によって圃場に入れないということをもまず担当課としては進めていって、それでも被害が出てくるというのであれば、わなを仕掛けて捕獲をするといったふうにご考えてございますので、その寄せつけない、入れないというふうな部分について重点的にこれまでもしてまいりましたし、これからも取組を進めてまいりたいと考えております。

○1番（五十嵐 淳君）

ぜひ進めていただければと思います。

そのちょっと続きになってくるのですけれども、実際寄せつけないというところも意識というのは、いろいろとお話聞いている中で強く意識されているというのは私も理解しているのですけれども、この三戸町役場を起点として、いわゆる3キロ、5キロ圏内でも実際にシカ、イノシシ、目撃情報出ています。これは、もう近い将来市街地にも出没してもおかしくない。実際に直接私も見たわけではないので何とも言えませんが、クマの出没事例なんかも報告されています。その中で、今後実際に、では市街地に出た場合にはどのように対応していくのかというところで、現時点での対応をどのように考えられているのかというのが1点と、もう一点が、これから順調にいったら今年の9月に施行予定の改正鳥獣保護管理法、これはいわゆる自治体が、今までは警察署の発砲許可というものがあっての駆除、市街地での駆除対応だったと思うのですけれども、今後は自治体が発砲許可を出せるようになると、そういった中で現時点でまだ細かなルールというのはそろっていないというのは私も認識しているのですけれども、とはいえ、もう数か月後には施行予定であると。そういった中で、今後

町がそういった判断を下さなければいけないという中で、どのように今お考えになっているのか、もしくは対策等をもう講じられているのであれば、考え、実際の対策をお聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

有害鳥獣が市街地に出た場合の現時点での対応ということですが、まず防災行政用無線で住民の方に情報提供して、まずは身の安全を確保してもらおうといったことで、あとはもちろん警察署であるとか消防署であるとか、そういった方々と協議をして、その中で一番有効な対策を講じていくということになるかと思えます。

それで、もう一つが、法律の一部改正によって自治体の判断で市街地でも猟銃が使えるということがございますが、これは鳥獣保護管理法の一部改正が4月に成立しまして、6か月以内に施行されるということになってございます。これは、全国各地で市街地にクマが出没したり、あと建物に侵入したりといった事例が相次いだことに対するものでございます。町としましては、この法律であるとか、今後国のほうから発出されるガイドライン、こういったものを遵守しまして、まずは住民の安全確保を最優先に、出没場所、状況等を勘案して、適時適切な判断をしていくことになるかと考えております。

○1番（五十嵐 淳君）

もちろんこれから施行される、ルールが出てからということになるのは分かっているのですが、1点気になるのは、これからの準備というのは進められているというのは理解できましたが、今回いわゆる自治体の責任において発砲許可を出し、もし実際に市街地にクマもしくはイノシシが対象だったと思うのですが、出た際にというところで、実際にでは撃つのは誰かという、いわゆる猟友会員になるかと思えます。その辺り、猟友会との、この鳥獣保護管理法の改正に伴っての何かやり取り、そういった今後の対策とかの話など出ていけば、ちょっとお話お聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

市街地での自治体の長の判断による発砲につきましては、具体的な話はまだしておりません。ただ、おっしゃるとおり発砲するのは自治体の方であったりということになりますので、そういった方々が、もちろん不利益が生じないように対策を講じていかなければなりませんし、そういった方々と意見交換を進めてまいりたいと思えます。

○1番（五十嵐 淳君）

何度か繰り返しているのですが、実際9月施行ということになるので、ぜひ早めに意見交換していただきたいのですが、なぜ今この話をしているかといいますと、私が実際に猟友会の方とお話をお聞きしたときに、実際今登録されている人数が約30名程度いて、その中でもしそういった非常時になった際に、どういった、何人ぐらいの方が出られるのですかと。いわゆるやはり至近距離での発砲になるので、イメージ的には殺傷能力が高いとは思いますが、例えば仮に弾が抜けて建物だったり、最悪、そういった対策はもちろんするのでしょうけれども、関係者の体に当たってしまうというふうなリスクも十分ある中で、そういった技術を持っている方というのはどのくらいいるのでしょうかという話を聞いたときに、推薦できる人数としては3名程度であると。いわゆる10分の1であると。3名いるのですねということだったので、ただできればやりたくないという、もちろん命がかかってい

る、地域住民の命がかかっているのです。やらざるを得ないのだけれども、できればやりたくない、いわゆるリスクの部分というのは非常に大きいということで、とにかく心理的なハードルが高いのだなというふうに思いました。また、至近距離でいわゆるクマなどを仕留める際の危険性というのも実体験の中でお話を聞かせていただきました。そうすると、やはり近づけないというのが一番重要ですし、これからイノシシ、クマも含め、特にイノシシ、シカが非常に増えていく中で、なるべく地域住民の安全性も含めて、鳥獣被害対策というもののやっている内容が、ハードルと申しますか、非常にウェイトが高くなってくると思います。実際にわなの設置に関しても、いわゆるクマ用のわなを設置するという場合には、4名の方が実際に必要で、なかなか平日、日中であるとは対応できる方も困難、少ないと。三戸町は幸い猟友会のメンバー、若い方が多いのですけれども、実際そういった方々は、では平日、日中、何をしているかというところ、仕事をしているというところ、実際はすぐに出られる方で対応していかなければいけないとなると、心理的な部分と身体的な負担もかかっていると。そういったところで、先ほどの冒頭の繰り返しになるのですけれども、ぜひ早めに情報交換をして、どういったものが、どのように対応していったらいいのかというところを話し合っていたらいいと思います。

今までの話の中で、やはり私がいろいろ猟友会の方のお話も聞いたり、実際の被害状況、今後の増大していくようなリスクも考えた中で言うと、町長からの答弁もありましたとおり、面的な防除というのが一番有効なのではないかなと思っております。実際に私もとある地域で見させてもらったのですけれども、約2メートルのフェンスで、これであればシカも含めて入ってこられないということで効果も非常に高いと。いわゆる予算に関しましても国の交付金があるというところで、ぜひ進めるべきだと思うのですけれども、こちらがなかなか町として現時点で動こうと思われているのか、実際は動こうと思っているけれども、できないのか、まだそこまで考えていない、検討段階なのか、今の状況をちょっとお聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

町長の答弁にもありましたように、複数の農地であるとか、地区全体を囲う侵入防止柵というのは鳥獣被害を防止する観点から有効であるというふうに考えております。

設置に向けては、農業者の自己負担とか、設置後の柵の点検であるとか、その周辺の草刈りなど労務負担も発生しますが、町のほうでは先進事例等を調査研究しまして、また農家向けの研修会であるとか、座談会等も開催しまして、話し合いを実施して解決の方向性を見いだしてまいりたいと思います。

今後も国の補助事業も活用しながら進めていくということになりますが、面的な侵入防止柵の設置に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

○1番（五十嵐 淳君）

現時点ではまだ三戸町にそういった面的防除のものがないからこそ、やはりなかなかイメージもしづらいというところもあるのかなと考えております。ただ、いわゆる電気柵自体が効果を出しているというところはもう担当課の皆さんは十分把握されているかと思うのです。その中で、やはり一つ懸念と申しますか、課題となっているのは、やはり自己負担の部分というところで、あとはメンテナンスですね。そういったところを考えると、大きなフェンスでエリアを囲うというのは、大きな効果を出せる可能性というのは十分に考えられます。そもそも入らないですから、町として掲げら

れている入れないというところにぴったりな対応策だと思いますし、今ですと、先ほどお話ありましたように国の交付金も出るというところで、まず一旦町内の方々に、関係者含めて見てもらえるように、何かモデル地域をつくって、そこで効果測定されるのはどうかなと思うのですが、そういった考えはありますでしょうか。

○農林課長（貝守 世光君）

広域的な侵入防止柵の設置については、かなり有効であると農林課のほうでも考えております。現在当町では実施しておりませんので、そういったことを地域の方々と話し合いをして、どういった課題があるのかといったものも含めて解決手法を探し出すと。そして、皆さんの理解を得てモデル地区を設置して、それを横断的に展開していくというふうな方向で考えております。

今年度は地域おこし協力隊でも鳥獣対策ミッションを担っている隊員もおりますので、そういった方々を含めて研修会を開いたり、そしてどういった課題があっているのかという話を皆さんからも聞きながら、来年度以降そのモデル地区といったものも検討してまいりたいと考えております。

○1番（五十嵐 淳君）

来年度以降でモデル地区の検討という話がありましたが、例えばですけれども、もし国の交付金を獲得して整備するとなると、来年度にもし仮に順調に、ではやろうとなった際には、いわゆるそこから地域を選定して、合意形成なんかも含めて時間もかかりますので、そこで交付金が順調に取れたとしても、設置だ何だということでも最短でも2年かかるのではないかなと思います。その中で、もちろん農林課としても十分把握されていると思うのですが、例えば鳥獣被害防止総合対策交付金であれば、モデル地区の面的防除というのは十分につくれるのではないかなと思っております。その理由としては、具体的には3戸程度のいわゆる受益者の合意、これは農家、農地を持っている農家だけではなく、そこに関連する方々も含めての3戸程度の合意ということになりますので、決して大きなエリアでなくても実施できるのではないかなと思います。例えばですけれども、小中島のエリアとかお話を聞いていると、川沿いを防ぐだけでも効果はあるのではないかなというお話があったり、あと藤子公園の周辺であれば大きく面的防除できますし、あの辺でも非常に春、秋のイノシシ、シカの被害というのも報告されて、もちろん把握されているかと思うのです。そういったエリアで、例えば現時点でアンケートを取るなりしまして、そこで小さなエリアでもいいので、一旦整備するというのもできるのではないかなと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

○農林課長（貝守 世光君）

広域の侵入防止柵設置に当たっては、先ほどお話いただきました小中島であるとか、藤子といった地形的に設置しやすい場所もございますので、そういったところに設置するというのが一番早いかなと思っております。また、今地域おこし協力隊向けに町が借りている農地もございますので、そういったところに試験的に設置するであるとか、そういったことも考えられると思います。町としてもまず3つの基本がありますが、入れないというのは非常に重要な対策だと考えておりますので、できるだけ早くそういったものが実現して、それが横断的に横に広がっていくようになるように努力してまいりたいと思います。

○1番（五十嵐 淳君）

早めに対応していくというお考えは十分理解できました。ありがとうございます。

ちょっと繰り返しになるのですけれども、鳥獣被害対策というのは町全体に対して大きな、様々な要因で課題になるということもありますし、やはり町長が一丁目一番地に掲げている「かせぐ自治体」というところでのふるさと納税の、今非常に高いウエートを占めている重要な基幹産業であると思っております。その中で何度も私が話しているので、もう十分というところもあるかもしれないのですけれども、今現時点ではそれほど被害というのは顕在化していないのですけれども、これ来年、再来年になると本当にどこでも被害が見受けられるような状況になるかと思うのです。そうなったときに、では手を打とうとなってしまうと、先ほども言ったように時間軸的にはプラス1年、2年というのは容易にかかるので、被害がどんどん、どんどん拡大していく、そういった不安、懸念を私はイメージしています。そうなったときに、やはり町長が掲げているふるさと納税の6億円という公約に掲げていた金額も、現時点では達成は絶対できると思うのですけれども、その大きなリスクになってくるのではないかなと思っております、その辺り再度ちょっと町長のほうに対応を、今後のお考えお聞かせいただければと思います。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回農業への鳥獣被害対策ということでご質問をいただきました。論点が多岐にわたっていて、町全体の鳥獣被害対策ということになったのではないかなと思っております。この鳥獣被害対策につきましては、三戸町だけではなく、周辺も一体となって、あるいは県、東北、国となっていかなければならないと思いますので、これはしっかりと三戸町で、ただできることはしていかなければならないという考えで今後も進めてまいります。

いずれにいたしましても、まずは農家の皆さんのなりわいである農業を守る、この考えに立って、しっかりとその上でまた町全体、町民の生命と財産を守る、そういう考えで鳥獣対策を適時適切に進めてまいります。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございました。町全体としての捉え方、そして農業を守るという視点での非常に期間を持って対応いただけるのかなというふうに、そういった答弁として受け止めました。

本当に何度も何度も話してしまっていて恐縮なのですが、私はやっぱり改めて強調したいのは、本当にこの問題というのは単にいち農家の困り事だったり、課題ということではなく、ふるさと納税を支える収入基盤だったり、これが進んで農業をもう辞めるよという方が増えてしまうと耕作放棄地の拡大になったり、本当にさらに市街地侵入なんていうところについてしまうと、生活環境とか防災にも関わる本当に町の将来を左右しかねない重要な課題だと思っております。やはり現時点ではなかなか三戸町はそういった危機というのはイメージしにくい状況ではあるのですけれども、本当に移住する前に非常に困ってしまっていてどうにもならないというような地域の方々の声とか、町といいますか、自治体の職員の方々の声というのも聞いてきた中で、これはもう本当に数年後には三戸町に十分に当てはまるような問題なのだろうなというふうに危機感を持っております。

そういった中で様々検討をいただく内容なんかもありましたけれども、やはりまずはモデル地域というのを考えていただきたいなと思います。やはりわなではなかなか捕るのが難しい。猟友会の皆さんもできれば市街地で撃つのは避けたいという考えがある中で、やはり一番はワイヤメッシュだったり、金網の柵でエリアを囲ってしまうと。実際隣の岩手県の二戸市でも、ご存じのとおり柵の設置というのも始めましたし、見に行くことはすぐにできると思いますので、そういったところも含めてまずは早々にモデル地域というところを本格的に検討いただくことを期待しています。

そういったところで、今回私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩します。

（午前11時07分）

休 憩

（午前11時15分）

<11番 久慈 聡議員>

1. 賑わいの創出について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

11番、久慈聡議員。

○11番（久慈 聡君）

それでは、私のほうの一般質問をさせていただきます。

昨日県内初の宿泊施設誘致条例案が新聞で報道されました。これは、三戸町の前進を掲げる町長の考えが形になったものの一つというふうに考えております。今回の私の質問項目にも含まれておりましたので、さらなる前進に向けたお考えをお聞きしたいというふうに思っております。

また、ミスタープロ野球と言われる長嶋茂雄さんが89歳で亡くなられたことも報道されました。私たちの世代にとっては、彼は野球を志していた子供の頃の憧れであり、ヒーローでありましたので、非常に残念に思っております。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

このように高齢化が進み、昨年も多くの著名者が亡くなっています。私たちの町でも高齢化率が上昇し、人口減少が進む中、まちづくりを行うために7本の柱を掲げて前進する沼澤町長に対し、同じ方向性を持った考えを基に質問させていただきます。

沼澤町長が掲げる6番目の柱である「賑わい」では、観光客、三戸ファン、この増加を通じて町の活気を生み出すことを目指しています。これは、町の観光資源などを活用し、外部からの誘客を促進することで経済効果を生み、今後の町の活性化につながるものと捉えております。

町では、このような地域資源の活用について、これまで過去数十年にわたり歴代の

町長や町議会議員の皆様は、各種団体、個人の方々からの様々なご意見を基に、その時代に応じた取組を進めてきました。沼澤町長は、その取組や、その効果について、現状をどう評価されているのでしょうか。

このような経過を踏まえ、誘客に関わる観光資源の整備と活用をどのように考えているのか、また施策の実施に当たり、継続性と一過性のすみ分けや、予算を重点的に配分すべきところ、また新たな観光資源の開発についてどのようにお考えか伺いたいと思います。

1つ目、国史跡三戸城跡城山公園を活用した事業に関して。

2つ目、町管理施設の顧客ニーズの対応について。

3つ目、宿泊施設誘致に関して。

4つ目、小規模ビジネスについて。

よろしく申し上げます。

○町長（沼澤 修二君）

久慈議員からの賑わいの創出についての4点のご質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の国史跡三戸城跡城山公園を活用した事業に関してでございますが、今年度4月19日から5月5日にかけて開催されました恒例のさんのへ春まつりをはじめ、春と秋の公園内のライトアップのほか、昨年引き続き城山公園を活用したイベントの開催を予定しております。今年の春まつりにつきましては、1月から3月まで桜木への施肥の追加と野鳥の追い払い対策を強化したところ、その効果が桜の開花状況に現れ、大きなにぎわいにつながったものであり、今後も国史跡、そして町のシンボルであります三戸城跡城山公園を積極的に活用し、にぎわいの創出につなげてまいります。

次に、2点目の町管理施設の顧客ニーズへの対応についてでございますが、これまでも町が管理する施設の利用者からは、随時ご意見、ご要望をいただいております。対応可能なものは改善を図り、利便性の向上に努めてきたところでございます。今後も利用者のニーズを的確に把握し、安全、安心、かつ快適にご利用いただけるよう施設管理に努めてまいります。

次に、3点目の宿泊施設誘致に関してでございますが、宿泊施設の誘致は観光の振興並びににぎわいの創出が図られ、地域経済の活性化及び住民生活の向上に資することから、宿泊施設の新設を促進するため、本定例会におきまして宿泊施設の誘致に関する条例の制定についてご提案させていただいたところでございます。今後は、事業者に対するトップセールス及び各種奨励措置の積極的な周知活動により誘致の実現につなげてまいりたいと考えております。

4点目の小規模ビジネスについてでございますが、空き店舗の活用につきましては、平成30年度から空き店舗等活用事業費補助金交付事業を実施し、令和6年度までの7年間で15件交付してきたところでございますが、そのうちの7割に当たる11件が飲食ビジネスとなっているところでございます。今後は飲食だけではなく、小売、サービス、オンラインビジネスなど多様なビジネスが町内で展開され、さらなるにぎわいにつながるよう小規模ビジネス、いわゆるスモールビジネスの開業を促進してまいりたいと考えております。

○11番（久慈 聡君）

順に再質問させていただきたいと思います。

今回の国史跡指定となっている城山公園内の設備等の増改築が現在難しいという状

況下の中、ソフト面での活用、要はイベントだったりとか、そういったものを考えているというふうに思っています。これは、私も同感であります。さんのへ春まつりの前倒しを行ったこと、これというのは非常によかったのかなと思っておりますし、また桜の時期もあって盛況であったなというふうに感じております。

さて、昨年と違った今年度の春まつりの評価というのはどういうものなのか。要は先ほども町長の答弁にありましたが、施肥をやったりとか、鳥獣対策というのか、追い払いをやりましたけれども、そういった面も含めて昨年と違った今年度の評価と、そして来年度に向けての要望というか、そういった部分をお知らせしていただきたいと思っております。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

今年度の春まつりの評価ということでございますが、町長答弁でも申し上げましたとおり、今年の桜は見事に開花いたしました。特にその開花時期につきましても、ソメイヨシノについては春まつり期間の前半に見頃を迎えたと。後半については、後半の前、比較的ソメイヨシノも天候の関係もあって長く開花していたと。後半については、シダレザクラが見頃を迎えたと、そういったこともあって多くの観光客の皆様に来ていただいたということでございます。これは、もちろん町のほうでの対策といったものもありましたし、今年は時期を早めたといったことも観光客の皆様には喜んでいただいたのかなというふうに考えております。実際来場された方には、今年の城山公園の桜は見事だと、すばらしいというような声を多くいただいたところであります。

また、新聞紙上にも掲載がありましたけれども、町民の方からの投書でございましたが、これまで数年は城山に上がると花芽が少なく、ちょっと紹介しにくかったという状況であったけれども、今年は近所の人から、今年の桜は見事だよという話があったので実際行ってみたら、本当にすばらしい桜だったということで、ぜひ今後城山公園の桜がきれいだから見に来てと自信を持って言えるのだといったような投書もあったということでございます。改めてこの城山公園の桜の持つ力、魅力といったものを再認識したところでありますので、引き続き今後も城山公園の魅力発信、桜の開花をするように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

投書の内容も公表していただきまして、ありがとうございます。非常に城山公園の桜というものに関しては、やはり咲くと咲かないでは大きな違いがあるというところもありますし、そういった以前の桜がいっぱい咲いている頃の印象もお持ちの方々という方も非常に多いのかなと思っております。その方にとっても非常によかったのかなというふうに思います。非常に出店もあり、風も強かったのですけれども、結構来場者が来ていただけたということだと思います。

その中で、観光客の方々からそういったご意見等があったのかなと思っておりますけれども、よい例を、アンケートというか、よい来場者からのお話は聞かせてもらいましたけれども、逆に何かクレームだったりとか、そういった部分というのはあったかどうかお聞きしたいと思っております。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

今年の春まつり期間の苦情というか、そのようなものですが、今年は来場者が非常に多かったというところで、一部の期間ですが、土日、それからゴールデンウ

イーク期間のお昼頃の時間帯に渋滞が生じました。その点については、やはり駐車場がどうしても足りないといったところでのご意見というものはいただいたところでございます。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問に私からもお答え申し上げます。

春まつりが終了いたしましたしてから、訪れた方から私も直接ご意見をいただいております。それは、公園内のベンチが汚くて座りたくなかったということがございました。これにつきましては、直ちに撤去いたしました。次年度以降というか、早期に新しいものを代わりに置くように今進めているところでございます。来年度に向けましても、こういった今年いただきました様々なお声を改善して、来年のまた来客数の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

ぜひベンチを改善していただきたいというふうに思います。

今ちょっと駐車場の話になったので、駐車場のほうのお話を質問させてもらうのですけれども、私も何回か上がらせてもらいました。渋滞もありました。あれだけ花が咲いていれば渋滞にもなって、逆にうれしい悲鳴だったのかなという部分もあります。ただ、その中で駐車場が足りなかったということよりも、駐車場の誘導がうまくいっていなかったということが私の中での印象だったのですけれども、今回どのような形で駐車場整備が行われたのか、それから現状を把握しているのかどうか、それからまた、それに対しての何かの対策というのが考えられるのか、そういうところをちょっとお伺いします。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

車両誘導のお話でございますが、今回まつり前半の土曜日、日曜日につきましては、まつりの4日間、町職員のほうで交通誘導のほうを行っております。また、ゴールデンウイーク期間中につきましては、まつりの実施主体であります観光協会のほうで警備会社のほうに委託し、交通誘導を行っているところでございます。

その上での課題ということでございますが、誘導という部分では、誘導はしているのではございますが、一部鹿園だとかイベント広場の一部を開放しながら誘導はしておりますが、どうしても不足してくるというところが課題、時間帯によっては、のかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

私の印象だと、イベント広場の駐車場なんかも実は数を言うと20台ぐらい空いているという状況下で、ずっと渋滞しているという状況だったのです。なので、駐車場整備で車両を入れる側と出す側と、それから駐車場の把握をしている側とが情報共有がされていなかったのかなというふうに思っていますので、観光協会が委託した警備会社なのであれば、その旨を観光協会に話していただいて、来年度にそういった対策をしてもらうようにしていただきたいと思っておりますし、職員の方がやっているものに関してはご苦労さまなところはありますけれども、もうちょっとうまく連携を取って

もらえればなというふうに思います。

さて、次なのですが、春まつりの際の城山下山道の道路なのですけれども、通行止めになっていましたよね。そこというのはいつどのような状況下で通行止めという判断をしたのか、判断は的確だったのか、どういう状況だったのか、その辺の情報をお知らせください。

○建設課長（齋藤 優君）

城山2号線、下山道とよく言われている部分の通行止めのことについてお話しさせていただきますと思います。

春まつりが始まりました後の4月28日に住民等からの問合せで、斜面から岩が落ちてきそうだとか、枝が折れて危なそうだというようなお話もいただいております。そういったお話とか、あと実際にその現状を見たというところもございませう。実際に落石であったりとか、小規模でございましたけれども、落石であったりとか、倒木というか、枝が落ちてると。その数日前に強風がちょっとあって、そういったことも理由で枝が落ちていたというようなことも現地で確認をさせていただきましたし、あとその生えている樹木の枝も落ちそうだったりとか、あと斜面ののり面のほうから落ちてくるような、だんだん山肌が見えてきているような状況も確認できたということもございましたので、しかも春まつり期間中、今年は大分人が上がりそうということもあって、利用者も増えそうということもあって、そちらのほうで人的にも、あと車両とかにも危害が及ぶ可能性があるということが想定されましたので、その28日に通行止めをさせていただいたというところでございませう。

○11番（久慈 聡君）

私は、城山公園に関しては何回も質問していて、その道路に関してもずっと話していますし、危険木の数々で、皆さんのほうで対応していただいたという経緯もあります。その中で、今現状危ないよというところ等は教育委員会のほうでも話をいたしましたし、今後どうしていくのかということも結果が出ない状況下で、今回住民の方々の情報があって判断したということは、ある程度賢明な部分があったのかなというふうにも思います。

ただ、今後どうするのかですよね。今後どうしていくのか。あそこの道をどのような形で活用していくのかということ、それから史跡になった部分に関してどのような形で手を加えられるのかという部分に関しては、教育委員会や町長の判断になるのかなというふうに思います。ぜひ、先ほども話がありましたけれども、城山の力というのですか、それを感じ取った、三戸町の宝という城山公園でありますから、きちんとした形で観光の拠点となれるような形にさせていただきたいというふうに思っております。

その中で、今回車両が渋滞したということもございました。その中で、交通量が多かったというのは皆さんもご存じだと思いますけれども、その中で上下という形になりますので、中央分離帯がない道路での対面通行という形になったと思います。実は怖い思いをされた方もいるという話も聞いていました。女性ドライバーで車両が小さい車でも、上から結構な速度で下りてこられると、やはり上っている側は怖いということと、第2ヘアピンのところでの上りでは左カーブの部分、この部分は下りてくる側は中に入ってくるということと、非常にあそこで怖い思いをしたというふうな方たちもいらっしゃいます。今後その下山道というかな、城山の2号線の部分に関しての対策が今現状ないのであれば、今後その部分や、それから対面通行の部分に対して、

桜の老木が根を太くしていることによって道路が大きくぼこぼこしていますよね。そういった部分も含めて、どこかできちんとした対策をしていかなければならないのではないかなというふうに考えているのですが、その辺に関してご意見があればお伺いしたいと思います。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今までいわゆる下山道として利用していただいております道路、先ほど危険回避のため今現在も通行止めにしてあるということでお答え申し上げました。ここにつきましては、引き続きこのまま通行を遠慮していただいて、この1年どういった落石あるいは枝の落下等があるのか推移を見守りまして、必要な対策をするということで、将来的にどうしていくかというところを判断したいと思っております。

その上で、今まで登山道のほうから、いわゆる登山道のほうから上がっていただいて、同じ道路を下りていただくということでしばらくは使っていただくことになりましたが、祭り等、イベント等ないときは相互通行で十分これまでも使ってきましたし、それをご利用いただくということになります。春まつり、先般のような二十数分も渋滞したというようなときには、今後は擦れ違いも、車の運転に自信がないという方もいらっしゃると思いますので、例えばシャトルバスの運行をして混雑を回避する、あるいは相互通行に自信のない方への配慮をするということを考えていかなければならないというふうに、今もう祭り終了後の総括で担当課とも話をしているところでございますので、そういった形でやっていきたいと。直ちに拡幅等とか、そういったことはできないと考えておりますので、現状のままお使いいただける最善の方策を関係者と検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

観光の中の重要な項目として、やっぱり安心、安全がありますから、その部分は配慮しながらやっていただきたいと思っております。また、歩行者の方々いらっしゃいますよね。そういった方々に関しても、下山道、城山2号線ではなく、また歩くだけの道なんかもありますよね。その部分の整備もある程度見ていただきながら、安全な道路にしていただければなというふうに思っています。

また、今シャトルバスの話が出ましたけれども、以前城山公園の質問したときに、年配の方々が足が悪くて歩けないという方々も城山公園の上に上がってみたい、桜を見てみたいというところを配慮しながらというところで、役場駐車場から送迎バスなんかできないかなという話をしていました。その部分が今回の春まつりが終わってから話合いがされたというのであれば、その部分は前向きに検討していただければなというふうに思っています。今回質問しようかなと思っていたのですが、それは次の春まつりだったり、もしくは別のイベントのときに少しでも活躍していただければ、1本でも2本でも出していただければなというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせてもらいます。城山公園に関してなのですが、今町長のほうでは朝市だったり、マルシェに関してだとか、毎週継続するということが重要であるという見解をお持ちだというふうに思っています。その前にどのようなスタートを切るのかというのがすごく重要なかなというふうに私は考えていまして、その企画を実行するための仕組み、さらにその組織をどのように考えているのか。また、その範囲など、どういうふうな形で考えているのか。将来の理想も含めてお聞かせいただ

ければなと思います。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

城山公園の活用というところでの朝市やマルシェといったものというお話ですが、城山公園のイベントの活用という観点で申し上げますと、昨年度行われた城山フェスタに続くイベントを今年度もまずは企画、開催する予定としております。現在有志の方々が検討しているというところがございます。

朝市、マルシェにつきましては、具体的な計画といったところは現在のところはないというところではございますが、各種イベントなど、まちづくりに積極的に取り組んでいただいている方、意欲のある方というのもいらっしゃいますので、こちらのほうにお声がけなどしていただきながら、朝市、マルシェ、またそれに限らず、町の活性化、城山公園の活性化につながるような取組に向けて、町としても協力して積極的に関わっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

朝市やマルシェに関してのところなのですけれども、具体的な時期だったりとか、あと市日とかは別なのかだったりとか、そういったところはまだ全然具体的な部分というのは何もないという形で考えればいいのですか。それとも、例えば3年後に計画しているとか、何年後に計画していきたいとか、そういったものがあるのかどうかちょっとお伺いします。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

定期的なマルシェ等の開催ということで、まずはいきなり毎週開催ということには至らないということは議員もご承知のことだと思います。今回秋に行う予定としておりますイベントの中で、そのきっかけとなる第1回目のマルシェ的なものを組み込んで開催したいと考えております。それを足がかりに将来的には月1回、それが2週間に1回、毎週開催というふうにつなげていくというふうに広がり大きくしていきたいなと思っております。城山の開催ということになりますので、冬場の開催についてはやってみてということになるかと思いますが、通年観光も目指して開催できるような城山の活用イベントにしていきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

この三戸城跡の城山公園は、国史跡を受けたことによって史跡保存の面からハード面での観光整備というのは非常に難しいという形です。一方では観光の名所として多くの方が訪れると、そういう場所でもあります。今年度の春まつりは多くの桜が咲き、多くの方が来場されました。来年はさらに多くの桜が咲くと信じています。だからこそ迎え入れる体制、先ほども話しましたけれども、安全の部分、安心の部分をしっかり対策していただきたいというふうに私は強く思っております。加えて新たなイベントだったりとか、先ほども答弁いただきましたけれども、朝市やマルシェなど人を呼び込む方法を検討して、実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それでは、2つ目の質問のほうに移らせていただきます。顧客ニーズの対応につい

での部分です。ここでは2つに分けてお聞きしたいなと思っています。

1つ目は、使用状況と今後の集客増のために行う取組、さらに要望に対しての対策、これに関してお聞きしたいと思います。アップルドームに関して、アップルドームの全体の部分だったり、コワーキングスペースに関しての利用状況、そして状況を鑑みて、今後のサービス向上につなげるため、要望を含めた利用状況アップにつなげる新しい仕組みとか、そういったところがあるのかどうか。また、話合いがあつて、そういった内容が具体的な施策に盛り込まれるような形が取られているのか、その部分をお伺いします。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、アップルドームについてでございます。アップルドームの利用状況でございますが、昨年度、令和6年度においては、延べ3万8,000人の利用がありました。町の重要な施設の一つと考えております。最も利用されているのはアリーナでございます。主にスポーツ活動や地域のイベント等で1万7,000人の方が利用されております。次いで多いのがトレーニング室の8,200人となっております。利用者からのニーズとしては……。以上が利用状況でございます。

ニーズ、集客増の取組等でございますが、利用者からのニーズとして、アップルドームについてはトレーニングルームの機器等に対する要望が多く寄せられているということでございますので、今年度トレーニング機器の更新と新規導入を予定しております。小中高の部活動や住民の健康づくり、仲間同士のレクリエーション等、幅広い活動の場となっていることから、今後も町内外の方が気軽に、そして快適に施設をご利用いただけるように利用者の声を取り入れて生かしていけるように工夫をしてまいりたいと考えております。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

私のほうからは、アップルドーム内のコワーキングスペースについての利用状況等をお知らせいたします。

コワーキングスペースの利用状況につきましては、昨年度につきましては延べですが、567名の方にご利用いただいております。参考までに令和5年度は628名、その前は、令和4年度は472名といったようになっております。令和5年度からは61名ほど減少しておりますが、こちらの要因につきましては、三戸高校の全国募集のオンライン説明会とか、あとはタムワースとの幼児交流がその場所で行われたと、それが100人ぐらいありまして、そちらのほうの減少というものが大きい要因でございます。

利用者の属性で見ていきますと、一般の利用者の割合というのが増加しているということで、使用料収入が令和5年度は14万6,750円であったものが、6年度19万1,800円というふうに大きく増加しておりますので、一般利用者の定着というものがうかがえるような状況となっております。

次に、集客増への取組ということでございますけれども、こちらにつきましてはこれまでホームページ、SNS等を使った周知活動というのは行ってまいりましたが、そちらに加えまして、今年度3年目となりますサテライトオフィス誘致促進事業のほうを実施しておりますので、その中で企業とのマッチングセミナーといったものもあります。リモートワークを導入しているような企業というのも多くありますので、そちらのほうでもPR、紹介をしていきたいと思っております。

また、要望というお話がございましたが、要望については様々ございますが、BG

Mを入れてほしいとか、各席にモニターがあるといいとか様々ありますが、そちらのほうは全体的に、利用者全体のサービスにつながるものかどうかというところ、環境も考えながら、やれるものはやっていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

コワーキングスペースに関しては、なかなか増えていかない部分もあるのだなという感じはしてはしまして、非常に町としてある程度投資したので、回収するというわけにはいかないですけれども、もう少しオープンな形で使えればなと思っています。

また、トレーニングルームに関しては、非常に新しい機器も入るということであれば、その部分を外部のほうにお知らせいただきながら使っていただければなというふうに思います。

それでは、パークゴルフ場のほうに関しても同様の質問をさせていただきたいと思っておりますので、パークゴルフ場に関してはどうでしょうか。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

パークゴルフ場の利用状況についてお答えいたします。

パークゴルフ場につきましては、令和6年度入場者数は1万334人となってございます。参考までに申し上げますと、その前の年、令和5年度は1万1,000人、その前は、令和4年度1万3,000人と、若干減少している傾向にございます。この減少の原因として考えられるのが、気温の高い夏場の入場者が減少しているということで、夏場の入場者数が伸び悩んでいるということでございます。

要望につきましてはですが、例えば要望につきましては、夏場の利用に当たっては日陰が欲しいなどといった声がありました。指定管理者のほうと協議いたしまして、パラソルを設置したり、熱中症の予防を呼びかけております。また、小まめに休憩を取るようなご配慮をする等、対応を行ってございます。

パークゴルフ場につきましては、近年では企業の親睦会等にも活用される場面もあることございますので、町内の今後の人々の交流の拠点としても役割を担っていると認識してございます。

集客増の取組につきましては、指定管理者とともに今までも協議して、様々なイベント等をしてございます。例えばこどもの日のイベント等も行っていました。また、近隣の施設であります産直ひろば等とも協議を行いまして、産直ひろばで使える割引券、パークゴルフ場利用者に対する割引券の発行、こういったことでの企画ということで利用者増の企画を進めてまいっているところでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

パークゴルフ場に関しては、以前ちょっと質問させてもらったのですが、地べたに座って食事するだったりとか、そういった方々もいらっしゃったので、パラソル等対応してもらっていただければいいかなと思います。

また、集客のほうに関しても少なくなってきたということもありますし、そういった部分の人口も少なくなってきたのかもしれないけれども、その中で極力使っていただけるというような形で対応していただきたいと思います。今後も私どもも注目していきたいというふうに思っています。

それでは次、もう一点に関して、これはトイレに関してであります。観光地の基本

的なおもてなしはトイレであるというふうに考えております。日本は無料で使用できるトイレがほとんどで、非常に清潔で、かつ安心して利用できるインバウンドの方々も好評であります。また、小さなお子さんをお持ちの方や障害をお持ちの方々の利用するバリアフリートイレ、この必要性も重要な課題であるというふうに考えています。このような観点から考えると、三戸の町内、または観光施設内、どうなっているのだろうというふうに考えて検証して確認しました。そのときに一番びっくりしたのは、やっぱり大きな問題は城山公園だったのです。城山公園には、糠部神社のところに1か所、イベントホールの裏に1か所、イベントホールの入り口に1か所、3か所あります。どのトイレも非常に暗いと。そして、子供や大人も入りづらいという話を聞きます。さらに、イベントホールの近くにある多機能トイレ、これは壁の色も暗くて、そして電気をつけても非常に暗い。これは、ベビーベッドがあるだけで、暗過ぎておむつ交換できるのかなというふうに心配になるぐらいの暗さであります。これについてどのようにお考えでしょうか。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

城山公園のトイレにつきましては、春まつり後になります。全体についてチェックさせていただきました。その中で、特に今おっしゃられたイベントホール入り口、駐車場のところのトイレ、多機能トイレ、今流で言うとバリアフリートイレにつきましては、非常にやはり照明が暗かったです。そこについては即電気のほうを明るいものに替えさせていただき、対応させていただいたところであります。トイレのほう、適切な明るさというのがあると思いますので、明る過ぎても駄目だと思いますし、適切な明るさになるように、その他の施設についてももう一度確認して対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

明るくしていただければ、まずは利用者のほうも、入り口の部分もそうなのですが、逆に周りが明るい分、中がすごく暗く感じるのです、入ってすぐのところ。それで、奥にありますから、ほかのところに関しても、ほかの三戸町の施設に関しても暗いところというのは結構あるのです。なので、ちょっとサン・スポはどうしても見られなかったのですけれども、ほかの施設だったりとか、おまつり広場のところもそうですけれども、見ていただきながら考えてもらえればなと思います。

城山公園の多目的トイレにあるベビーベッドというのは、赤ちゃんのみが利用できる大きさで、障害児は使用できないというふうに思っています。小さ過ぎてということです。また、ふれあい公園にある白い新しいトイレ、これもおむつ交換用のベッドがあるのです。ただ、障害児や障害者の方は小さ過ぎて利用することができないのです。このことに関して、新しくトイレを造った部分もありますけれども、このことについてどういう形で考えて、どう造られたのかというところをお伺いしたいのですが。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

多機能、多目的トイレ、バリアフリートイレをどのように造られたかというご質問になりますか。というところからまず、設計段階でどのような施設にするのかというのは詳細を検討していくわけですが、その中で現在必要なものというところで整備したものと考えております。

また、障害者のところのお話でしたが、現状の施設では、もしかしたらな

かなか新たに設置するのが厳しかったりするものも、規模的に難しいところもあるかと思いますが、ただ障害のある方も利用できる施設にするということは重要なものと考えますので、どういうものができるのかといったことを含めてご意見を参考にしていきたいというふうを考えております。

○11番（久慈 聡君）

ふれあい公園が今一番新しいので、その中でどうやってその場所の中でどう整備したかというところなのですけれども、現在近郊では、八戸のはっちだったりとか、久慈駅とか、まだまだ少ないのですけれども、大人用の簡易ベッドを設置している場所があるのです。こういうバリアフリートイレが今見受けられるようになってきました、少ないのですけれども。でも、着目していかないと多分分からない部分もあるかもしれないのですけれども、このような設備が設置しているということは、必要な方々に必要な情報として共有されるのです。ということは、ここにはこういうトイレがあるよという情報が障害を持っている方だったりとか、そういった方々も含めてですけれども、情報が入ることから三戸ファンを増やすことができるというふうを考えているのです。

町長にちょっとお聞きしたいというふうに思うのですけれども、ご存じの部分もあると思うのですけれども、国は2021年3月に多機能という言葉や多目的といった名称は使用しない方針を出して、多機能と多目的の設備や利用空間を持つものをバリアフリートイレというふうな形で名称、呼ぶような形になっています。この多機能トイレとは、車椅子の利用者が、身体の不自由な方、高齢者、乳幼児、乳幼児連れ、またオストメイト、人工肛門など多様な人が利用できるトイレであり、逆に多目的、このトイレであれば車椅子を利用する使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイトを使う人の対応の設備、またおむつ替えのシート、ベビーチェアなどを備えることで、車椅子の使用者だけでなく高齢者、また内部障害者、また子供連れなどの多様な人が利用可能としたトイレということになります。現在このおむつ替えのシートだけでは老人や障害者が利用できないということから見直されてきて、大人用の簡易ベッドをつけることが推奨されてきております。私は、この考えに非常に同感であって、新しい取組として行うには非常に有効なのではないかなというふうに考えています。近郊でいってもほとんどない。岩手県でも何か所かあります。それから、こういった障害関係の人たちの講演でもよく耳にします。これは、非常に困っているという情報が入ってくるのです。その中で、そこの面積、先ほども話しされましたけれども、広さが足りないという部分もありますけれども、きちんとした確保ができれば非常に有効であって、また見直される、三戸町として非常に魅力がほかのほうに発信できるというふうな形になるのではないだろうかというふうに考えていますけれども、ここについて町長のお考えをお聞きしたいなというふうに思います。やる、やらないということよりも、まずはそういった部分に関してどのようなお考えを持っているかというところなのです。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのバリアフリートイレに対する考え方ということでお答え申し上げます。

三戸町の施設で一番新しいトイレとして設置されたものは関根ふれあい公園のトイレでございます、これが令和3年度に実施いたしまして、令和4年の1月から利用開始になっているということで、多目的あるいは多機能がバリアフリーという考え方に変わった時期と少しかぶるところではありましたが、当時につきましては、まだそ

のバリアフリートイレまでを設計の中に入れて建設したということをございましたけれども、今後例えば新たに施設を設置する、あるいは改修するといった場面では、このバリアフリートイレの考えを取り入れてトイレを設置することは当然必要なことだと考えておりますし、また観光という面でいいにしても、やはり障害をお持ちの方の観光ということにも配慮していく必要があるということを考えれば、ここもやはりバリアフリートイレあるいは広さ自体は確保できない、改修ということであれば広さは確保できないにしろ、そういったオストメイトに配慮するとか、そういったことは考えられると思いますので、そういった考えを持って施設整備には当たっていききたいなというふうに思っております。

○11番（久慈 聡君）

自分がどうなるかというのは分からない部分もありますし、人工肛門になった場合の処置の方法だったりとか、どういうふうなことをされているかというのは、また病院の事務局長をやられたこともありますからご存じとは思いますが、その中で本当に苦しんでいる方たちもいるということをご理解の上で考えていただければなというふうに思います。

また、皆様トイレに入ったときというのかな、用を足しにトイレに入ったとき、ちょっと汚いなと、別のトイレに行こうかなというふうなことがあると思います。心理的にも明るくて清潔なトイレというのは非常に顧客満足度を高めます。また、リピーター向上にもつながって自然と人が集まるものだというふうに考えています。某トイレメーカーのアンケート調査では、観光地のトイレがきれいだと7割以上が観光地のイメージがよくなると言われていています。さらに、訪れにくくなる要因の1位はトイレです。だからこそ、今の現状の中で暗いトイレというのはやっぱり怖いなというふうなところもありますし、一度見ていただければなと思います。

観光客の三戸ファンの増加のために、外部からの誘客促進を考えるのであれば、せめて三戸の城山公園、道の駅さんのへ、それから町内1か所、この3か所ぐらいは明るく清潔で、かつ障害者総合支援法の理念に配慮したような形のトイレに変更していただくことも考えていただければなというふうに思っています。オストメイトの対応の設備だったり、大人用の簡易ベッド付きのバリアフリートイレということにすることを今後検討していただいて、できればそういった部分を造ったということをしちんと外部に発信することによってつなげられると思いますので、ぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思います。

では、次3つ目に入らせていただきます。宿泊施設の誘致に関してです。今回報道にもあり、すごく注目されているというところもあります。その中で、いい返事がこちらのほうに来る、もしくは先ほどもお話ししましたが、町長自ら動いているというところも答弁の中にもありましたが、そういう形で1社でも来ていただければなというふうに思います。今回の議案日程、三戸町宿泊施設の誘致に関する条例の制定についてがあることから、条例を制定し、誘致を促進するための準備ができるということは、誘致をする側にとって非常に選択して検討する、この必要な情報であるというふうに思っています。また、固定資産や上下水道の優遇、奨励金の拠出なども盛り込んだことによる誘致条例に関しては、町長の公約にふさわしいものであるというふうにも考えております。ただ、現在の三戸町では、ほかの市町村に比べて宿泊者の人数確保が非常に難しいということから、経営の部分に関しても難しい部分もあるのかなというふうに思っています。近郊を含む人口、人数が少ないからなかなか難しいから、企業が入ってくるというのは非常に難しいのかなというふうに考えていることか

ら、これを踏まえて企業誘致に向けたさらなる取組の方法だったり、附帯的なアクションがあるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

ホテル、旅館等の企業の誘致ということでお答えを申し上げます。これまでも宿泊事業者、宿泊施設を展開する事業者等との意見交換を行ってまいりましたし、情報収集も行ってまいりました。今後は、この条例可決後は、さらにできたということによって具体的にもっと働きかけを強めていくことができるということでございます。早速トップセールスということで動いてまいるということはもちろんでございます。

先ほど議員ご懸念の稼働率の辺りでございますが、やはりこの町に合った規模ということになりますけれども、ただこの町への観光客だけを想定するのではなく、現在は滞在型観光だったりとか拠点型の観光、ここを拠点にして八戸に足を延ばす、十和田湖に足を延ばす、そういった観光がどんどん主流に行われてきていますので、そういった観光ニーズにも対応できる形態の宿泊施設の誘致が望ましいのかなというふうには考えております。ただ、いずれにいたしましても、出店者のやはり考えと我々の考えと合致して、そのメリット、双方のメリットがなければ実現は難しいものと思っておりますので、そういったところを丁寧に事業者伝えてまいりたいと思います。

早速昨日の条例案についての新聞報道をヤフーニュースが取り上げたところ、全国から検索されているようでございますので、そういった形で少しずつ三戸町が誘致に向けて動いているというところはもう既に発信されているところでございますので、そういったメディアの力も活用して情報発信に努めて、誘致実現につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

非常にトップセールスもされているということで、状況も把握されているのかなというふうにも思います。また、観光を含めてということですよ。そういった形で進めていくに当たって、私の中では町が観光を進めながら宿泊施設を造っていく、もしくは宿泊施設が来るのを待っている。すぐ来れば一番いいのですけれども、待っている中で観光も進めていかなければならないというふうになった場合に、町が考える優先順といった場合に、観光的なものを優先に考えていくのか、逆に宿泊施設を優先に考えていくのかと考えたときに、どのような形で考えられるのかなとちょっと思ったのですけれども、その辺に関しては何か答弁できるところというのはありますでしょうか。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

宿泊施設が先か、観光が先かというふうになると、現状宿泊施設がないので、観光の充実をまずは今でき得ることは図っていくということでございます。並行して宿泊施設を誘致することによりまして、相互に相乗効果が生まれていって、さらなる観光の発展にもつながるし、さらなる三戸町の魅力発信につなげて観光につながっていくというようなことで考えてございますので、非常に難しい質問で、分かりづらいかもしれませんが、それぞれをとにかく高めていくということで進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

何が言いたいかというふう考えたときに、やっぱり誘致してくれるところを待つという形になってしまうのかな。自分たちからトップセールスしながら話しするかもしれないですけども、やはりマッチングした形でうまく進められれば前に進むのですけれども、その中で、では宿泊が動いたのに観光がだったりとか、観光ができるのに宿泊施設がというところが非常にネックになるのかなというふうに思っています。

その中で、以前もちょっと話しましたが、さかいまちづくり公社、ああいった事業の母体で、さかいまちづくり公社とありましたよね。ああいった事業が母体で運営して、町全体で宿泊施設を運営するということの考えというのがあるかどうか。例えばモビリティハウスもそうだったので、町の企業、ある程度町のところを使いながら、民間を使いながら事業を進めていくだったりとか、そういった部分に関してのお考えがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

境町の例をお出しいただきました。公社があるということで、公社においても宿泊事業の部門を持っているということになるかと思えます。ただ、我が方は現状公社もございませんので、それを設立して、さらに宿泊部門を持っていくということよりも、今はしっかりと民間の力で誘致して、民間の力の宿泊施設を誘致するというように進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。今町長からいろいろお聞きしましたが、現在人口減少の中、新しい取組をスピード感を持って実行していくと今明言されているところがあると。町長に対して期待を持っている人は非常に多いというふうに私は思っております。その中で、誘致を期待しているといえば、まだいつ実現できるのか分からないというところで、逆に町全体で宿泊施設を経営するとしたら、宿泊の設備の設置のリスクは高いと、なかなか難しい部分もあるというふうに思っています。

先ほど観光が優先なのか、宿泊施設が優先なのかと聞きましたけれども、私自身も自問自答したときに、両方並行してやっていくしかないのかなというふうに思いました。単純なのかなというふうに思われるかもしれませんが、町長の公約の1つ目のふるさと納税の仕組みを最大限に活用して、投資しながらの観光事業を進めていき、そしてリスク回避につなげていかなければならないというふうに思っています。せっかくこの誘致に関する条例を制定するのであれば、誘致企業確保のアクション、町長だけではなくて、各課のイベントの参加だったりとか、ほかの三戸町の事業者だったりとか、そういう人たちにもお声をかけていただいて、並行して町全体で宿泊施設の営業のほうにつなげられるような、誘致が優先できるような部分に声がけしていただけるような形で協力してもらえればもっと前に進むのかなとちょっと思いましたので、できればそういった形でもお考えいただきながらやっていただければと思います。

では、4つ目の小規模ビジネスについて再質問させていただきます。今現在小規模

ビジネスへの取組として行っているもの、行ったものがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

現在小規模ビジネスに向けて取り組んだものはあるかということでございますが、町長答弁にもございましたとおり、こちら小規模ビジネスというような名称ではございませんでしたが、空き店舗の活用といった事業でこれまで15件の実績があるということでございます。今年度からこの事業の見直しを行いまして、スモールビジネス支援事業費補助金ということで、これまでの空き店舗に加えて、空き家を対象にするということで進めております。また、店舗の賃借料ですとか、あとは什器ですとか事務機器のリース料、そういったものも対象にするということで、これまでではどちらかというと飲食のほうが多かったのですが、それ以外の方にも利用していただける事業として今年度新たに事業を見直しして始めているということでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

空き店舗を活用した事業というのが、実績は先ほど町長答弁でも確認させていただきました。その中で私のイメージでは、空き店舗に関して、要は小さい店舗を造っていくというのですか、大きな店舗の中でいろんな事業者が入って事業を進めていくようなイメージだったのですけれども、そうなった場合に、その空き店舗だったりとかを町が例えば購入して、そしてその中の施設の部分を小さな店舗を造って、それを貸していくというようなイメージを持っていたのですけれども、そういった形ではなくて、今までと同じように、現在空いている店舗を事業者自ら手を挙げてここを借りたいという形を取って事業を進めていくのか、もしくはそうではなくて、小規模ビジネスを推進するに当たって、町がある程度その場所を設定して、そこに事業者を入れてくるのか、そういった場合に、現状と変わらないような形で小規模ビジネスを進めるのか、それとも今話したような形で町が小規模ビジネスを進めるためにワンアクションを起こすのかというところをお聞きしたいと思います。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

こちらの小規模ビジネスについての考え方ということでございますが、今年度創設したスモールビジネス支援事業費補助金につきましては、議員のおっしゃるような大きな店舗を借りて、そこに入っていただくというような形式ではなく、空き店舗や空き家のほうに自ら選んでいただいて、そこに改修等を行っていただくといったイメージでございます。

議員のおっしゃった大きな店舗を区割りして、その中に小さな店舗を構えていくという方法についても、非常によい方法なのかなというふうには考えております。収益というところだけではなくて、その中でコミュニケーションが生まれたりとか、あと町民の憩いの場になるとかといった意味では非常にいいものなのかなというふうには考えておりますが、まず民間のほうの力でやっていただくというのが前提にはなると思いますけれども、そういった物件について情報とかお話があれば、町としてもそういったものというのも考え、将来的には考えていければいいのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答え申し上げます。

議員ご提案のありましたスタイルのsmallビジネスの展開ということも、過去に空き店舗活用事業補助金を創設する際にも検討したことがございまして、当時は物件と改装費等を勘案して断念したところでございます。これまでもそういった考えで、大きな空き店舗があれば、それを中を区切って、それぞれ個々、複数の出店希望者に貸していくということも考えてきた経緯はございますが、なかなか今町内にある大きな店舗である程度多額にならない改装費で提供できるところがちょっと見当たらなかったものですから、今回もまずはこういう形で補助対象要件も緩和して、賃貸料等も補助対象でできるようなスタイルにしてリニューアルしたものでございます。次の段階といたしましては、やはりある程度大きな店舗で複数の事業者が入って、その中でまたいろんな交流が生まれる、発想が生まれるといったものもちょっと実現できればいいなというふうには考えておりましたので、いい条件のところの情報があればと思っております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

私の想定したsmallビジネスというのが、私が話したような形のイメージだったものですから、場所をどこにするのだったとか、あとは店舗を造るためにはどういう姿勢でいくのだと、コンセプトどうなのとか、そういった部分を聞こうかなと思っていましたので、またそれに入るには個人事業主やフリーランスという方が対象になるということになると思いますので、その部分に対しての継続的な支援だったとか、一時的な支援の部分もありますけれども、継続的な支援の部分、あとは今回助成の拡大というのも行うことだったと思いますので、その部分に関してどのような形で前に進めるのかなと思っていました。なので、今の現状の中では仕組みが変わらないといった中で、補助金のほうが助成が少し変わるというのであれば、まずはそれでスタートしていただいて、その中で今後、やはり今現在では個人事業主だったりの人たちというのは、やっぱり自分たちの仕事のほかにやったり、土曜、日曜だけやったりとか、いろんな働き方があるではないですか。その中の支援の部分を含めていくことによって、例えば毎日営業しなくても土日だけやれるだったとか、そういった部分の小さな店舗だったとかが準備できれば、非常にそこに対して特化して、土日は混むけれどもという形でやってもいいのではないだろうかとか、そういう部分で考えておりましたことから、では現状は変わらないのだなというふうにはちょっと思いましたが、今後そういった部分も考えていただきながら前に進めてもらえればいいかなというふうに思っております。できる限りスタートする人たちのリスクというのがかからないような方向性で考えていただければなというふうに思います。

今回沼澤町長が考える6本の柱である「賑わい」について、外部の観光客である三戸ファンを増やすこと、町の観光資源を活用して誘客促進することについて質問させてもらいました。新しいことを行うには、思った以上に労力を使うものです。町長はじめ、職員の皆様の尽力があつてこそというふうに感じております。ただ、その中で事業を行う財源に関しては、今行わなければならない、できなくなるというふうな危機感をお持ちだからこそ今町長はいろいろなことをやられているのだと思っております。

「賑わいの創出」のため、ぜひ今回の質問内容をお考えいただきながら、業務執行をお願いして、私の今回の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

いました。

○議長（竹原 義人君）

午後2時再開予定をもって休憩します。

（午後 零時30分）

休 憩

（午後 2時00分）

< 6番 山田 将之議員 >

1. 少子化時代の学校運営と教育支援について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番、山田将之議員。

○6番（山田 将之君）

通告に従い私の一般質問を始めさせていただきます。私の質問は3項目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

1項目め、少子化時代の学校運営と教育支援について。町内では、少子化の進行に伴い、小学校の児童数が大幅に減少し、教育現場においてこれまでにない大きな変化をもたらしています。

三戸小学校では、これまで2クラス編制であった1、2年生が、それぞれ1クラス編制となり、教職員数も減少する中で、学校運営の体制が大きく変わりつつあります。斗川小学校では、今年度1、6年生が不在となり、ほかの学年も複式学級での運営など教職員の多忙化と保護者負担感も見られております。また、こうした中でPTA活動についても時代に合わなくなってきている、任意加入であるべきとの声も上がり、PTAの在り方そのものが変化しつつあります。

このような状況を踏まえ、教育委員会は教職員、保護者双方の負担軽減を図り、子供たちの学びの質を守り、さらに向上させるために学校ごとの実情に応じた実効性のあるきめ細やかな支援策を実行に移すことが求められていると思います。そこで、以下の点について教育委員会の現状認識と具体的な対応策を伺います。

1、町内小中学校の現状と課題は。三戸小学校、斗川小学校、主に町内小学校の児童数減少が教育活動や学校運営に具体的にどのような課題を生じさせているのか。教育委員会としての課題の認識を伺います。

2、教職員への支援について。教職員の業務負担が増している中で、その軽減に向けた具体的な支援策についてどのような取組を進めているか。

3、保護者への支援について。保護者の負担感が高まる中で、教育委員会としてどのように受け止め、どのような支援策や改善策を講じる考えか。また、PTAの在り方の見直しに関して、教育委員会としてはどのような方向性を持っているのか。

4、教育活動の質の維持・向上について。小規模、複式学級化が進む中で、子供たちの学びの質や社会性の育成を維持、向上させるために、教育委員会としてどのよう

な具体的な施策を講じているのか。

5、学校運営に対する支援について。教職員数や学級編制の変化が学校運営に与える影響についての認識とともに、教育委員会として学校運営を円滑に進めていくためにどのような支援を具体的に実行していくのか。

以上、よろしく願いいたします。

○教育長（慶長 隆光君）

少子化時代の学校運営と教育支援について5点のご質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の町内小中学校の現状と課題についてであります。令和7年5月1日現在の児童生徒数は、5年前に比べ143名減の452名であります。児童生徒数の減少により学級数及び教員数も減少しておりますが、各校とも組織体制の見直しにより対応しているところでございます。

課題といたしましては、学年が1学級の場合、クラス替えがないため人間関係や評価の固定化、社会性が育ちにくいなどがありますが、教職員が子供たち一人一人と関わる時間を多く持つことで、きめ細やかな見守り、指導ができるというメリットがございます。

次に、2点目の教職員への支援についてであります。県からの配置の教職員に加え、教員の授業の補助を担う特別講師と特別な支援を要する子供をサポートするため、チューターを独自に採用しております。特に近年、特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にあり、チューターの重要性が高まっていることから、今年度は2名の増員を予定しており、教職員の業務を支援してまいりたいと考えております。また、教職員の業務負担の軽減を図るため、今年度県の学校における働き方改革推進事業費補助金を活用し、新たな校務支援システムを導入しているところであります。

次に、3点目の保護者への支援についてであります。児童生徒数の減少に伴い、PTA活動を担う保護者数も減少しております。今後は、学校や子供たちのために保護者のみならず地域の皆様のご協力をいただくコミュニティスクールの取組を充実させ、保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の教育活動の質の維持・向上についてであります。三戸小中学校では小中一貫教育の導入により、加配と言われる教員の特別枠が設けられており、小中一貫教育の特性である小学校と中学校の先生による相互の乗り入れ授業を担当しております。また、三戸小学校と斗川小学校では、社会科見学の合同開催のほか、本年度からは水泳の合同実施を予定しており、児童の交流はもちろん、両校の先生方の交流と連携を通じ、児童生徒数が減少する中であっても教育活動の質の維持に努めているところでございます。

次に、5点目の学校運営に対する支援についてであります。昨年度からスマートフォンアプリ「t e t o r u（テトル）」を導入し、学校と保護者、学校と教育委員会の連絡を速く確実に伝えることができる仕組みを構築しております。今年度は、このアプリに集金機能を追加するなど、さらなる活用を図ってまいります。今後も学校運営に対し、様々な支援を実施してまいりたいと考えております。

○6番（山田 将之君）

教育委員会の現状認識、具体的な対応策等々ご答弁いただきました。1つ確認できなかったのが（3）の部分です。PTAの今後の在り方の見直しに関しては、教育委員会としてはどのような方向性を持っておられるか伺いたいと思います。

○教育長（慶長 隆光君）

P T Aの認識でございますが、先ほど山田議員からもございましたが、P T Aは任意団体ということでございまして、P T A活動に関しては学校とP T Aがそれぞれ話し合いを進めていただくということになるかと考えております。

○6番（山田 将之君）

P T Aと学校のほうで話し合っただけで進めていただくというような答弁でありましたけれども、教育委員会としては特にその点に関しては支援だとか、そういった考え、今後の在り方というところに関しては特にはお考えはないというような認識でよろしいでしょうか。

○教育長（慶長 隆光君）

教育委員会としては、そちらでどうぞということではございません。やはりいろいろなお話を聞くと同時に、それぞれの状況を勘案して、教育委員会としてできることがあれば何らかの形でご協力、支援はしたいと思っておりますが、主体となるのはどうしても保護者、学校ということになるということでございます。

○6番（山田 将之君）

その点については了解をいたしました。それぞれの現状の課題等認識されており、多様に取り組んでおられることについては一定の評価をしておるところであります。しかし、教育委員会としては今後これまでの延長線上の対応にとどまらず、より踏み込んだ実効性のある対策の支援を講じていただく必要があるのではないかなと私と考えております。

町内の教育現場では、少子化の進行によって、これまでの体制を前提とした学校運営だったり、支援の在り方に限界が見えつつあるのかなと感じつつあります。特に学校ごとの運営の柔軟性の確保であったり、教育の質の担保といった課題は今後さらに重みを増してくるのではないのでしょうか。

一方で、こうした人口減少、社会を前提に、地域の規模に応じて資源や機能を再構築していく、スマートシュリンクという考え方があります。ご存じでしょうか。これは直訳すると、賢く縮むというような意味合いになるのですが、単なる縮小ではなく、地域における資源や機能を集中、再配置しながら、生活の質や地域価値を維持、向上させていくための戦略的な取組であるということです。教育の分野においてもこうした考え方を踏まえた対応が今後避けては通れない重要な視点であるのではないかと私は考えております。限られた人的または物的資源の中で、いかに教育の質を守り、持続可能な学校運営を行っていくのか、今後も発想の転換が求められているのではないかと考えております。

そこで、お伺いしますけれども、1項目め、全てに対する再質問になるかとは思いますが、今後の取組、考え方という点で、ますます進行する少子化を踏まえて、教育委員会として学校運営や教育支援の在り方について、今紹介したスマートシュリンクの視点も踏まえた施策展開をどのように考えておられるのか。教育長または教育委員会の考えをお伺いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ただいまの山田議員のご質問にお答えいたします。

少子化がこれからも見込まれる中、町内学校の将来的には統廃合等になっていく。

今現在三戸では、三戸小中一貫教育ということで、斗川小学校とも一緒になって同じ体制で小中一貫校をつくっている状況でございます。また、次代を見詰めてみますと、一方でコミュニティスクールという考え方がございまして、地域とともに学校を支えていく、地域とともに学校を運営していくという考え方がございます。こういったところを踏まえまして、先ほどのスマートシュリンクといった言葉を意識しながらコミュニティスクールを活用して取り組んでいきたいと、こう思っております。

○6番（山田 将之君）

ただいまの答弁では、コミュニティスクールを主体としながら、スマートシュリンク、多分まだご存じなかったかなと思っております、反応を見て。今後こういった考え方、教育策、まちづくりが主になってくるかとは思いますが、教育の現場でもこういった考え方、重要になってくるのではないかなと思っております。そういった認識を今日教育委員会にも持っていたただけたのかなということで確認をさせていただきました。

一方で、現場では既に様々な限界であったり、疲弊の声というものが上がってきております。待たなしの状況になってくるのではないかなと思っております。教育は地域の未来をつくる基盤でもありますし、持続可能な地域運営の要でもあるのかなと。だからこそ、単なる縮小対応、人口が減ってきたから縮小していくということではなくて、知恵と工夫、賢く整える、そういった転換期に町の教育委員会としてしっかりとかじを切っていただくことを強く期待しております。私も様々な立場で、学校であったり、教育といった部分携わっていますので、今後一緒に教育委員会ともこういった人口減少の中での教育という部分、一緒に考えていければかなと思っております。その点に対して、最後教育長から何かあればよろしく申し上げます。

○教育長（慶長 隆光君）

今山田議員がおっしゃられたように、本当に先が見えない世界、予測不能というふうな世界の中で、学校も同じような状況にございます。本当に大きな現在変化の中におります。そうした中で、先を見据えたということにも考えがいきますが、やはり今すぐ目の前に子供がいるということをまず第一に考えて、そして学校の中で何か課題がある、あるいは保護者、その他で何か問題があるというふうなことにに関して、教育委員会は伴走型の教育委員会が求められているというふうな状況でございますので、今まで以上に学校の支援のほうに力を入れてまいりたいと思います。また、時にはやはり強い指導あるいは助言というものが今後あった場合は、ちゅうちょなく行っていきたいと考えているところでございます。

○6番（山田 将之君）

今後も先が見えない未来に向けて、子供たちのために伴走型で教育委員会も共に支援していただけないかなというふうな答弁であったかと思っております。大変心強いかなと思っております。今回はここで1項目め、質問を終わりたいかなと思っております。

2. 公園遊具の更新と全天候型遊び場の整備について

○6番（山田 将之君）

2項目めの質問に移ります。公園遊具の更新と全天候型遊び場の整備について。現在城山公園では、一部使用できない遊具があり、子育て世帯からは遊び場不足を

訴える声が寄せられています。関根ふれあい公園でも一時期遊具が使えないこともあり、同様の課題を抱える公園がないか懸念しております。

遊具の使用停止は、安全確保のための当然の措置であると理解する一方で、結果として子供たちの遊び場減少につながっています。加えて、近年の猛暑や豪雨などの異常気象により、屋外での遊びを制限する日が増加しており、子供たちの運動不足、保護者の負担やストレス増加につながり、子育て環境の質に影響を与えていると考えています。

また、町長は公約において、屋内遊び場の新設と屋外遊具の充実を明確に掲げており、子育て環境の充実を重視しています。今こそ具体的な整備に向けた取組を前進するべきときであると思います。こうした状況を踏まえ、以下の点についてお伺いします。

- 1、公園の遊具の復旧・更新スケジュールについて。
- 2、遊具の老朽化状況と、今後の計画的な更新方針について。
- 3、町長の公約にある「屋内遊び場の新設」について、現在の考えについて。
- 4、遊具の更新にとどまらず、多世代交流や防災機能も兼ね備えた未来志向の遊び場整備について町長の見解をお伺いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

山田議員からの公園遊具の更新と全天候型遊び場の整備についての4点のご質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の遊具の復旧・更新スケジュールについてでございますが、昨年12月、城山公園、関根ふれあい公園、沖中児童公園、松原公園の屋外遊具について専門業者による安全点検を実施しているところでございます。点検の結果、平成14年に策定され、令和6年に改正された現行の安全基準を満たさず使用不可との報告を受けた遊具については安全を確保できないため、12月の点検報告後、直ちに使用を停止し、軽微な異常の遊具につきましては修繕を行い、使用を継続しているところでございます。

次に、2点目の遊具の老朽化状況と更新の方針と計画についてでございますが、現在の遊具は設置後いずれも25年以上、最も古いものでは36年が経過しているところでございます。現在使用を中止している遊具につきましては、修繕の可能性を検討してまいりましたが、安全基準を満たす以前に本体の劣化が激しいため、今後撤去を進めていく方針でございます。

一方、公園の遊具は子供たちに楽しい体験を提供するだけでなく、運動能力、創造性、社会性を育むなど大きな役割があることから、町内の各公園の利用状況などを勘案の上、必要な整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の屋内遊び場の新設に関する考えについてでございますが、周辺市町村において公設、民設を問わず屋内遊び場の整備が進んでいることから、近々先進事例を視察することとしております。それらの事例を参考にするとともに、子供や子育て世代のご意見を伺い、既存施設の活用による整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の遊具の更新にとどまらない多世代交流や防災機能も兼ね備えた未来志向の遊び場整備についてでございますが、新たな発想や多様な機能を取り入れて施設整備することは、限られた予算の中で最良の施設を整備するという観点から、非常に重要なことだと認識しているところでございます。現在の子育て世代が求めるニーズを的確に把握し、まずはそのニーズにスピード感を持って応えられる最善の内容に

するとともに、未来を見据えた施設整備ともなるように進めてまいりたいと考えております。

○6番（山田 将之君）

答弁をいただきました。公園の遊具整備や老朽化については、今回他の議員のほうから同様のよう質問ありますので、私からは特に屋内型の遊び場、全天候型遊び場について少し確認したいなと思っております。

今後先進事例を視察しながら、既存の施設を活用してというようなお考えであるというような答弁をいただいております。まず、屋内型、全天候型というような、調べていきますとそういった言葉が出てくるのですけれども、まず全天候型の遊び場ということで、最近の異常気象、猛暑、寒さ、急な豪雨など、屋外活動の制限が年々深刻化してきています。こうした中で、半屋根つきであったり、全天候型の屋内遊び場、シェルターつきといったようなものの整備についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○住民福祉課長（極壇 浩君）

ただいまの全天候型の施設の整備ということでございます。まず、今の現役世代の子育て世代、こちらの方々に希望があるということですので、それに対応できるようにスピード感を持って施設整備を進めたいということでございます。ですので、既存の施設を活用して、その中で例えばボルダリングができるだとか、他の施設で今できましたが、何か光が発しているものを追いかけて遊ぶとか、何かそういうふうな遊具というか、道具もあるそうですので、そういうものを使って少し体を動かしながら親子で遊べるような施設というのを整備をまず進めたいなというところで今考えてございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

屋内型といったものや全天候型というのがありますけれども、単に屋根がある空間に既製の遊具を置いたような施設だと私は意味がないのではないかなと考えております。民間の施設の例ですけれども、ゲームセンターと併設されたキッズスペース、音が大きく子供の声がかき消されてしまったり、保護者の出費がかさんでしまうといった安全面や利用のしやすさに課題のある施設もあります。また、公共の施設でも遊びの多様性であったり、創造性、自発性といったものを引き出す工夫が十分とは言えない例も見られております。こうした従来の遊び場は、わざわざ行って子供に体験させたいと保護者が思うような施設ではないなと私は感じております。今後検討していくのであれば、こういったものをクリアするような施設を考えていただければなと私は考えております。子供が行きたがるからであったり、子供と時間を潰す場所がないからといった保護者にとって受動的、消極的な理由によって選択されているのかなと考えております。

そこでお伺いしますけれども、子供一人一人の個性や多様性を受け入れる遊び場の質の確保について町としてはどのように考えておられるでしょうか。

○住民福祉課長（極壇 浩君）

ただいまの子供さん一人一人の個性に対応してについて、提供できる遊び場の確保ということだと思われま。これから屋内、全天候型といいますか、整備については、

これから考えていくことですが、まず近隣等とどういうふうなものがあるのか、まずそれは町長述べたように視察をして研究を重ねていくということになるかと思えます。

また、実際整備する方向を決めるということにつきましても、基本設計といいますか、それをつくる段階で親御さんたちの意見とか、これらも十分に聞いて、それについて応えていけるようなものをする。

また、先ほど言いました子供さん方個々に対応するというふうな施設につきましても、様々なものがあると思いますので、これはいろんなところから情報を仕入れながら研究していきたいと思えます。

また、子供さんたちも年代によっても遊び方も違うし、接し方も違うと。それで、また年長さんと年少さんとで交流もできるかもしれない。あと、例えば障害のある子供、こちらのほうの子たちも遊びたいだろうし、いろんなものに対応していけるというようなのが可能であるというような設備、こちらのほうを研究しながらこれから進めていきたいと思っております。

○6番（山田 将之君）

今後の視察等を重ねながら様々研究していくというような答弁であったかと思えます。屋内型、全天候型遊び場、単なる雨の日対策ということではなくて、年間を通じて子供たちの体力、社会性を育む重要なインフラではないかと私は考えております。せっかく検討していくのであれば、様々な意見というものを聞いていただいて、例えばですけども、他市町村では屋内遊び場、地域の資源として子育て層の交流や町外からの来訪を呼び込む拠点となっている事例も見受けられております。こうした交流人口の増加、地域活性化の視点からも、そういった整備方針というものは検討されていますでしょうか。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

ただいまありましたように、町外の方からの呼び込みとか、そういうものももちろん必要だと思います。例えば当町の場合ですと、11ぴきのねこの石像めぐりとかあります。そういう来た方々もその場所で休んでいただくとか、遊んでいただくというようなことも考えられるのかなというところもございまして。もろもろこれから検討となりますので、そこにはいろんなもの、考え方をに入れて、私たちのみならず、ほかの方からの意見も聞いて、それから進めていきたいなというように考えてございまして。

○6番（山田 将之君）

様々ちょっと具体的なものを想定して考えてきたのですが、これからということに進めていくということで、都度情報等いただければなと思っております。

4点目の未来志向の遊び場整備、これについてもせっかくそういった遊び場、屋内のそういった遊び場があるのであれば、平時は遊び場や休憩所として使っていただいて、災害時には一時避難所であったり、情報発信、物資配布の拠点となる、そういった両立、平時と災害時の両立が可能な施設が私は理想的であるといった意図で質問に入れさせていただきました。こちらについても今後視察を重ねながら研究されていくというような認識で……。

単なる遊び場にどまらず、先ほどの午前中の質問でもありましたけれども、城山公園のようなあいった地域のイベントが開催されるような、そういったもう一つの

拠点となるものができたら三戸町の新たな魅力につながっていくのではないかなと私は考えております。

今回様々確認させていただきましたけれども、子育て世代、安心して子供を育てられる環境というのは、町の未来を築く上で不可欠であると思っております。町長のリーダーシップの下、公園遊具の早期復旧、撤去されていくというような話でしたけれども、また屋内全天候型遊び場の整備、着実に進んでいくことを強く期待しながら、2項目め、質問を終わりたいと思います。

3. 三戸町におけるキャッシュレス決済の導入促進について

○6番（山田 将之君）

3項目め、三戸町におけるキャッシュレス決済の導入促進について。

近年私たちの生活の中でキャッシュレス決済が急速に普及しています。コンビニエンスストアや飲食店、病院やクリーニング店といった日常生活の様々な場面で可能となり、今や多くの場面で当たり前となっております。若年層を中心に、その利用率は年々上昇し、高齢者層の中にもスマートフォンでの支払いやバーコード決済に慣れ親しんだ方も増えております。

こうした中、行政サービスにおいても利便性、効率性の観点から、青森県内の市町村でも主に市などの都市部を中心に導入が進んでいます。近隣の町でも令和5年度より役場窓口で住民票や戸籍謄本の交付手数料などにペイペイ、クレジットカード、交通系ICカードなど複数の決済手段を活用できるキャッシュレス決済を導入し、町民サービス向上と窓口業務の効率化の両面で成果を上げているそうです。

当町においても、こうした先進事例を参考にしながら、キャッシュレス化を進めるべき時期に来ていると考え、以下の点についてお伺いいたします。

1、現在三戸町の行政窓口におけるキャッシュレス決済の導入状況と、これまでの検討状況、今後の対応方針は。

2、近隣自治体での取組に対する評価と、三戸町でも今後導入の可能性はあるか。

3、行政窓口に限らず、町内小売店や飲食店など地域全体におけるキャッシュレス化の推進について事業者支援や周知、啓発など町として取り組んでいく考えがあるか。

以上、よろしくお伺いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

山田議員からの三戸町におけるキャッシュレス決済の導入の促進についての3点のご質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の町の窓口におけるキャッシュレス決済の導入状況と、これまでの検討状況、今後の対応方針についてでございますが、現在キャッシュレス決済を導入している町の関連施設は、三戸中央病院と道の駅さんのへとなっております。また、窓口ではございませんが、町税と下水道使用料につきましては、場所や時間を選ばず、納付書に印刷されている二次元コードによりスマートフォンなどでキャッシュレス納付が可能となっております。

キャッシュレス決済の拡大につきましては、昨年町長に就任してすぐに導入の方針を示し、現在関係課が方式と財源について検討しているところでございますので、最良なものを導入してまいりたいと考えております。

次に、2点目の近隣自治体のキャッシュレス決済導入に対する町の評価と三戸町でも今後導入の可能性のあるかについてでございますが、近隣では八戸市、五戸町、南

部町、新郷村で導入が始まっており、住民票の写しや納税に係る各種証明書の発行手数料などでキャッシュレス納付が可能となっております。近隣自治体に限らず、既にキャッシュレス決済を導入している自治体においては、住民の利便性の向上に一定の成果があるとしていることから、先ほど答弁申し上げましたとおり、当町でも導入の方針で検討しているところでございます。

次に、3点目の町内小売店や飲食店など地域全体におけるキャッシュレス化の推進についての町の考えについてでございますが、キャッシュレス決済の導入は最終的には各事業者の経営方針や判断によるところでございますが、インバウンドを含めた観光客の受入れ環境の整備につながる、また町内の売上げの向上にもつながる、利便性だけではないメリットもあると言われております。経済産業省では、キャッシュレス決済の普及を経済成長戦略の一環として位置づけ、普及率を今年度までに4割程度にする目標を掲げておりましたが、既に昨年度時点で42%となっており、今後さらに伸びていくことが見込まれますので、商工会など関係団体と連携し、導入に係る補助金の情報を事業者に提供するなど、導入促進に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（山田 将之君）

ただいま導入を検討しているというような前向きな答弁であったものと受け止めております。具体的にどのようなスケジュールで今後進んでいかれるのかなという点、例えば今年度は準備段階として、どのようなステップ、段階を想定しているのか。現時点でのイメージ等あればお聞かせください。

○総務課長（太田 明雄君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

キャッシュレス決済導入に向けてのスケジュールということでございます。これまでも複数の業者から情報を聞いたりしているところでございます。今後これらの情報を整理いたしまして、公金管理担当の会計課を中心としまして、庁内の関係課で検討を進めてまいりたいと考えてございます。財源がもし可能であれば、今年度中の導入というところも可能であれば進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

これまで現在のキャッシュレスの行われている病院であったり、道の駅、あとは二次元コードでの支払い等々やられてこられたと思うのですけれども、主にそういった窓口だったり、そういったもの、これまで行われてこなかった背景、課題について伺いたいと思います。どのような点が導入をこれまで難しくしていたのか。今後導入していくに当たって、どういったことが課題なのかといった点、過去の経緯も含めてお聞かせいただければと思います。

○総務課長（太田 明雄君）

キャッシュレス決済をこれまで導入してこなかった経緯、課題等についてというご質問でございますけれども、課題といたしましては、役場において導入する場合のコストと申しますか、インシャルコスト、ランニングコスト、そういった経常的経費の増加等がまず挙げられるというふうに考えてございます。病院であれば会計窓口が1つということでございますけれども、役場の場合は例えば税務課とか住民福祉課とか

会計課以外にもそれぞれ手数料、発行、納付していただく、関係書類を発行する部署もございます。あとは出先機関、支所等もございます。そういったことから、課題等も踏まえて、これまではなかなか進んでこなかったのかなというふうに考えてございます。ただ、近隣自治体でも今は導入している自治体が多くなっているということで、現在導入に向けて検討を進めるということとしたものでございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

これまでの課題としては、コスト、財政的な負担という部分、そういったことが課題としてあったものだというような答弁だったかと思えます。

今後導入していくに当たっては、そういったコスト的な部分というのはどのように解消されて、どういった財源でどういったところ、課題を解決して導入していくというような考えでしょうか。

○総務課長（太田 明雄君）

どのようなシステムを導入するかというところはこれから検討していくところでございますが、財源といたしましては、現在活用可能な財源といたしまして、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債という起債がございまして、こちらのほうを活用できるのではないかとというふうに考えてございます。

また、導入までの間に起債以外に活用できそうな補助金等がまた新たに創設された場合は、そちらの補助金の活用というところも併せて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

国の補助金であったり、そういった支援制度、現在たくさん充実されて、昔に比べると充実しているなという印象でありますので、そういったものを活用しながら導入を進めていってもらえればなと思っております。

また、そういったキャッシュレスを行っている事業者、キャッシュレスを提供している事業者の中にも自治体向けの導入支援を積極的に行っているところも見受けられております。そうした外部の支援ツールやサービス、そういったものを活用しながら進めていただければなと思っております。

課題という点で私が考えているのは、高齢者であったり、高齢者をはじめとする現金を使い慣れた方々への配慮という点、そういったものも必要になってくるのではないかなと思っております。現金支払いとの併用による運用であったり、そういったスマートフォン決済の使い方についての講習、またサポート体制の整備など、そういったものは町としてはどのような方針をお持ちでしょうか、お伺いします。

○総務課長（太田 明雄君）

導入に向けた具体的な検討内容というのは、これからということになりますけれども、三戸中央病院で導入しているような対面式のセルフレジであるとか、フルセルフ型のレジであるとか、クレジットカードや電子マネー、QRコード以外にも現金も利用できるようなシステムというのも導入の例としては、高齢者等に対応できるものとして有効なのではないかと思っております。あと、窓口でありますので、常に職員がそばにおりますので、分からないことがあったらすぐに窓口の職員が対応できると

というような体制をこれから組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

サポート体制等も含め、今後検討されていくということだと思います。近隣の市町村でも既にもう窓口でのキャッシュレス決済導入されているということで、例えばですけれども、同じ三戸郡内の町村であれば、共通の決済システムを導入することで運用コストの削減であったり、住民にとっても分かりやすさといったものにもつながるのではないかなと考えております。町として他の町村との連携した広域的な導入といったものの検討というものは行う考えはありますでしょうか。お伺いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのキャッシュレス決済の広域的な連携による導入ということについての考えはあるかというお尋ねについてお答えいたします。

まずは、キャッシュレス決済の導入につきましては、三戸町の中で共通性が高いほうがいいという観点から、今現状三戸中央病院で導入しているものであれば町民も使い慣れている方が多いということで一旦検討に入った経緯はございます。ただ、今は日進月歩で様々なキャッシュレス決済が出てきておりますし、当時よりも導入コストが格段に下がっているというものもございますし、もっと役場の関連施設、支所あるいは中央公民館、アップルドーム等でも一斉に入れられるという決済システムもございますので、そういった形で今病院と連携させるということのこだわりは特に今は持っていないところではございますけれども、ただ幾らでも多くの町内での操作性が共通性が高いものということで進めていくことを一義的にまず考えておりますので、現段階で当初からほかの町村で使っているものとの共通性ということを優先するということは考えていないということしております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

他の町村の連携というよりも、町内での認識、使いやすさということをメインに考えて検討していくというようなことで了解をいたしました。

一番最初の答弁にもあったのですけれども、そういった観光的な部分でも、こういったキャッシュレス大変進んできているなど思っております。道の駅ではキャッシュレスが進んでいるということで、隣の産直においてははまだ現金のみの対応であるなど思っております。町内ではこういった観光客が一番立ち寄る場所なのかなということで、そういった現金のみの対応といった部分に関しても町として今後進めていただければなど思っております。せっかく訪れた観光客が買いたくてもキャッシュレスしか手元になくて買えなかったといった状況、地域の貴重な消費機会を逃している可能性も考えられます。こういった施設の運営者、あとは小売店、飲食店等にもそういった支援、キャッシュレス普及の促進策について、今後の方針、最初にも答弁されていたかと思うのですけれども、改めてお伺いしたいなど思っております。お願いします。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

町内の事業者におけるキャッシュレス決済システムの導入につきましては、大きく広がっていくように必要な支援をしてまいりたいと考えております。まずは、説明会

等で商工会等と連携して、導入に係る意義だとか費用だとか、そういったものをるる説明した上で、積極的に導入したいという事業者については、導入支援に係る各種補助金等があれば、優先的にそういうところを充て向けていけるようなことで町内の導入率を高めていきたいなと思います。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

町としてもそういった支援、補助金への紹介など、そういった支援をしていかれるということで、今後ますます町内でもキャッシュレスというものが進んでくるのではないかなと思っております。キャッシュレス決済というものは、単なる支払い手段の多様化ということではなくて、町のデジタル化推進の第一歩でもあるのではないかなと思っております。町民にとって、または町外の方、観光で来られた方にとっても便利で安心なサービスの実現というもの、そして地域経済の活性化に資する取組として、三戸町としても前向きな検討と具体的なアクション、今後進めていただければなと思っております。

私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

<13番 佐々木 和志議員>

1. 空き家対策について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

13番、佐々木和志議員。

○13番（佐々木 和志君）

今定例会における私の一般質問は、空き家対策についての1件であります。通告に従い質問に入らせていただきます。

深刻化する少子高齢化や都市部への人口流出等により、空き家の増加は全国的な社会問題となっており、本町においてもこうした傾向は例外ではなく、年々空き家の数が増加しているように感じます。空き家の増加は、単なる景観の悪化にとどまらず、防災、防犯、衛生、さらには地域コミュニティーの崩壊といった多方面にわたる影響を及ぼします。特に老朽化した空き家については、台風や地震といった自然災害時の倒壊リスクや不審者の侵入、不法投棄の温床となる懸念もあります。空き家が適正に管理、有効活用されることは、これらの問題解決につながるだけでなく、空き家の解体、撤去促進により良質な宅地が増加していくことで、移住、定住にも一定の効果が見込まれるといった観点から、町としても積極的に取り組む必要があると考えます。空き家対策の必要性に関しての町の考えと、今後何かしらの事業を想定しているのかについて答弁を求めます。

○町長（沼澤 修二君）

佐々木議員の空き家対策についての質問に答弁申し上げます。

令和5年に総務省が実施した調査では、全国の総住宅数は6,504万7,000戸であり、

そのうち空き家数は13.8%の900万2,000戸となっております。空き家数のうち賃貸、売却用や別荘などの2次的住宅を除く空き家は総住宅数の5.9%に当たる385万6,000戸で、平成30年と比較し36万9,000戸が増加しているという調査結果が示されております。また、青森県においての空き家数は、総住宅数の16.7%の約9万8,000戸、2次的住宅を除くと9.3%の約5万5,000戸で、平成30年と比較し約9,000戸が増加しております。

町では、平成27年度に実施した空き家等実態調査で324戸の空き家が確認されておりますが、それから10年経過の現在においては、国や県と同様、増加していると思込まれることから、現在の空き家数の把握及び老朽度、危険度の判定を行うとともに、空き家等のデータベースを作成するため、先月空き家等実態調査に着手したところでございます。

今後の取組といたしましては、本調査の結果を基に空き家等対策協議会の設置及び空き家等対策計画の策定に入っていきたいと考えております。空き家対策は、住環境の整備や町並み保全などの観点から重要な課題と捉えており、町民の安全、安心かつ快適な生活に資することから、今後も適切に進めてまいります。

○13番（佐々木 和志君）

9割方オーケーと、ここで終わりたいのですけれども、2点だけ。

協議会の設置と実態調査と協議会の設置、あと計画の策定までいくということは、当然空き家の特措法を活用してということだと思いますけれども、具体的なスケジュール、令和7年度でどこまで実現を考えているのか、今後のスケジュールが1点。

あと、ほかの議案に出ていたのですけれども、令和6年度の消防費の空き家等実態調査業務委託料650万円、これが今年度に繰越明許になっているわけですけれども、これ自体は今回の空き家対策の調査とは何ら関係なく、リンクしていないというふうなことでもいいのか、その2点。

○総務課長（太田 明雄君）

ただいまの空き家対策に関する2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目、今後のスケジュールということでございますけれども、先般着手いたしました空き家等実態調査、こちらが本年9月までに完了する予定となっております。その後、年度内での協議会の設置と空き家等対策計画の策定を現在目指しているところでございます。

2点目の令和6年度の繰越予算との関係があるかということでございますけれども、こちら令和6年度から7年度に繰り越した予算で先般契約をしたというところでございます。契約額は616万4,400円となっております。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

2点目についてですけれども、この繰越明許になった空き家の実態調査業務委託料は、今回、先ほど答弁の中にあつた実態調査のことということによろしいですか。それが1点。

あと、もうほぼする必要はないのですけれども、1点だけ実態調査に関して、現在空き家になっているところはもちろん調査するのだとは思いますが。ただ、町内にある高齢世帯、高齢者の独り暮らしの世帯、もしくは高齢者だけの夫婦の世帯は、近い将来に空き家になる可能性がある、その可能性が高いということから、将来の空き家の

増加傾向を予測する上で、そちらの数のほうも今の機会に捉えておいたほうがいいのではないかということから、ちょっとそこもやっていただきたいなということで、その2点お願いしたい。

○総務課長（太田 明雄君）

1点目のご質問でございますけれども、令和6年度から7年度に予算を繰越しました金額、予算につきまして、今回空き家等実態調査業務委託料として契約をしたものでございます。

○町長（沼澤 修二君）

佐々木議員の2点目のご質問に私からお答えいたします。

調査の中で、現在高齢者世帯等のご家庭で今後空き家になるかもしれないと見込まれることの調査というお話でございましたが、今この調査におきましては、あくまでも現在空き家になっているところということで契約を結んでおりますので、そこまでは調査結果としてはすぐに出てくることはございませんけれども、その調査結果を基に私どもが持っております住基データ、世帯構成等をそれらとリンクさせまして、独り暮らしだとか高齢者のみの世帯だとかということは何戸かということでは捕捉できると思いますので、そういった形での捉え方は町としても将来的に有効でございますので、やっておきたいなと思っております。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

2点目はオーケーです。

1点目の空き家の実態調査に関して、今回空家対策特措法に向けた計画を策定する前段の空き家の実態調査が今回繰越しになった、消防の繰越明許費の調査ということで捉えてよろしいのですねということでした。もしそれでいいのであれば答弁は要りません。もし違うのであれば答弁ください。

まず、ほぼほぼ最初の答弁でいただきましたので、もう何も言うことはないのですが、令和6年の時点で今後の空き家の増加に対する対策が必要ですので取り組んでくださいということで、令和6年度中に協議会設置、計画策定ということをお答えいただいていた。それが悪意とか故意ではなく、できなかったという実情もちゃんと認識はしております。ただ、今回2回目ですので、令和7年度、次はないよということで、確実に令和7年度中に完結できるように取り組んでいただけるよう強くお願いして、私の質問を終わります。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

午後3時11分 散会

第4日目 令和7年6月5日(木)

○議事日程

第1 一般質問

栗谷川柳子議員

1. 観光振興に関する具体的な施策について
2. 熱中症予防対策の実績と今後について

千葉 有子議員

1. 公園の整備方針と現状認識について
2. 町民歌の継承と活用について

第2 報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(三戸町町税条例の一部を改正する条例)

第3 報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

第4 報告第6号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

第5 議案第35号 三戸町宿泊施設の誘致に関する条例の制定について

第6 議案第36号 三戸町奨学金条例の制定について

第7 議案第37号 三戸町人材育成基金条例の一部を改正する条例案

第8 議案第38号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第9 議案第39号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第10 議案第40号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第11 議案第41号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第12 議案第42号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第13 議案第43号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第14 議案第44号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第15 議案第45号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第16 議案第46号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第17 議案第47号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第18 議案第48号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第19 議案第49号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第20 議案第50号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

- 第21 議案第51号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第22 議案第52号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第53号 令和7年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第24 常任委員会の所管事務調査の報告について
- ・総務文教常任委員会
 - ・民生商工常任委員会
 - ・建設農林常任委員会
- 第25 常任委員会の閉会中における所管事務調査について
- 第26 議員派遣の件
- 第27 諸般の報告
1. 議長の報告

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

- | | | | |
|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 五十嵐 | 淳 | 君 |
| 2番 | 松尾 | 道郎 | 君 |
| 3番 | 柳 | 雫 | 圭太君 |
| 4番 | 小笠原 | 君 | 男君 |
| 5番 | 和田 | | 誠君 |
| 6番 | 山田 | 将之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳子 | 君 |
| 8番 | 藤原 | 文雄 | 君 |
| 9番 | 番屋 | 博光 | 君 |
| 10番 | 千葉 | 有子 | 君 |
| 11番 | 久慈 | | 聡君 |
| 12番 | 澤田 | 道憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和志 | 君 |
| 14番 | 竹原 | 義人 | 君 |

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | | | |
|-------|----------------|-----|----|---|
| 説明員 | 三戸町長 | 沼澤 | 修二 | 君 |
| 委任説明員 | 副町長 | 本宿 | 貴一 | 君 |
| | 参事（農林課長事務取扱） | 貝守 | 世光 | 君 |
| | 参事（会計課長事務取扱） | 武士沢 | 忠正 | 君 |
| | 参事（総務課長事務取扱） | 太田 | 明雄 | 君 |
| | 参事（住民福祉課長事務取扱） | 極檀 | 浩 | 君 |
| | 建設課長 | 齋藤 | 優 | 君 |
| | 健康長寿課長 | 中村 | 正 | 君 |
| | まちづくり課長 | 櫻井 | 学 | 君 |

税 務 課 長	下 村 太 平 君
三戸中央病院事務長	松 崎 達 雄 君
総務課防災危機管理監	多 賀 昭 宏 君
三戸中央病院事務次長	中 村 義 信 君
まちづくり課ふるさと納税強化室長	高屋敷 一 弘 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事 務 局 長	貝 守 世 光 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事 務 局 長	奥 山 昇 吾 君
事 務 局 次 長	金 子 祐 之 君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長	井 畑 淳 一 君
総括主幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<7番 栗谷川 柳子議員>

1. 観光振興に関する具体的な施策について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続行します。

7番、栗谷川柳子議員。

○7番（栗谷川 柳子君）

おはようございます。通告に従い2項目質問させていただきます。

1項目め、観光振興に関する具体的な施策について。

町長は、さきの町長選挙において、観光振興を主要な公約の一つとして掲げられました。町民は、町が持つ豊かな自然、歴史、文化といった地域資源を生かした観光振興に大きな期待を寄せています。公約の実現に向けた具体的な施策や進捗状況について伺います。

- 1、観光振興の全体像と目標。
- 2、具体的な誘客施策。
- 3、地域経済への波及効果。
- 4、関係事業者や団体との連携・協働。

○町長（沼澤 修二君）

おはようございます。栗谷川議員からの観光振興に関する具体的な施策についての4点のご質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の観光振興の全体像と目標についてでございますが、町では観光産業を強化し、地域経済の発展につなげていくため、第5次三戸町総合振興計画後期基本計画におきまして、年間の観光入り込み客数を令和5年度の54万2,557人から5年後の令和10年度には約17%増の63万5,000人とする目標を掲げております。当町は、美しい自然景観や豊かな食だけではなく、戦国時代に三戸南部氏の居城であった三戸城跡城山公園、関根の松、南部家にまつわる文化財など、ほかにはない特徴的で魅力ある観光資源に恵まれております。さらに、漫画家、故馬場のぼる氏の代表作、人気絵本「11ぴきのねこ」にちなんだ「11ぴきのねこのまち」として関係者皆様のご理解の下、世界中どこにもまねできないまちづくりを展開できるオンリーワンの強みを持っております。今後も引き続きこれらの観光資源やコンテンツを最大限に生かすとともに、新たな付加価値の創造、四季を通じた魅力づくりと発信により、にぎわいの創出と地域経済の発展につなげてまいります。

次に、2点目の具体的な誘客施策についてでございますが、交流人口や関係人口の

さらなる拡大を図るため、1万人のフォロワー数を有する町公式エックスをはじめ、インスタグラム、ラインの活用に加え、今月中に公式ユーチューブチャンネルを開設し、情報発信のさらなる強化を図ってまいります。また、本年度は大手旅行ガイドブックへの情報の初めての掲載、観光客のおもてなしを町ぐるみで推進するため、町民や事業者対象のおもてなし講座の開催、町職員総参加によるおもてなし大作戦の展開により三戸ファンの拡大を図るとともに、将来的には現在国が創設を目指しているふるさと住民の獲得につなげてまいりたいと考えております。

次に、3点目の地域経済への波及効果についてでございますが、観光は飲食、宿泊、買物、交通など様々な分野への直接的な経済効果のみならず、雇用の創出など間接的な経済効果も期待でき、地域経済の活性化に大きく貢献するものであることから、より効果が高まるよう積極的に取り組んでまいります。特に宿泊施設は、日帰り観光から宿泊を伴う滞在型観光への転換に大きく寄与し、観光消費額の拡大、ひいては地元経済への波及効果に大きくつなげるとともに、先ほどお答え申し上げました誘客促進にも結びつくことから、誘致を早期に実現させてまいりたいと考えております。

次に、4点目の関係事業者や団体との連携・協働についてでございますが、関係の皆様とはこれまでも連携するとともに相互に協力し合ってまいったところでございますが、今後は連携、協力体制のさらなる強化を図り、三戸前進のため観光産業を盛り上げてまいります。

○7番（栗谷川 柳子君）

ただいまのお話のとおり、目標値17%増の入り込み63万5,000人ということで、非常に意欲的な数字を掲げたなと感じております。そして、誘客施策について、既にエックスが1万人ということ、そして公式ユーチューブをスタートさせますということ、そして大手ガイドブックに掲載していただく予定だということ、そしておもてなし講座ですとか、おもてなし大作戦を計画しているということ、そして早速ふるさと住民の獲得に力を入れますということで、大変力強い目標を掲げているなというふうに感じております。

再質問ですが、これまで実施されている施策、コンテンツ、石像めぐりですとか、レンタサイクルの設置、そして団体による町歩き、城歩きツアーなどについて具体的な効果測定はどのように行われているか。そして、その結果を踏まえて、今後の改善点や継続の有無などあればお聞かせください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

これまでの具体的な施策についてということでございますが、まずはレンタサイクルにつきましては昨年の6月22日から始めまして、11月末まで約5か月間実施いたしました。実績といたしましては、合計で104名というような実績となっております、その方々の内訳としては、10名が県内の方、それ以外の方は県外の方ということで全国各地からおいでいただいております。昨年度アップルドームのほうに3台という体制でございましたが、休日等はやはり不足するというので、今年度からは2台増やしまして5台の体制でさらなる利用の促進につなげていくということにしております。

続きまして、石像めぐりについてでございますが、石像めぐりにつきましては正確な数字というものはちょっと把握できない部分がございますが、一番参考となるのが11ぴきのねこのまち、三戸のエンジョイアプリがどれだけダウンロードされているかというものが一番参考になるかなと思いますので、ご紹介させていただきます。昨

年度のダウンロード数ですが、合計で814ということで、この方々はやっぱり石像めぐりをメインにしてダウンロードされているものと思いますので、少なくともこの数字、最低限はいつているというものと思いますので、さらなる周知というものを図っていきたいというふうに思っております。

それからもう一つの件ですが、城歩きと歴史に関わるものについてでございますが、また町歩きです。まず、町歩きにつきましてですが、昨年度の実績、昨年、一昨年とも約30回行いまして、それぞれ300名ほどの参加があったということでございます。また、もう一方、これは別な教育委員会のほうの事業になりますが、城歩きのほうは昨年度528名、31回の実施ということで、こちらのほうにも多く参加していただいておりますので、こちらを進めるとともに、また新たなコンテンツというのでも開発していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

レンタサイクルについては、県内外から104名の方が利用されていて、3台だったものを次は5台に増やすということで、引き続き利用しやすいレンタサイクル事業を進めていただきたいと思っております。

そして、エンジョイアプリもダウンロード814件ということで、このアプリがあると分かれば、アプリをダウンロードしてから先はとても楽しいアプリなのかなというふうに感じます。

そして、町歩きは36回の300名で、城歩きが528名ということで、私はどちらも参加したことがあります、これは参加さえすれば非常に満足度が高いツアーだというふうに感じておりますので、できるだけこのツアーが存在するのだということを皆さんに知っていただくということに力を入れて進めていただきたいと思っております。

歴史を生かした観光振興について、あまりちょっと耳にしなような感じがしますが、この歴史を生かした観光振興について何かアイデアですとか計画があれば具体的にお示しください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

歴史を生かした観光施策ということですが、これまでは城歩きといったものを中心に行ってまいりましたけれども、そこだけではなく城山のほうでもイベントもやりますので、そういったところに一部歴史的な要素を入れるとか、そういったことも考えながら進めてまいりたいと思っております。まだまだこれから考えていける部分はあると思っておりますので、様々考えながら進めてまいりたいと思っております。

○7番（栗谷川 柳子君）

これに関しては、せっかく国指定の史跡にも城山はなっておりますので、非常に本当に活用してというか、皆様に関心を持っていただきたい宝だというふうに思っておりますので、教育委員会のほうとも連携して、城にまつわる講座というのは毎年楽しみにされている講座だと思っておりますので、そちらの周知のほうも力を入れていただきたいと思いますと考えております。

そして、関係団体との連携・協働についてですが、1つ目は、商店ですとか飲食店、商店街、商工会との連携について質問いたします。

石像めぐりにいらっしゃる方々、多くは日曜日にいらっしゃる方も非常に多いというふうに見受けておりますが、残念なことに商店街の飲食店、お土産を購入できる店

というのは日曜日には閉まっっていて、非常に残念だという声も聞こえてきています。これに関して何か解決の策はお考えありますでしょうか。

せっかく公共交通機関を乗り継いで三戸町にいらしてくださっているお客様、満足度を高めて、少しでも町内の滞在時間を延ばしていただけるよう、そして町民とも触れ合う機会を増やせるよう、もっとこの三戸町の魅力というのを感じていただきたいですので、何かお考えというのはお持ちでしょうか。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

商店の関係、日曜日、観光客がせっかくいらっしやっているのに開いていないといったことだと思いますけれども、こちらにつきましてももちろんそこが分かっていないというところがあるのですけれども、いろんな、先ほど言ったとおり11ぴきのねこの石像めぐりだとか、様々なことで観光客の皆さんがいらっしやっているということを意外と町民の方が分かっていないということが非常に今課題なのかなというふうに思っております。ここはビジネスチャンスがあるところ、大きなものだと思いますので、そこをやはり町事業者の方にお知らせしていくということがまず最初の段階なのかなと思っておりますので、まずこれだけの方が三戸町を訪れているのだということを知っていくことに力を入れたいと考えております。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答えを申し上げます。

日曜日に商店があまり開いていないということで、訪れたお客様が何かを尋ねたいときにはなかなかお尋ねするところもない、商店もない、今のところ案内所もないということでございまして、せっかく訪れてくださった観光客のおもてなしということで、先ほど答弁の中でも申し上げました職員によるおもてなし大作戦というもので補完していきたいと思っております。観光客を見かけたら、休み中の自分の移動中であつたときにも、少しお時間があれば立ち止まって案内パンフレットを差し上げたりとか、記念ノベルティーを差し上げるといったことで対応したいと考えております。

商店をすぐに開けることのできる特効薬というのは今のところないと思っております。やはり先ほど担当課長が申し上げましたとおり、たくさんの方が訪れ始めている、それを実際に見るということで事業者の方々が勝機があるというふうになっていけば、日曜日でもお店を開けていただけることにつながっていかうかと思っておりますので、やはり土日を訪れるお客様がどんどん増えていく、宿泊施設等も整備して増えていくということで、町のビジネスのチャンスの拡大というところを広げて、事業者の皆様によければ日曜日の開店もお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

町民の方が、かなりの数、土日等県内外からいらしてくださっているということを町民の皆さんがまだまだご存じないということ进行分析されているところに少し驚きを感じながら、そこを捉えられているのであれば、非常に期待が、これからの施策に期待が持てるなというふうに感じました。

そして、おもてなしに力を入れるということも、非常に根っこの部分をきちんと分析されていて、力を入れていくのだぞというところに期待をしていきたいというふうに思います。

2点目の質問ですが、道の駅やパークゴルフ場との連携についてです。課題として、

駐車場が狭いという声はたくさん聞こえるところです。せっかく寄ってくださったお客様になるべくご不便のないように、駐車場が混んでいたり、遠いからといった理由で帰ってしまうとか、あとは次はもう混んでいるから寄らないといったことのないように少し何かソフト的な対策を講じていただきたいと思うのですが、駐車場が狭い問題、そしてパークゴルフ場までちょっと距離がある問題というところを課題として捉えられているのかどうか、そして対策は何か考えられているのかどうかお示してください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

道の駅の駐車場の問題ということで、パークゴルフ場のほうの駐車場も開放はするけれども、遠いということだと思いますけれども、こちらにつきましては特に休日混み合うというところがあります。指定管理者のほうでは、ゴールデンウィーク期間については誘導員を置くなどしての対策をしているというところがございますけれども、特に混み合うようなところにはゴールデンウィークのような対応というのをできないかといったものを相談していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

それについては了解しました。

次です。郵便局との連携です。これまでミャンのへ郵便局の開設や様々な企画によって11ぴきのねこをテーマにした当町の観光にも寄与して下さっていた三戸郵便局です。今後の動向について、何か情報はありますでしょうか。そして、11ぴきのねこファンが多く訪れている郵便局との連携について、今後のお考えお聞かせください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

郵便局との連携というお話でございますが、昨年度行ったようなミャンのへ郵便局といったような取組は今後も継続していくということでございます。ただ、局長が個人でやられていたようなSNSといったようなものは、あれは郵便局としてのものではなかったというところで、あれは継続していけないというようなことはお聞きしております。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまの郵便局との連携の部分についてのご質問にお答えいたします。

4月に新しい郵便局長が赴任されまして、私も情報交換する場面がございました。その際に、2月の猫の日については今後も今年度もやる予定としているという情報はいただいておりますが、毎月とか定期的に、数か月に一遍開催しておりましたミャンのへ郵便局の開局については、現段階ではまだ未定ということでお伺いしているところがございますので、先ほどの担当課長答弁と私の持っている情報が少し違いますが、局長との間ではそういうこととお話を聞いておりますので、確定ではないということ、未定ということであっていただければと思います。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

了解しました。

次です。観光協会との連携についてです。一般的に観光協会というと、観光案内所の運営、観光情報の提供や発信、イベントの企画、実施、観光客の誘致促進、そして地域づくりへの貢献を担う団体ということであり、行政の担当部署と密に連携して機能していくものだと思います。今現在三戸観光協会との関係性について、現状、課題、理想と展望などお考えをお聞かせください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

観光協会に関するご質問でございますが、観光協会につきましてはこれまでも町の観光振興のために連携、協力しながら、観光振興に向け、町と一緒に取り組んでまいりましたので、引き続き連携、協力しながら、町の観光振興に取り組んでまいりたいというところでございます。

しかしながら、観光振興、それからにぎわいづくりといったものは町の元気につながる、ひいては人口減少対策にもつながる喫緊の課題というふうに捉えておりますので、体制または様々な事情等のためどうしてもできないといったものがあれば、ほかの団体にお願いするとか、または町が直接実施する、そういったものも考えていかなければならない、そういったことも視野に入れなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

捉えられている内容を理解いたしました。先ほど申し上げましたが、観光案内所の運営ですとか、観光情報の提供、発信、イベントの企画、実施、観光客の誘致促進、地域づくり、どれもやはり沼澤町長、町政が掲げる観光振興、目指す目標を達成するためには非常に重要なというか、必須の役割だと思っておりますので、どこかがしっかりと担って、さらに勢いをつけて機能していく必要があると思っておりますので、特に力を入れていただきたいというふうに感じております。

観光協会に関しては以上となりますが、最後、観光振興全般について特にお考えがあればお願いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

最後に、観光についての考えということでございます。

答弁の中でもるるお答え申し上げましたが、やはり観光となりますと、ただの旅行とは違って、光を観るというふうにして書いて観光になります。食べ物だけではなくて、その地の文化や史跡あるいはそのコンテンツに触れていくということになろうかと思っております。私も一般職員時代に青森県の文化観光立県宣言というものに携わったことがございます。その場面を目の当たりにして、やはり今の青森県の観光大国というのが成り立っているのだなとつくづく実感しているところでございます。私だけではなく、今私の後ろにおります総務課長も県庁に1年行った際に、その文化観光立県宣言に少し携わっておりますし、また隣にいる副町長もまさに先日まで県の観光の最前線で従事していたということもございます。この観光に対しましては、かなり強い私も思い入れがあるところでございまして、ただやはり国でも先般、国土交通省が観光政策審議会というところに今後の観光政策の基本的な方向についてというものを諮問しておりまして、その答申が出ております。その中では、我が国の経済構造を安定的なものとし、新しい雇用を創出できるのは観光産業であるというふうに前文で言っておりますので、やはりこれからこの三戸町も観光立町ではありませんが、そういう

強い思いを持ってこれから観光を盛り上げていきたいと考えております。

この観光につきましては、副町長も一言がありますので、ぜひこの場でお答えを、少し考えを申し述べさせていただければと思います。

○副町長（本宿 貴一君）

お答えいたします。

今日の今の質問の観光全般に通してということですので少しお答えさせていただきたいと思っております。

まず、4月に私三戸町に来まして、豊かな自然景観、春の花ですとかもちろんですし、町なか、山々に囲まれた町並みの景色などという、この三戸町独特の景観というのは、実は私県内見てほかになかなかないなというのが最初の印象でした。こういった魅力をどう生かしていくかというのが非常に重要だと来てから感じたところです。

観光の取組というのは大きく3つに分けられると思っています。1つは、町の魅力をつくっていくこと、いわゆる売りをつくっていくことが1つ。いわゆる観光資源の磨き上げとか掘り起こしといったところになるかと思っております。そして、それを誘客、宣伝していく、外に伝えていく、情報発信していくということ。そして、お客さんが来たときにはしっかりとおもてなしをしていく受入れ態勢、この3つの流れがありまして、それを継続的に取り組んでいく、この3つのサイクルをどんどん回していくということが非常に大事だというふうに考えております。

特にその根っこになる観光資源の掘り起こし、磨き上げというところについては、この地域のまだまだ知られていない、気づいていない魅力というのがたくさんあると思っておりますので、そういったところにしっかりと町だけではなくて町民一体で、皆さんでいろいろなことに気づき、その魅力を掘り起こしていくということが非常に重要だと思っております。

それをさらに伝えていく場面では、伝えるだけではなくて伝わるという部分が大事だと思っております。我々が伝えるだけではなくて、実際に外の方にどう捉えられるか、どう感じてもらえるかというところがしっかりと届けることが重要だと思っております。

そして、何よりもお客様がいらっしゃったときに笑顔でおもてなしをする。また、今回条例案も出させていただきましたが、そういったしっかりと滞在する土台をつくる、基盤をつくるということも大事になってくるかと思っております。こうしたところをトータルで取り組みながら、町の観光振興というものを図っていきたいというふうに思っております。何よりも裾野の広い産業と言われておりますので、この観光を通じて町の活性化、町を前進するための取組につなげていきたいと思っております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

町長と副町長までもしっかりと、先ほどもしっかりと流れですとか観光についての原理原則を捉えられていて、お考えをめぐらせているということが今のご発言で知ることができました。ますます期待ができるなというふうに、私も非常に頼もしく感じることができたコメントを頂戴いたしました。本当に観光立町ということで、そこを目指して一丸となって取り組んでいく、我々も一緒に取り組んでいくということを目指したいと思っておりました。

この項目については、以上となります。

2. 熱中症予防対策の実績と今後について

○7番（栗谷川 柳子君）

2項目めです。熱中症予防対策の実績と今後について。

全国的に猛暑日が増加傾向にあり、熱中症による健康被害が深刻な社会問題となっています。本年5月15日には三戸町で30.5度を観測し、全国でも上位に入る暑さとなり、早々に真夏日を記録しました。これは、例年のない早い時期での猛暑であり、今後も夏の期間を通じて町民が熱中症に苦しむことが懸念されます。全国でも上位に入る暑い町三戸町、町民の命と健康を守ることは行政の重要な責務であります。これまでの熱中症予防対策の実績と今後のさらなる強化策について伺います。

- 1、これまでの熱中症予防対策の実績と評価。
- 2、今後の熱中症予防対策の強化と計画。

○町長（沼澤 修二君）

栗谷川議員の熱中症予防対策の実績と今後についての2点のご質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目のこれまでの熱中症予防対策の実績と評価についてでございますが、町ではこれまで日々の熱中症対策として利用できる涼み処の設置や、熱中症特別警戒アラートが発令された際に暑さをしのぐ場所として開放するクーリングシェルターの指定のほか、チラシや防災行政無線による注意喚起や、非課税高齢者世帯等を対象にエアコン設置補助金交付事業を実施してきたところでございます。涼み処は、令和5年度に役場、ふくじゅそう、町立図書館の3施設に設置を行い、令和6年度には中央公民館など新たに7か所を追加し、町民に利用されてきたところでございます。また、クーリングシェルターとして令和6年度に役場庁舎ほか11か所を指定し、現在町のホームページで周知しているところでございます。エアコン設置補助事業では、昨年度37台分を交付しており、利用者からは大変喜ばれているところでございます。

次に、2点目の今後の熱中症予防対策の強化と計画についてでございますが、涼み処やクーリングシェルターにつきましては、設置場所等の周知がまだ万全ではないことから、今月周知用チラシの各戸配布を行い強化を図るとともに、熱中症の危険が想定されるような場合には、一人暮らしホットラインや防災行政無線を適時適切に活用し注意喚起を強化してまいります。

また、今後の計画といたしましては、利用状況、その他を総合的に勘案の上、エアコンが未設置の町有施設のエアコン設置について検討してまいりたいと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

クーリングシェルターや涼み処について、涼み処は3施設あったものを7か所に増設したと。そして、クーリングシェルターは11か所を指定しているということで承知しました。周知もしているが、さらなる強化をしていかなければいけないという認識をされているということで了解いたしました。

自宅にエアコンがない非課税高齢者世帯へのエアコン購入設置費用の補助について、昨年は37台、37世帯がご利用があったということで、今年も継続して2年目ということで、これについては非常にありがたいというふうに感じております。

そこで、高齢者のほかに乳幼児も熱中症リスクが高いというふうに思われますが、

乳幼児がいる非課税世帯等の対象者がいるとすれば、今後そちらも対象として拡大していくお考えはあるのか。そうすれば、さらに安心というふうに思うのですが、そこについてのお考えをお示してください。

○健康長寿課長（中村 正君）

現在行っている高齢者非課税世帯等にプラスして乳幼児のいる世帯の非課税世帯というご質問でございます。

現在どの程度の件数があるか、予算配分等もございしますが、今回のエアコン設置によりまして安全に快適に暮らすことができるということの応援につながることである事業でございますので、その辺の件数であるとか、その辺を1度調査のほうをしてみたいと思います。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

それは調査のほうをよろしくお願いします。

次です。熱中症リスクの高い高齢者や乳幼児等への対策についてですが、これは個別訪問ですとか見回り活動というのは、日頃保健師ですとか民生委員等々の皆さんで懸命にされていることと思います。これに加えて、例えばエアコンもないし、暑いところに黙って暮らしている高齢者の方とか、そういった方々もいると思いますので、私の身近なところにも実際おります。そういった方々の把握ですとか、そういった方々に対して支援物資、例えば経口補水液ですとか冷却グッズを配付するなど、これは一例ですが、より踏み込んだ支援策というものを何か検討されていることはありますでしょうか、または検討するお考えはありますでしょうか。

○健康長寿課長（中村 正君）

ご質問にお答えをいたします。

まず、独り暮らしであるとか高齢者世帯の方が暑い中、我慢というか、そのままで過ごされている方というのに対して、こういう制度があるのだよとか、ここに行けばいいのだよという情報の伝達方法につきましては、住民福祉課のほうでやられている民生委員、児童委員であるとか、あとほのぼの交流協力員というものがございます。まず、その方々に健康長寿課のほうから見守りの協力を手紙で呼びかけることに加えて、今年度それぞれの会議とか研修会において、今回であればエアコンの設置の補助金がありますよとか、そういうふうなものを直接呼びかけるという機会を設けるところでございます。これは、今月と来月の頭に予定されておりましたので、そこで直接お話をすることにしております。その際に、こういうときにはエアコンの情報だけではなくて、危険とか避難場所、涼み処というところも含めてご案内のほうをしたいと思っております。

また、健康長寿課のほうでやっている事業といたしましては、生き生き教室であるとか通いの場、あと健康教室、オレンジカフェ等高齢者が多く集まる機会ということも場所もありますので、そういう機会を捉えてお知らせするとともに、町内の介護保険事業所とも連携をいたしまして、家庭のほうに訪問するケアマネであるとかヘルパーとか、そういう方にもこういうところがあるのだよとか、こういう制度があるのだよというのを周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

とにかく人と場所を捉えて伝える、呼びかけるということに力を入れていくということで理解いたしました。

もう一点、防災の観点からですが、万が一熱中症警戒アラートや特別警戒アラートが発表されたときに、災害が発生した場合、避難所となっている施設の冷房環境は全て万全に整ったのでしょうか。以前は、斗川支所は冷房が和室にあると。猿辺支所は事務室にエアコンがあると。杉沢ふるさと館、大舌交流センターは令和6年度に設置できるか予定をしているところという答弁をいただいておりますが、今現在状況はいかがでしょうか。

○総務課長（太田 明雄君）

指定避難所の状況ということでご質問でございますが、現在指定避難所は23か所ございます。今栗谷川議員がおっしゃったように、斗川支所、猿辺支所等にはエアコンが設置はされておりますが、それ以外にも指定避難所であってもエアコン等が設置されていないところが現在も9施設ございます。これにつきましては、指定避難所として開設される、すぐに開設される見込みがあるかとか、通常の利用状況等も踏まえて、これからまた総合的に判断はしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

了解いたしました。引き続き検討のほうをしていただきたいというふうに思います。

防災の観点でも申し上げましたが、青森県内で最も暑い町と言われる三戸町だからこその一歩踏み込んだ万が一の想定と対策というのをしっかりと計画しておいていただきたいというふうに思います。

三戸町の熱中症予防対策は、すばらしい手本となると思われるくらい万全の一歩踏み込んだきめ細かな対策というのを常に心がけていただきたいですが、町長としてお考え、お願いします。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

青森県で最も暑い町と言われる、そして全国の中でも最も暑くなることがある町として三戸町は今、昨年度ぐらいから非常に東北、全国でも名を売っている、そういう部分でも売っているところがございます。そういったことで、町内の暑いことへの取組というのはなかなか進んでこなかった部分がございます。今まで、そして配慮が行き届いてこなかったというところもやはりございましたが、今後はやはり町民の生命、体調を守っていくという観点で非常に重要なことだと捉えておりますので、今現状空調が整っていないところにつきましては、何も先ほどの大舌交流センターでもついていない、もう一つの杉沢ふるさと会館でも大きな部屋ですとかなりの費用はかかりますけれども、また別な部屋もございますので、そういったところから優先してつけるだとか、そういった考えも持ちながら進めていきたいと思っておりますし、今般アップドームのアリーナには冷風機を設置するというので、これから導入になりますけれども、そういった形で町内全ての施設がいつどういった場面でどこに避難してもいいように準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

では、一般質問を終わります。

<10番 千葉 有子議員>

1. 公園の整備方針と現状認識について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

10番、千葉有子議員。

○10番（千葉 有子君）

通告に従いまして2項目について私の一般質問をさせていただきます。

1項目め、公園の整備方針と現状認識について。

町の大切な憩いの場である公園は、子供たちの健やかな成長や地域交流の場として重要な役割を担っています。しかしながら、一部の遊具が使用禁止となり、利用者からの不安や残念に思う声も聞かれています。この点に関して、次の5点について伺います。

1点目、城山公園及び関根ふれあい公園の遊具は、専門業者による点検が実施されているとのことですが、春まつり前に多くの遊具が使用禁止となったことを町としてどのように認識しているのか。

2点目、現在使用禁止中である城山公園の遊具について、今後更新、撤去、整備の予定があるのか。

3点目、以前の私の一般質問の答弁で、関根ふれあい公園には児童向け遊具や健康遊具の配置、あずまやスペースの設置も検討しているとのことでしたが、これらの設備に関する具体的な計画は。

4点目、松原公園の遊具も使用禁止のものが増えていました。今後の整備計画について。

5点目、沖中児童公園は管理を町内会に委託していますが、遊具の手入れや休憩スペースの屋根の設置等、町として整備できないか。

以上について答弁をお願いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

千葉議員の公園の整備方針と現状認識についての5点のご質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の城山公園の遊具が春まつり前に使用禁止になったことに対する町の認識ということでございますが、昨年12月に専門業者による安全点検を実施したところ、平成14年に策定され、令和6年に改正されました現行の安全基準を満たさず、使用不可との報告を受けた遊具につきましては、安全を確保できないため12月の点検報告後、直ちに使用を停止しておりますが、春まつり期間中は町内外から多くの方々のご来園が見込まれたため、誤って利用されることのないよう改めて使用できない旨の標示を追加したところでございます。遊具で遊ぶことを楽しみにしてきた子供たち

や家族の皆様には大変ご不便をおかけしたところでございます。

次に、2点目の城山公園遊具の更新、撤去の予定についてでございますが、城山公園の遊具は設置後36年経過しております。現在使用を中止している遊具については、修繕の可能性を検討してまいりましたが、安全基準を満たす以前に本体の劣化が激しいため、今後撤去を進めてまいることにしております。

国史跡三戸城跡城山公園は、史跡用途以外では土地掘削等の原状変更が原則認められないなどの制限があることから、今後常設型の新たな遊具の設置はできませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の関根ふれあい公園の整備に関する具体的な計画についてでございますが、現在公園内にある既存の遊具等や11ぴきのねこの石像などの位置関係を基に、現在素案を作成しているところでございます。今後は、その素案を基に、子育て世代をはじめ、公園利用者からのご意見を伺い、整備計画の策定を進めるとともに、令和8年度当初予算への事業費の計上に向けて取り組んでまいります。

次に、4点目の松原公園遊具の整備計画についてでございますが、松原公園につきましても昨年12月に専門業者による安全点検を行い、使用を停止している遊具がございます。松原公園は、現在もスポーツや憩いの場として親しまれており、町民や子供たちも利用していることから、利用状況等を勘案の上、対応してまいります。

5点目の沖中児童公園の整備についてでございますが、日常の維持管理は地元元木平町内会への委託により清掃、草刈り、遊具等の簡易な点検を実施しており、それ以外の整備につきましては町が行っているところでございます。昨年度は三戸小学校6年生と私との語る会において、6年生から時計をつけてほしいという要望がございましたので、速やかに時計を設置したところでございます。今後の整備につきましても、必要に応じ町内会と連携し、適切に実施してまいります。

○10番（千葉 有子君）

ただいまの1点目について再質問いたします。

町長のご答弁で、12月に安全点検をして、安全基準に満たないものをとということでお聞きしました。これまでも公園の整備については一般質問において、担当課での管理点検は目視であろうかと思いますが、年に1度の業者点検で、今回春まつり前にたくさん遊具が禁止となったことにとっても私は驚きました。今ご説明がりましたが、これまでの業者からの点検の経過も含め、業者からの点検結果を受けてから、実際の整備計画に反映されるまでの流れや期間などの対応をお知らせください。ブランク等については早急に直してくださったということはとてもありがたいと思っておりますが、整備計画についての対応をお知らせいただければと思います。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

遊具点検の結果を受けて、今後の整備につなげていく流れということでございますが、今回のまず点検を受けまして、軽微な修繕で、今ある予算の中で対応できるものといったものにつきましては随時実施させていただきまして、していくということになります。ただ、大きな金額を要するものという事案につきましては、その公園の中での遊具の利用状況、あとは今後の活用がどうなるのかといったところ、あと町全体の公園の在り方、そういったものを考えながら、予算に反映させながら今後実施していくということになります。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

ただいま点検を受けて、予算で可能な修繕、それは納得できます。大きな金額については、今後の利用状況や公園の在り方で検討していくということで、答弁は理解できました。ただ、特に城山公園の遊具については、春まつり期間中でもあり、訪れた子供たちから「何で使えないの」といった声や落胆の様子が見られました。黄色いテープが巻かれているだけの状態で、景観的にも少し違和感を感じました。何よりも子供たちの目線や気持ちへの配慮として、優しい対応ではなかったなど個人的な見解ですが、感じました。このような背景には、業者の作業であったことや、年度末に入っでの多忙、人事異動の要因もあったことと十分に理解できますが、その上で再質問いたします。

12月に業者点検を行うのは、例年の慣例による計画点検であったのか。

今後春まつりに備え、早めに行うことは可能か。といいますのは、城山公園だけでなく、ほかの公園にもまつり期間中おいでになった方もお見えでした。

2点目、昨今は工事現場においても危険の標示やバリケード等にも目に優しく、分かりやすい工夫がなされています。整備にしても撤去にしても時間を要すると考えます。使用禁止の標示プレートは、業者仕様なのか漢字表記です。黄色いテープも劣化しています。子供たちにも優しい標示の仕方や平仮名表記も加えるなど、また11ぴきのねこのイラストの活用もできるのではないのでしょうか。町が城山公園を大切に思っているメッセージにもなると思うことから、使用禁止の標示の工夫など検討できないものでしょうか。

以上2点伺います。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

まず、1点目の遊具点検の件でございますが、専門業者による点検を昨年度12月に実施したということでございますが、こちらにつきましては、これまで毎年職員による目視による点検を行ってまいりました。ただ、目視による職員による点検の中で劣化が激しいものが増えてきているということで、昨年度専門業者による点検を実施したということでございますので、今後の点検につきましては、職員が行っていくということに現在のところなっております。

次に、分かりやすい標示の部分でございますが、昨年 point 点検の際にテープで使えないというような状況にしました。その後、春まつり前にあれではちょっと分かりにくいということで、使用を禁止すること、それから安全基準に適合していないので今後は撤去する予定ですよといった標示をさせていただきましたけれども、確かに漢字表記といったところもございまして、今後やはり利用者目線というのに立った丁寧な標示や説明というものが大事だと思いますので、そういった部分をしっかり考慮しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

点検のほうは、これから先は職員による目視ということで、十分気をつけて点検をしていただきたいと思います。

標示の工夫については、前向きな答弁をいただきました。先ほど副町長の話でも伝わる、伝えるよりも伝わるのが大事だということをお話を伺いました。今課長のほうから前向きに考えていくということで理解いたしました。

2点目の城山公園の遊具の更新、撤去、整備について再質問いたします。設置後36

年、それから修繕できないし、劣化しているので、今後撤去するという答弁をいただきました。国の史跡となったことから、文化財保護法の規則や、様々な議論や手続などの時間や制限も多いかと思えます。

伺います。使用禁止が標示されている遊具が多い中、幼児用遊具とブランコは使用可能です。この2つも撤去となるのでしょうか。

2点目、仮設型遊具や可動式遊具の導入など、また健康遊具は文化財エリアでも受け入れられやすい傾向と考えられます。いかがなものでしょうか。2点伺います。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

まず、1点目の幼児用の遊具、ブランコ等についても撤去されていくのかということでございますけれども、こちらにつきましては城山公園の遊具のまず考え方でございますが、史跡としての考え方ということですが、史跡保存の観点から、史跡の適切な保存と景観形成の観点からは大きな課題とされております。将来的な撤去するというような方針が示されているということでございますので、これは今後撤去していくという方針は崩れないものと考えております。

県内の事例で申し上げますと、例えば弘前城、史跡でございますが、そちらはもともと園内に児童遊園というのがございましたけれども、そちらも廃止しているということでございます。もう1か所別な場所に遊具があったということですが、そちらももう遊具撤去を進めておりまして、残るのはブランコだけといったような状況になっておりますので、全国の史跡も同じような状況ということでございますので、行く行くは城山公園のほうからの遊具は撤去するという方向となるということでございます。ご理解いただきたいと思えます。

もう一つ、2点目、可動式の遊具の設置ということでございますが、そちらについては設置可能でございますので、例えばイベントだとか、そういったときに子供たちに楽しんでもらう、集客にもつながるといった取組でもありますので、そういったことについてはイベント時の仮設の設置、そういったことはぜひ話し合いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

ただいまのご説明で、史跡保存から幼児用遊具のほうは撤去となることで、史跡の観点からはやむを得ないのかなと理解しました。

ブランコは残るということで、先日春まつりのときに行ったときに全部の遊具、ほとんどの遊具が使えないで、職員の方が一生懸命早めに直してくださったおかげでブランコが使えるようになっていて、城山のトイレのところです。そこに子供たちが歓声を上げて利用していましたので、それが残るということで……。残らない、ではないですか……。そうなのですか。何かブランコは残るとちょっと聞いたのですけれども、では私の、全てがなくなるということですね。

仮設型遊具については可能ということで、イベントのときに設置して下さるということで、ぜひ子供たちが楽しむ遊具を設置していただければと思います。

町長も今定例会の初日のご発言でも昨日のご答弁の中でも城山公園は町のにぎわいの創出にもつながると話されておりました。より一層の整備を期待いたします。

3点目について再質問いたします。ふれあい公園の幼児向け遊具、それからあずまや整備を質問いたしました。このことについては令和元年から数回にわたり質問させていただきました。昨年12月の一般質問でも質問いたし、私はとても期待の持てる

答弁をいただいたと思っていたところ、3月の予算に計上がなかったので、今回さらに質問した次第です。

先ほどの町長の答弁で、既存の遊具、猫の位置関係、そういう素案があつて、これから計画をして、令和8年を目指しているという比較的具体的な答弁をいただきましたので、もっともっと具体的な構想があるのですかと町長にお聞きしようと思ったのですが、令和8年を目指しているという数字をいただきましたので、理解いたしました。理解しましたので、これまで町長が把握されたニーズと、それから子育て世代、いろんな方からの声を聞いて具現化していただくためにも、ぜひ予算計上となるように期待を持って待ちたいと思います。

4つ目の質問、松原公園について再質問いたします。私の認識ですと、9種類ぐらい遊具があるのかなと思っていました。そのうちの9割というか、ほとんどが遊具が使えないということは、ちょっと残念を超しているなという感じを持ちました。計画的に修繕、更新との答弁で理解はいたしました。修繕、更新を計画的に行うということではあります。ちょっと撤去について再質問、伺いたいと思います。

遊び場への入り口階段を上ってすぐのところ、4人乗りブランコと地球儀の大きい形の遊具、グローブジャングルとか地球儀型ジャングルジム等の名前がついているようです。その2点がすぐに目に入ります。かなり前からの禁止遊具であったと思います。この遊具は1970年代、1980年代、昭和50年代が人気のピークで、1990年代以降安全基準の見直しで撤去が進んだようです。長い年月ですので、目に慣れてしまったこともあります。昨日の町長答弁で公園の遊具は25年以上、36年が一番古いとのご発言をいただきました。この2点、2つの遊具が当町での設置はいつ頃か分かりませんが、老朽化もとても目立ちます。

伺います。子供たちの安全のためにも、早めの撤去の検討はできないのでしょうか。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ただいまの千葉議員のご質問にお答えいたします。

松原公園は、現在8つの遊具がございまして、7つが使用不可となつてございます。町長答弁にもありましたように、松原公園はスポーツや憩いの場として親しまれておりますし、一定の利用があります。親しみのために、今後は利用状況等を勘案して対応してまいりますと言つてございますけれども、その対応状況でございまして、8つの遊具全部を直していくとかという考えは今のところ持っていないで、やはり利用状況を勘案して精査しながら、撤去するものは撤去するという形にしていきたいと思つています。

千葉議員のご指摘のありました大型4人用のブランコでありますとか回転ジャングルジム、こういったものは撤去の優先順位の高いほうで考えて検討していきたいと思つております。よろしくお願ひします。

○10番（千葉 有子君）

松原公園についても町で大切にしているということをお伺いしました。2つの遊具については、優先的に撤去したいということをお聞きしましたので、理解できました。分かりました。

やっぱりかなり年月がたつて、客観的にも景観的にもよくありませんので、これは提案ですけれども、撤去できましたら、このスペースを利用して背伸ばしベンチやぶらぶらストレッチポール、これは全世代対象で人気のある遊具だそうです。当町に合

うかは、課の皆さんのご判断もあると思いますが、参考までに価格の目安は、どちらも10万円から20万円程度ようです。町民みんなの体づくりに役立つ公園であってほしいと思います。

続きまして、5点目の沖中児童公園について再質問いたします。先ほど町長の答弁で、日常は元木平で管理を行ってくださる、それ以外は町が行っているということで、私もこれまで沖中児童公園の遊具の手入れ等については課に申し出ますと、すぐに対応して下さっていました。また、町長の答弁の中で6年生と語る会をして、時計の要望があったからということで時計をつけたということで、とてもほほ笑ましく答弁を聞いていました。今必要に応じて答弁いただけるとの答弁ではございましたが、また管理して下さっている町内会との意見交換もあると思いますが、ベンチが置いてある休憩スペースに水道も近くにあります。必要に応じて整備というお話でしたが、私がここに特化して休憩スペースの屋根の設置と伺っています。何か前向きな構想とかはないのでしょうか。現時点での段取りや整備を進めようというお考えがあればお聞かせ願いたいです。

○建設課長（齋藤 優君）

沖中児童公園の管理の関係、あと施設の具体的な整備の考えということでございますけれども、あそこには遊具であったりとかベンチ、あとフジ棚、パーゴラが設置されております。そちらの整備に関しましては、元木平町内会のほうに管理を委託しているということで、利用者の状況であったりとか、そういったこともよくお話を聞いていらっしゃるのかなと思っておりますので、そちらの管理をお願いしている元木平町内会のほうともちょっと話をしながら、今後考えていければいいかなと考えております。

○10番（千葉 有子君）

あそこは地域の公園という認識もありますので、町内の方と話して、ぜひ屋根などをつけていただければ、商業施設も近くにあってトイレなども好意的に貸して下さっています。町なかにありますので、何か使い勝手がいいのかなと思いました。私も時々公園めぐりをするのですが、沖中児童公園に行ってみて、雨よけ、日よけとなるところがない。遊具やベンチなどの色あせ、広場が凸凹になっている。ネットに穴が空いている。ここにちょっと町が整備に積極的に関わっていくことで利用者の増加につながるのではないかなと感じたところです。

この項の質問の締めくくりとして、公園全体について町長に伺います。3点です。

1点目、点検、修理、設置、撤去等で、地元業者の活用はどれほどあるものでしょうか。

2点目、遊具の使用禁止や整備の見通しについては、町民にとっても気になることであり、こうした情報をどのように周知、発信していくのか。あればお知らせください。

3点目、公園の管理や整備に関しては、担当課が分かれていることで、整備方針や優先順位の判断、さらには予算計画の調整などに時間を要してしまうのではないかと考えます。このような体制の中で、どのように意思決定を行い、事業を前に進めていくのか。進め方や連携の在り方について。

3点伺います。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまの千葉議員の3点のご質問にお答えいたします。

1点目の地元業者に関するご質問でございますが、具体的なものは私のところでは細かいところまでは把握しておりませんので、今原課の担当課のほうでそれぞれ分かりましたらお答えは申し上げますが、今数字は持ち合わせていないと思いますので、後でお答えすることになるかもしれません。

2点目の整備の見通しはどのように町民と共有していくのかというお尋ねだと思っております。このことに関しましては、やはり今関根ふれあい公園の整備に関しての件もそうでございますけれども、利用者をはじめ、関係皆様のご意見を伺う。そして、その中には議会の皆様からもご意見を伺うという場面があるものと思いますが、小さな補修、修繕等につきましては、修繕あるいは新しくもし設置することがありましたら、それはもう広報等でお伝えするということが、周知を町内に行き渡らせるという点で有効なのかなと思っておりました。

あと、3点目の整備が分かれている、管理が分散している。ただいま答弁申し上げたように、松原公園は教育委員会、関根ふれあい公園はまちづくり課といったようないろいろな課にまたがっているという点につきましては、やはり管理上も、これまではそうやってやってきた経緯がございまして、スムーズに今のところはいっている部分もございまして、やはり管理が1つになっていることが、できる限りなっていることが望ましいだろうということで、建設課に公園管理をある程度、本当に最小の部分だけ、メインの例えば城山であれば全てを建設課に移管するということは、これは困難でありますので、そういった形で建設課なり公園管理の本来整備課があればいいのですけれども、それは当町といたしましては単独で課を設けることはできませんので、いたしません、ある程度建設課の公園管理担当の中で把握、捕捉できればいいなということで、今どれだけ建設課で所管できるかというところを関係課で話し合っているところがございますので、これは以前にも議会で議員から一般質問あるいは質問の中であったと思いますので、そういったことの可能性も追求しているところがございますので、ご承知おきいただければと思います。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

理解できました。今町長から様々と現段階での町長のお考えをお聞きすることができました。町長の今おっしゃったことにもあるように、以前にもほかの議員の質問の中で、公園管理を1つの課にできないのかという町側の答弁が、人員が足りないのが難しいという答弁だったと記憶しています。今町長の考えも構想も含めてお話しくださっていただきましたので、沼澤町長の手腕で計画的な点検と整備、予算編成、各課の連携を通じて町内外、子供から高齢者まで楽しめる公園となるよう積極的な取組を期待いたします。

2. 町民歌の継承と活用について

○10番（千葉 有子君）

2項目めの質問をいたします。町民歌の継承と活用について。

この質問は、今年の成人を祝う会の後に保護者の方から、町民歌を子供たちが歌えていない、子供に聞くと分からないと言う。私たち世代では皆歌えますという声があつて、ちょっと質問に至りました。

町民歌の継承と活用について。町民歌は、町の自然、歴史、そして先人の思いや町

民の思いが込められた大切な文化的資産であると考えます。郷土への愛着や連帯感を高める町のシンボルの一つとしての使命があると考え、次の3点について伺います。

1点目、町民歌が制定された当時の背景に込められた思いを町としてどのように認識しているのか。また、町の文化政策や教育の中で町民歌をどのように位置づけているのか。

2点目、現在町民歌はどのような場所で演奏、歌唱されているのか。町の公式行事や学校行事、地域のイベントなどでの具体的な状況は。

3点目、成人を祝う会では慣例として町民歌を歌うことになっているが、実際には歌えない若者が増えていることから、小中学生から学校行事や地域イベントなどで町民歌を活用する取組を考えられないか。

以上3点、答弁お願いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

千葉議員の町民歌の継承と活用についての3点のご質問のうち、私からは1点目の町民歌制定当時の背景、込められた思い、認識、文化政策や教育の中での位置づけについて答弁申し上げます。

三戸町民歌は、昭和40年に新三戸町発足10周年を記念し、制定されました。当時の松尾栄町長が記念式典で10年の足跡を振り返ると、その道は平穏ではなかったが、合併10年を迎えて身も心も生活も健康の三戸町を理想像とし、健康都市三戸町の実現に向け、情熱を傾けたいと語っているように、健康都市三戸の象徴として制定されたものでございます。作詞の河西新太郎氏も学校の校歌に健康を強調したものは多いが、市町村歌で健康都市宣言したものは全国でも珍しく、青森県でも三戸町ただ一つではないかと語るほど当時の市町村歌では斬新なものでございました。また、昭和30年の町村合併以来10年間は、地方財政再建促進特別措置法の適用や桐蔭地区の大火、三戸中学校の焼失、町の立て直しに全町民が苦勞した10年でありましたが、これからは心も体も健康に過ごせる三戸町でありたいという願いが込められております。このような思いは60年たった今でも決して変わるものではございません。私は、今「健康、長生き」を公約の一つに掲げ、一人一人が健康で家族、社会の幸せにつなげる。そのため、各種施策に全力で取り組んでいるところでございますが、この町民歌の歌詞こそ、三戸町のまちづくりや教育のあるべき姿、目指すべき理想の姿として位置づけられる象徴的な概念であると考えております。

○教育長（慶長 隆光君）

町民歌の継承と活用について、2点目と3点目のご質問に答弁申し上げます。

2点目の現在町民歌はどのような場所で演奏、歌唱されているか。公式行事や学校行事、地域のイベントでの具体的な状況についてであります。町主催行事では町民大運動会、二十歳を祝う会、文化賞、スポーツ賞授賞式、町新年会、敬老会で歌われているところでございます。

次に、3点目の小中学校から学校行事や地域イベントなどでの活用に対する取組についてであります。議員ご指摘のとおり町民歌斉唱時には歌声が聞こえてこないのが実情でございます。これまで学校行事、特に式典等で町民歌を斉唱する機会はありませんでしたが、今後町民歌を歌うほか、触れることができる機会について学校側と協議してまいりたいと考えているところでございます。

○10番（千葉 有子君）

1点目について再質問させていただきます。

先ほど町長のほうから詳しく認識とか、それから町としての思いをお聞きしました。私も実は調べて、町長がご答弁された昭和40年に発足、それから10周年記念において制定されたということをも調べました。歌詞は一般公募で香川県の方が採用されて、先ほどの答弁にもあったように公募の歌詞募集の要項の中に、健康を強調した歌詞を表現するという、要項にあったそうなのです。それで、ちょっと町長の答弁を繰り返すことになっていきますが、町民歌で健康を取り上げていることはなかなかなくて、三戸が最初でなかったかということで私も認識しておりました。沼澤町長は、今教育や健康長寿の重要性を強く訴えておられて、課名を健康長寿課に変更されたことから、その姿勢がうかがえます。教育の町としての本町の方針と健康を基礎にした学びの姿勢は、先ほどの町長の答弁にもあったように、まさに町民歌の理念に通じるものと私も考えます。

前置きが長くなりましたが、こうした背景を踏まえ、町民歌の歴史や意義を特集することで郷土愛にもつながるかと思えます。私自身調べて、とても、ちょっと感動しました。やはりただ町民歌を歌いましょうでなくて、広報紙などを通じて、この背景と、それから歴史を伝えることで町民歌が広がっていくのではないかなと思ひ、広報紙で特集することを検討いただけるかどうかお聞きしたいと思ひます。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

広報に関するご質問でしたので、私のほうで答弁させていただきます。

広報のほうで町民歌を取り上げていただけないかということでございますが、今年度中に町長公約の7本の柱の1つであります健康、長生きに関する特集を組みたいというふうに考えておりますので、その中で町民歌に込められた先人の健康に関する思いといったものを紹介できればよいなというふうに考えているところでございます。

それから、1つ、ちょっと前の遊具のほうのご質問で、もしかしたら認識がずれているものがあるかなと思ったので、城山公園の遊具につきましては、将来的な撤去ということですので、児童用遊具で使えるものは使っていて、どうしても使えなくなったら撤去するというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

城山の遊具の件、理解いたしました。

今答弁で、健康、長生きの特集を広報で組む予定があるということでご紹介してくださいました。とても前向きな答弁でありがたいです。実現の折には、ぜひその広報も児童生徒、また高校生にも手に取ってもらえるような機会や発信となりますことを願っています。

では、2点目について再質問させていただきます。先ほど教育長からは、確かにそういう機会がなかったので、今後町民歌を歌うことを学校と協議して行うということで、大変理解できました。

ちょっと再質問を3点ほどさせていただきたいのですが、もちろん学校と協議することが前提だと思ひますが、運動会での機会の創出とか、校内放送、休み時間のBGMとして取り入れることもできるのではないのでしょうか。1点。

それから、2点目です。立志科の中でふるさと学習との連携での町民歌の学びはできないものなのでしょうか。2点目です。

3点。学校側の負担を減らすため、音源や教材の提供、外部講師の派遣など、当町

には会計年度職員で地域おこし協力隊の音楽にたけている方がいらっしやると認識しています。人材活用も含め、町としての支援策を講じる考えはあるでしょうか。3点伺います。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ただいまの3点のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目でございます。学校の行事である運動会、また校内放送、また休み時間等のBGM等で取り上げて、生徒の耳に触れる機会を増やしたらどうかというご提案でございましたけれども、こちらにつきましては学校側と協議いたしまして、できる限りの可能な限りというか、教職員の負担軽減にも今取り組んでおりますので、そういう兼ね合いを兼ねながら協議してまいりたいと思っております。

2点目の立志科で町民歌を取り上げていただくことはできないかということでございました。立志科につきましては、三戸町教育委員会の特別な科ということで、ふるさと三戸を知る機会の一番の機会であると考えております。こちらも授業のカリキュラムがかなり詰まっている中、できる限りということで協議していきたいと考えております。

最後に、会計年度任用職員の音源活用ということで機会を持っていただきたいということでございますが、こちらのほうは会計年度任用職員の業務に支障がない限り、人材の活用という意味で生かしていきたいと。活用していくのは差し支えないと考えておりますので、積極的な活用は考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

3点の質問に対し、もちろん学校との協議が前提ではありますが、とても前向きな答弁をいただきました。立志科は町の独自の学習でありますので、とても意義深いと私は考えます。そこは一番の機会を、できる限り協議してくださるということで、心強く答弁をいただきましたが、今年の4月18日、三戸学園において教育研究大会があり、そのときの町長の話の中にも、ふるさと三戸町に誇りを持ち、邁進してほしいという言葉は私に覚えています。立志科での町民歌の学びは、子供たちに町への誇りを持つことのひとつになると思います。前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

終わりに、少し話させてあげたいと思います。町民歌が制定されてから60年余り、その歌詞には教育の町、健康の町といった先人たちの思いが込められています。校歌は様々でも、町民歌は三戸町のみんなで共有できるたった一つの歌です。個人的に私は歌詞も曲も元気が出る歌だと大好きです。日常の中で自然に町民歌を口ずさむ人が増えていけば、町への愛着や絆も深まっていくのではないのでしょうか。作曲者の方の言葉が残っています。「この歌が歌い継がれていくなれば、どんなに幸いだろうか。子供さんたちにも教えておいてください」とありました。町長の言葉にもありましたが、制定された思いや言葉を大切に、町民歌を通じた町の一体感づくりを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

午後1時30分再開予定をもって休憩します。

(午前 11時40分)

休 憩

(午後 1時30分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

**日程第2 報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(三戸町町税条例の一部を改正する条例)**

○議長（竹原 義人君）

日程第2、報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

専決第1号 三戸町町税条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、三戸町町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和7年3月31日付で専決処分したものでございます。

それでは、主な改正点を新旧対照表に沿ってご説明いたします。条例改正資料の1ページを御覧ください。第6条の公示送達では、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正を行ったものです。

第19条の所得控除では、法律改正に合わせて改正を行ったもので、控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加する改正を行ったものです。

2ページを御覧ください。第26条の町民税の申告では、法律改正に合わせて改正を行ったもので、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備を行ったものです。

第27条の2の個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書では、法律改正に合わせて改正を行ったもので、記載事項について特定親族を追加したものです。

第27条の3の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書では、法律改正に合わせて改正を行ったもので、3ページにあります特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備を行ったものです。

第70条の種別割の税率では、法律改正に合わせて改正を行ったもので、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正を行ったものです。

4ページを御覧ください。第77条の身体障害者等に対する種別割の減免では、道路交通法の改正に伴う改正により、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行ったものです。

5ページを御覧ください。附則、第10条の2の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合では、法律改正に合わせて改正を行ったもので、項ずれを反映したものです。

附則第10条の3の新築住宅等に対する固定資産税の減免規定の適用を受けようとする者がすべき申告では、法律改正に合わせて新設されたもので、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設したほか、条例の項ずれによる改正を行ったものです。

6ページを御覧ください。附則第16条の2の2の加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例では、法律改正に合わせて加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例が新設されたものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第4号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3 報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて （三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（竹原 義人君）

日程第3、報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

専決第2号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、令

和7年3月31日付で専決処分したものでございます。

それでは、主な改正点を新旧対照表に沿ってご説明いたします。条例改正資料の7ページを御覧ください。初めに、国民健康保険税の課税限度額の引上げによる改正でございます。第2条第2項では、基礎課税額を現行の65万円から66万円に、第2条第3項では、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を現行の24万円から26万円にそれぞれ引き上げる改正が行われております。これに伴いまして、国民健康保険税の課税限度額が現行の106万円から109万円に引き上げられる改正でございます。

次に、第23条第1項では、軽減措置後の限度額に関する部分があるため、後期高齢者支援金等課税額について、第2条で定める限度額である基礎課税額66万円と、後期高齢者支援金等課税額26万円と同額に改正し、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行い、8ページの同項第2号の29万5,000円を30万5,000円に、同項第3号の54万5,000円を56万円に改正したものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第5号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 報告第6号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて （三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る 固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（竹原 義人君）

日程第4、報告第6号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

専決第3号 三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

今回の改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布され、施行日が令和7年4月1日となっていることから、三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和7年3月31日付で専決処分したものでございます。

新旧対照表8ページを御覧ください。改正の内容は、適用期限の延長を行うもので、第2条第1項で下段の令和7年3月31日を、上段で令和10年3月31日へ改正したものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第6号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第35号 三戸町宿泊施設の誘致に関する条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第35号 三戸町宿泊施設の誘致に関する条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

議案第35号 三戸町宿泊施設の誘致に関する条例の制定について補足説明申し上げます。

本案は、町内における宿泊施設の新設を促進するために必要な省令措置を講ずることにより、観光の振興並びににぎわいの創出を図り、本町における経済の活性化及び住民生活の向上を目的として新たに本条例を制定するものであります。

条例の主なる内容であります。町内に新たに10室以上の客室を有する宿泊施設を設置する場合において、各種省令措置を講ずるものであります。省令措置の内容につきましては、固定資産税減免を15年間、上下水道奨励金として使用料の額の2分の1を5年間、新設奨励金として用地取得費や建設費などの宿泊施設の新設に要した額の10分の1、上限2,000万円、雇用奨励金として常用雇用者1人当たり10万円、上限100万円、地域資源活用奨励金として上限30万円を5年間それぞれ措置するものとし、宿泊施設新設を促進するための各種奨励措置を講ずるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

佐々木議員。

○13番（佐々木 和志君）

2点伺います。

1点目、今の説明のあった奨励措置の内容もしくは奨励する金額、あとは奨励する期間、これらの設定はどのようにして設定されたのか。何かしら設定の基となる根拠があったのかについて答弁いただきたいと思ひます。

2点目、今回の条例制定に関しては、民設民営といひますか、民間の業者が三戸町に来て事業を展開するといひことを前提につくられた条例でありますけれども、全協の場で町長からも説明はあったのですけれども、いま一度確認の意味で、民設民営で民間の事業者が来て事業を展開するといひのは、それは一番の理想ではありますけれども、どうしても本町の実情からいってかなり難しいのではないかなといひ考へを持っています。これまでは議会のほうでも調査して、具体的な例も研究してきましたけれども、そういった民設民営にこだわらず、公設民営といひ形もあるのではないか。その観点から、今後この条例に縛られて誘致を展開していっただけでなく、そのほかの他の取組等を考へているかの2点について答弁をお願ひしたいと思ひます。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

私のほうから1点目のご質問にお答えいたします。

今回の奨励措置等の内容について、どのような金額、それから期間等、どのように決定したかといひこととありますが、全国にこのような条例を制定している事例が数件ございます。そういった事例を参考にしながら設定させていただいたといひこととありますが、同じような条件であれば、他の自治体のほうへといひこととなりますので、そこを比較しながら、より有利な条件といひものをそれぞれ設定しながら、今回の金額、それから期間といひものを設定したといひこととありますが、

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまの佐々木議員の2点目のご質問にお答えいたします。

民設民営にこだわらず、別な形態での誘致あるいは公設での設置を考へることはあるのかといひお尋ねだと思ひます。今回条例をこのようにご提案させていただいたと

いうことは、まずは公設ではなくて民設で、しかも民間の力だけでやっていただくということで誘致を強力に進めてまいりたいと考えております。

また、この条例の奨励対象として当てはまらないスタイルのところも中にはあると思います。旅館業法のホテル、旅館に該当しないといったスタイルもあると思います。そういったところも民営、自分たちの力でやりたいというところはあるかもしれません。さらに、そういったものもなければ公設という考え方になろうかと思えますけれども、選択肢としてはあると思いますが、そこは本当に最後の考えになると思えますので、公設ではなくて民設を基本に、そこの考えで誘致を実現したいというふうに考えております。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

今回の条例制定に異を唱えるというような考えで質問しているわけではありません。1つの手段として、大変積極的な取組だというふうには評価しています。ただ、現実問題、この三戸町に宿泊施設の条例をつくったからといって、どれだけの事業者が来てやってくれるのだということを考えれば、相当難しいのではないかなというふうに私個人の考えですけれども、そう思っています。

昨日の一般質問の中にもありましたけれども、条件は、この奨励措置を取ったからといってできるものでもないというふうな話がありました。仮に何かしら問合せ等があった際は、今回の条例の条件にこだわらず、相手方の意向というものもちゃんと聴取して、もしそこで折り合いが合うのであれば、この奨励措置の内容を変えていくというような対応も必要なのではないかなというふうに思います。まず、そこは柔軟に対応していただければなというふうに思います。

あと2点目に関してなのですが、民設でいくという考えは理解しました。ただ、先ほど申し上げたように、やはりかなりハードルはきつい、厳しいという部分があると思います。議会のほうで、町のほうでも当然把握しているのですけれども、岩手県の岩手町のモビリティハウス、これは形上は公設民営ということなのですが、災害時の仮設住宅に活用できるということで国との協定を結んで、国からの支援を受けられるということを考えれば、イニシャルで相当負担が減る。ランニングに関しても民間事業者が十分やっていけるというような話もいただいております。それを100%うのみにするわけではないですけれども、検討課題の一つにはなると思えます。公設にこだわって町内の宿泊施設の整備が遅れるよりは、あらゆる手段を取って取り組んでいていただきたいというのが私の考えであります。まず、どういう形であれ宿泊施設を早期に整備するということを第一に考えていただきたいなと思います。これに対して何か答弁ありましたら、お願いします。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご意見に考えを述べさせていただきます。

今回の条例案につきましては、奨励措置の内容、この地の不利な部分を十分に勘案して、全国で制定されている条例内容よりもかなり踏み込んだ奨励措置としていただいております。もちろんこの内容に合致しないということが数年も続くようであれば、これは見直しをしなければならぬという考えは持たなければならぬと思っておりますが、今すぐに見直すという考えは当然持っておりませんで、とにかくこの指定基準に合致するようなどころに来ていただくということで進めてまいりたいと思っております。

早速この条例案の報道がなされたことによって2件問合せをいただいているところでございます。その中には、まだこの指定基準に合致するかどうかは判断できない状態でございますけれども、先ほどもご紹介のあったモビリティハウスのようなところも手を挙げてきていますし、そういったところでは公設で一旦役所が購入して指定管理という形ではなくても、自分たちで持ってきて運営してもいいという事業者もありますので、そういったところで最終的にはそういったスタイルもあっていいと思います。多様な形で町に宿泊施設ができることがこの町の経済の活性化、観光の振興につながってまいりますので、ぜひ皆さんと一緒に誘致に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○13番（佐々木 和志君）

念のため誤解のないように、公設がいいとか、民営、民設がいいとかという話ではなくて、早期の宿泊施設の整備が重要であって、それに対してとにかく取り組んでくださいということがまずは1点。

今答弁の中に具体的な問合せが2件あったという話でありますけれども、であるのであれば、じっくりと相手方と協議をして、どこまでを望むのか、町としてはどこまで譲歩できるのかと、そこは徹底的に意見の交換をして事業の実現につなげていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第36号 三戸町奨学金条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

日程第6、議案第36号 三戸町奨学金条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

議案第36号 三戸町奨学金条例の制定について申し上げます。

本案は、高等学校以上の学生に対する奨学金の貸付けについて定めている三戸町奨学金貸付条例及び大学生のみを貸付対象としている佐藤義典奨学金貸付条例を1つの条例に統合するとともに、これまでの貸付型奨学金に加え、新たに給付型奨学金の制度を設立するほか、大学等の学生への貸付額を月額4万円から5万円に増額する内容で、新たな条例を制定するものであります。

給付型奨学金につきましては、特に優秀と認められる大学生に対して奨学金を給付するものであり、次代を担う有能な人材が安心して勉学に打ち込むことができる環境を提供するとともに、将来の三戸町を担う有望な人材を輩出することを目的としております。

さらには、給付型奨学金の制度創設により、当町の小中高校生の高い学業習得へのインセンティブとなること、ひいては町全体の教育環境の向上を図ろうとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

佐々木議員。

○13番（佐々木 和志君）

3点ほど伺います。

先日の全協の場で条例制定に当たって、その条例の中の定義の部分で学校教育法を用いているということに関して、それはどういう考えの下なのかということの説明いただきましたけれども、どうしてもちょっと納得がいかないというか、理解ができないということで3点伺いたいのですけれども、その1点目、学校教育法の定義を条例に盛り込んだ考え、理由は何かというのが1点目。

2点目、現在教育委員会では、三戸学園において国際化に対応する教育の推進施策として中学校の海外派遣事業を行っております。また、小学校においても英語教科を履修させるなど、国際化社会、グローバル化に対応した教育というのを推進している中であって、奨学金制度の中で海外の大学を対象外とするのは整合性からちょっと外れるのではないかというふうに考えます。ここに関しての教育委員会の考えをお願いしたいと思います。

あと各奨学金4本あるのですけれども、それを今回の三戸町奨学金条例で統一するというのですけれども、三戸町が持っている奨学基金のほとんどが三戸町にゆかりのある個人または団体の方々からの寄附が原資になっているものであります。そこを考えると、町としてそういうふうな奨学金の対象をここまでというふうな判断をしたのであれば、何かしら説明とかがあるべきだというふうに思います。今回新たに奨学基金のほうに寄附をくださったの方々がおられますけれども、最低限そのの方々には町としてこのお金は奨学金としてこういうふうな運用をします、こういうふうな使い方をします、対象はここまでですというような説明があつてしかるべきではないのかなと

いうふうに思いますが、そのところをどのように考えているか。

以上3点お願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初に、日本の大学を意識した形での学校の定義の仕方ということで、学校教育法という法律の定義を用いているということに関してでございますが、こちらは大学に進む際、その評価あるいは教育の課程を鑑みるときに、日本の学校を卒業した学校ということで、学校教育法の高校生を卒業した、あるいは大学に進む場合は大学、短期大学、高等専門学校、こういった形の定義を用いているところで、あくまでも日本の大学のことを適用という意味での学校教育法を引用しているというものでございます。

続きまして、2番目の質問でございまして、三戸学園等で英語教育、国際化の授業をしていると、そういう中であって、海外の大学を対象外とするのは、しないのかというようなお話ではございましたけれども、海外の大学、こちらのほうの評価につきましては、今回は特に優秀な学生ということでございますので、そういった場合、優秀な学生を、海外の大学に入った場合の優秀な大学の評価づけというか、基準というか、そういったものをはかるすが非常に難しい、技術的に難しいということで、海外の大学は今考えていない状況でございます。

それから、こちら3番目の質問でございまして、その財源となる人材の基金の関係で承諾をしたかどうかというお話でございまして、こちらに関しては今後町として行っていく方針でございます。今はこの財源とは関係なく、貸付けの手続の条例を整備するというご理解はいただけるものと思っております。また制度の実施開始日の、来年度からということになりますので、それまでにまだ時間がございまして、その間に検討していくことと考えております。承諾に関しては検討していくことになってございます。

以上、終わります。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまの佐々木議員のご質問の2点目と3点目の担当課長、担当局長のお答えに補足いたします。

まず、三戸町では海外派遣等を含めて国際化を養うための授業を行っているのに、この奨学金制度は外国を対象にしないのは整合性が取れないのではないかとご指摘でございました。この国際化を推進していることと奨学金において対象をどこにするかというのは、これはリンクしなくても当然いい、整合性が取れるということにこだわる必要がないということでは考えております。実際問題、先ほど担当局長答弁で技術的に難しいという表現をいたしましたけれども、これを現実的に考えますと、国、大学によって制度、そして求められる条件、費用が様々大きく異なっております。これらを私どもいち自治体の担当課が審査していくことは現実的に困難であります。それよりも、そういった意思ある学生であれば、国の制度であったり、団体、日本学生支援機構というところでも海外留学に対して奨学金を出しておりますし、トビタテ！留学JAPANといったところでも海外進学については非常にいい制度を持っております。こちらを進めたほうがより短期に考えている海外留学に対しての奨学金の申請に対して結果を出していただけるということで、現実問題はこういったところが優秀な方は、意思ある方はお使いいただくのが現実的だというふうに考えております。

そういったことで1点目の学校教育法という書き方から始まったというところにもつながってまいります。今後は仮に何かこういう制度が国あるいは日本学生支援機構でなくなったとしたら、そういったことも考えていくという考えは持たなければならぬとは思っていますが、今この一本化に当たっては当面教育制度を学校教育法上のというところはきっちりと曲げないでおきたいと思っております。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

三戸町で生まれ育った子供が夢を持って高等教育を受けたいと言った際に、その子供たちを支援してあげたいというのは我々はもちろん、奨学金基金に寄附をしてくださった方々の根底にある考えだと思います。今様々答弁いただいたのですけれども、私はこれだけ国際化が進む社会の中であって、70年以上前につくられた法律に縛られて今の子供たちの進学する対象が狭められる、制約されるというのはどうしてもやっぱり理解できないということで今回質問させていただきました。

ちょっと余談にはなりますけれども、2023年の数字でありますけれども、2023年に日本で海外に留学した方の数9万弱、8万9,179人だそうです。これは短期も含めてなので、実際にそういう大学に行ったというのは限られるかもしれませんけれども、70年前の日本がこの数字を想像できたかということを考えれば、今の現代の実情にこの学校教育法というのは追随していないというふうに考えるのは私がおかしいのかもしれませんが、おかしかったらおかしいと言ってください。ちょっと考えていただいてもいいのかなというふうに思います。

今回の条例に関しては、このまま、先ほど局長のほうから時間を置いてという話がありましたので、今回の件に関してはいいのですけれども、それでもなお次年度において、これとは別の学校教育法とは異なった独自の制度の定義づけを持った何かしらの支援策を考えてもらえないか、そこについてもう一回答弁いただきたいと思います。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまの佐々木議員の思いは受け止めました。分かりました。

今後につきましてなのですけれども、今回学校教育法が70年たっているというお話がございましたけれども、70年たっても80年たっても一部改正を続けながらしっかりと国は学校教育法に基づいて学校教育を行っております。その中で日本で学んだ生徒、学生が外国に行きたいとなったときには、文科省のほうでも先ほど申し上げましたトビタテ！留学JAPANだったり、日本学生支援機構が制度を用意しております。我が方の奨学金制度も今国内だけですけれども、夢があるからだけではこれは採択されません。しっかりと優秀なという学生であってというところがございまして、優秀な学生であればもちろん先ほど申し上げたような奨学金制度を受けられるということだと思いますので、次の段階でということで、来年すぐに何か考えるということには至らないと思っておりますが、お考え、気持ちは受け止めさせていただきます。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

いいです、やっぱり。いいです。

○議長（竹原 義人君）

オーケーですか。

○13番（佐々木 和志君）

はい。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第37号 三戸町人材育成基金条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第7、議案第37号 三戸町人材育成基金条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

議案第37号 三戸町人材育成基金条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、令和7年2月28日付にて三戸町にお住まいの村井君子氏並びにそのご子息である村井博氏より町に対し現金80万円のご寄附をいただいたものであります。ご寄附に当たり、進学を目指す学生の奨学金として活用していただきたいとのご希望があったことから、本寄附金を三戸町人材育成基金に積み立てる取扱いとするため、本条例に規定される別表の一部を改正し、お2人のお名前と寄附金額を新たに記載しようとするものであります。ご寄附いただいた寄附金は、人材育成のための奨学金として将来にわたって大切に使用させていただく所存であります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）
質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
討論を終結します。
これより議案第37号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
異議なしと認めます。議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第8	議案第38号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第9	議案第39号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10	議案第40号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	議案第41号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第12	議案第42号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13	議案第43号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14	議案第44号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15	議案第45号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16	議案第46号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	議案第47号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第18	議案第48号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第19	議案第49号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

- いて
日程第20 議案第50号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
日程第21 議案第51号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ
いて

○議長（竹原 義人君）

日程第8、議案第38号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ
いてから日程第21、議案第51号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求め
ることについてまで、以上14件を一括議題とします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第38号から議案第51号までを1議案ごとに採決します。

初めに、議案第38号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第38号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第39号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第39号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第40号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第40号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第41号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第41号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第42号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第42号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第43号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第43号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第44号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第44号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第45号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第45号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第46号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第46号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第47号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第47号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第48号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第48号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第49号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第49号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第50号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第50号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第51号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第51号はこれに同意することに決定しました。

日程第22 議案第52号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第1号）

○議長（竹原 義人君）

日程第22、議案第52号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。
総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第52号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町一般会計既決予算額69億3,755万3,000円に歳入歳出それぞれ6,787万9,000円を追加し、予算総額を70億543万2,000円にするものであります。

歳入についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税では、普通交付税2,070万2,000円を増額しております。

14款2項1目総務費国庫補助金では、物価高騰対応地方創生臨時交付金4,082万6,000円を追加しております。令和7年度に実施する定額減税補足給付事業に要する経費が全額国費で措置されるものであります。

6目消防費国庫補助金では、消防団設備整備事業費補助金80万6,000円を追加しております。消防資機材購入費に対する国補助金であります。

15款2項県補助金は、核燃料物質等取扱税交付金171万5,000円、中山間地域直接支払推進交付金115万4,000円を増額が主なるものであります。

5ページをお願いいたします。20款3項1目雑入では、コミュニティ事業助成金220万円を追加しております。

次に、歳出についてご説明いたします。初めに、各目に計上しております職員人件費は、本年4月1日付の人事異動による職員配置の変動等により、一般職員及び会計年度任用職員の人件費を補正するもので、総額425万9,000円を増額しております。

7ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費の13節使用料及び賃借料では、公用車のNHK放送受信料として使用料223万8,000円を増額しております。公用車のうち放送受信契約を締結していないことが判明した19台について、未払いの放送受信料を支払うものであります。

2目財産管理費の14節工事請負費では、三戸町消防団第15分団屯所の新築工事に伴い、光ケーブル移設工事請負費209万円を増額しております。

27節繰出金では、人材育成基金繰出金80万円を追加しております。令和7年2月に村井君子氏、村井博氏からいただいた寄附金80万円について、奨学金として活用するため人材育成基金に積み立てるものであります。

9ページをお願いいたします。7目企画費の18節コミュニティ事業助成金220万円は、久川町内会の秋まつり用太鼓、ちょうちん等の購入に対する補助金を追加するものであります。

10ページをお願いいたします。2項1目賦課徴収費では、18節定額減税補足給付金4,000万円を追加しております。令和6年分の所得税等の確定に伴い、令和6年度に実施した定額減税補足給付金の給付額と本来給付すべき額とに差額が生じた方に対し不足額を給付するものであります。対象者は約1,100人を見込んでおります。

14ページをお願いいたします。4款1項2目予防事業費では856万7,000円を増額しております。新型コロナワクチン接種について自己負担額7,500円で接種できるよう必要な経費を計上したものであります。

3目母子保健事業費では、妊婦健診・分娩施設アクセス支援事業費補助金121万5,000円を追加しております。妊婦の不安解消と経済的負担の軽減を図るため、出産を控える全ての妊婦を対象に、妊婦健診に係る交通費並びに分娩のための交通費及び宿泊費を助成するものであります。

16ページをお願いいたします。6款1項4目果樹生産振興対策費では、りんご特別防除対策事業費補助金150万円を追加しております。リンゴの害虫であるモモシクイガ対策のため、交信攪乱剤を利用して地域ぐるみで防除に取り組む場合に、県では交信攪乱剤購入費の2分の1を補助しておりますが、町は当該事業費の4分の1を上乗せで補助するものであります。

20ページをお願いいたします。9款1項2目非常備消防費では、消防資機材購入費242万円を増額しております。国補助金を活用し、三戸町消防団第17分団の可搬消防ポンプを更新するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

澤田議員。

○12番（澤田 道憲君）

私から、7ページの2款総務費の1目総務管理費の13節使用料及び賃借料223万8,000円、これは先ほど説明がありました町における公用車のカーナビの件だと思えますが、先般5月16日の議員全員協議会のときに時効ではないかという話をいたしまして、そうしたら町側としてはNHKに確認をするということでありましたので、その確認をした結果をお知らせ願いたいと思います。

○総務課長（太田 明雄君）

公用車のNHK放送受信料に関するご質問に対してお答えをいたします。

まず、当町におきましては、これまでカーナビにテレビの受信機能がある場合、NHKとの放送受信契約が必要であるとの認識がなかったため契約を締結しておりませんでした。

議員ご指摘の時効につきましては、放送受信契約をしている場合は法律上は5年の消滅時効が適用されるということとなりますが、今回のように受信契約を締結していない場合は契約成立時まで時効期間が進行しないということとなるため、5年の消滅時効は適用されないということとなります。このことから、カーナビを設置した時点からの未払い分の受信料全額を支払う義務が発生するというものとなりますのでございます。したがって、今回補正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第53号 令和7年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（竹原 義人君）

日程第23、議案第53号 令和7年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第53号 令和7年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町簡易水道事業会計につきまして所要の改正を行うものでございます。

初めに、第2条、業務の予定量でございますが、（4）、主な建設改良事業に蛇沼浄水場配水流量計更新工事236万5,000円を追加するものでございます。

次の第3条、収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款簡易水道事業収益では、既決予定額から98万9,000円を減額し、総額を9,908万2,000円に、支出、第1款簡易水道事業費用では、既決予定額から98万9,000円を減額し、総額を1億134万5,000円にするものでございます。

次の第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入、第1款資本的収入では、既決予定額に236万5,000円を追加し、総額を2,130万5,000円に、支出、第1款資本的支出では既決予定額に236万5,000円を追加し、総額を2,805万円にするものでございます。

次の第5条、企業債でございますが、簡易水道設備更新事業債の限度額を1,260万円に改めるものでございます。

次の第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費の既決予定額から198万9,000円を減額し、総額を585万4,000円にするものでございます。

次の第7条、他会計からの補助金は、一般会計からの繰入金92万4,000円を減額し、総額を3,294万4,000円に改めるものでございます。

1ページをお願いいたします。補正予算実施計画書につきましてご説明申し上げます。収益的収入の1款2項営業外収益では、一般会計からの繰入金に当たる他会計補助金98万9,000円を減額してございます。

収益的支出の1款1項営業費用の1目総係費198万9,000円の減額は、本年4月1日付、人事異動により職員人件費を調整したものでございます。3目配水及び給水費100万円の増額は、本年4月蛇沼葛子平地区において発生した漏水の復旧に係る経費を計上したものでございます。

2ページをお願いいたします。資本的支出の1項1目浄水場等建設改良費の工事請負費236万5,000円の増額は、蛇沼浄水場の配水流量計の更新に要する経費で、その財源として資本的収入におきまして企業債230万円、他会計補助金6万5,000円を計上してございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）
質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
討論を終結します。
これより議案第53号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
異議なしと認めます。議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第24 常任委員会の所管事務調査の報告について

○議長（竹原 義人君）
日程第24、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。
本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。
6番、総務文教常任委員会、山田将之委員長。

○総務文教常任委員長（山田 将之君）
去る3月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、5月30日委員会を招集、総務課長及び消防団長のほか関係者の出席を求め、消防団の管理運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。
以上で報告を終わります。令和7年6月5日、総務文教常任委員会委員長、山田将之。

○議長（竹原 義人君）
次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。
7番、民生商工常任委員会、栗谷川柳子委員長。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）
去る3月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、5月13日委員会を招集、健康長寿課長のほか関係職員の出席を求め、歯科口腔保健事業及び認知症対策事業について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付し

ております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和7年6月5日、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、建設農林常任委員会、久慈聡委員長。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る3月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、5月29日委員会を招集、建設課長のほか関係職員の出席を求め、蛇沼簡易水道及び町道の道路の管理運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和7年6月5日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

日程第25 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第25、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第26 議員派遣の件について

○議長（竹原 義人君）

日程第26、議員派遣の件についてを議題とします。

このことについては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第27 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第27、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

第524回三戸町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る6月2日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、宿泊施設の誘致に関する条例及び奨学金条例をはじめ、各議案について慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおり可決を賜りました。心から厚く御礼申し上げます。

おかげさまで宿泊施設の誘致に関する条例につきましては、先ほど議案審議の際ご紹介申し上げましたとおり、早速2つの事業者から問合せをいただいているところでございます。私といたしましても、これを機に誘致に向けて全力で取り組み、誘致を実現させる所存でございます。

また、議員皆様から賜りましたご意見、ご要望等につきましても、十分に尊重するとともに、今回可決を賜りましたその他の条例及び補正予算につきましても、スピード感を持って取り組んでまいりますので、議員皆様には今後とも三戸前進のため絶大なご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、いよいよ青森県で最も暑い三戸町を迎えるシーズンを迎えることとなります。皆様におかれましては、体調管理に十分ご留意の上、切にご自愛くださるようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。このたびは誠にありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第524回三戸町議会定例会を閉会します。

午後2時46分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

署名議員

署名議員
